

(平成21年3月18日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認東京地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 81 件

国民年金関係 61 件

厚生年金関係 20 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 110 件

国民年金関係 53 件

厚生年金関係 57 件

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、昭和43年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和43年1月から同年3月まで  
② 昭和49年4月から50年8月まで  
③ 昭和50年10月から52年5月まで  
④ 昭和52年8月  
⑤ 昭和53年2月から57年3月まで

私は、昭和42年3月20日に区役所で転入手続をした際に、国民年金に任意加入し、その後の国民年金保険料はすべて納付していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人の所持する国民年金手帳の検認記録欄に検認印が押印されている上、当時、申立人が居住していた区が保管する被保険者名簿には、当該期間の保険料が納付済であることが表示されているなど、当該期間の保険料が未納とされていることは不自然である。

しかしながら、申立期間②、③、④及び⑤については、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、当該期間の国民年金への切替手続、保険料の納付場所、納付金額、納付方法等に関する記憶が曖昧である。

また、申立人の所持する年金手帳の「国民年金の記録」欄に、当該期間を含む昭和49年4月から57年3月までの間の国民年金加入記録が記入されていない上、平成13年1月に、当該期間が国民年金の加入期間として整備されていることが確認でき、13年1月時点では当該期間は時効により保険料を納付することができない期間であるなど、申立人が、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和43年1月から同年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和61年12月から63年3月までの期間、平成10年10月及び11年1月から同年5月まで期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和38年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和61年12月から63年3月まで  
② 平成10年10月  
③ 平成11年1月から同年5月まで

私は、申立期間①については、当時、勤務していた会社を退職した後、区役所で厚生年金保険から国民年金への切替手続をし、送付された納付書により金融機関で国民年金保険料を納付していた。また、申立期間②及び③については、納付書に記載された保険料の納付期限に遅れないように注意しながら、金融機関で保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金保険料をおおむね納付しており、複数回にわたる厚生年金保険から国民年金への切替手続を適切に行っている。

申立期間①については、申立人の国民年金手帳の記号番号は、昭和63年4月ごろに払い出されていたと推認でき、この時点で、当該期間は保険料を現年度納付及び過年度納付することが可能な期間であるなど、申立内容に不自然さは見られない。

申立期間②及び③については、1か月及び5か月といずれも短期間であり、当該期間前後の期間及び直前の期間の保険料は過年度納付で納付済みであることが確認でき、その納付日から当該期間の保険料をも納付することが可能であるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和44年5月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年5月から同年12月まで  
② 昭和47年4月から55年3月まで

私の国民年金、国民健康保険の加入手続及び転居に伴う諸手続は、すべて亡母が行ってくれていた。申立期間①については、母が国民年金保険料を納めてくれたと思う。また、申立期間②については、昭和48年ごろに都内に転居後、49年5月ごろから送付された納付書により、毎月、金融機関で保険料を納付しており、その後、母と一緒に他市へ転居した後は、母が市の職員と折衝してくれ、保険料をさかのぼって分割納付したと記憶している。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、8か月と短期間であり、当該期間直後の国民年金保険料は納付済みである上、申立人の国民年金の加入手続をし、保険料を納付していたとする母親は、当該期間の自身の保険料を納付している。また、申立人は、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間②については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の国民年金手帳の記号番号は二つ（昭和44年10月ごろ及び55年9月ごろ）払い出されているが、申立人は、国民年金の加入手続等に関与していないため、加入状況等が不明確であるとともに、当該期間の保険料の納付場所、納付金額、さかのぼって納付した期間等の納付手続に関する記憶が曖昧であり、また、加入手続等をしていたとされる母親から当該期間当時の加入状況等を聴取することができないため、当該期間当時の状況が不明確であるなど、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和44年5月から同年12月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 東京国民年金 事案 3616

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和48年10月から50年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年10月から50年12月まで  
私は、夫が昭和48年8月に会社を退職して独立後、国民年金保険料を夫の分と一緒に納付していた。申立期間の私の保険料のみが未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は申立て期間を除き国民年金加入期間中の国民年金保険料をすべて納付している上、申立人が国民年金保険料と一緒に納付したとする申立人の夫の申立期間の保険料は納付済みとなっている。また、申立人の国民年金手帳の記号番号は夫婦連番で払い出されており、申立人は保険料の納付場所、納付方法等を具体的に説明するなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和55年10月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和55年10月から同年12月まで  
② 昭和57年4月から同年12月まで

私は、免除してもらった保険料を平成元年に追納した際に、役所の人に確認したところ、未納はないと言われた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、当該期間前後の国民年金保険料は納付済みであり、当該期間は3か月と短期間である上、当該期間前後の期間を通じて申立人夫婦の生活状況に大きな変化が見られないなど、当該期間の保険料のみが未納とされているのは不自然である。

しかしながら、申立期間②については、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人は当該期間の納付額、納付頻度等の納付状況に関する記憶が曖昧であるなど申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間のうち、昭和55年10月から同年12月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和55年10月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和55年10月から同年12月まで  
② 昭和57年4月から同年12月まで

私は、免除してもらった保険料を平成元年に追納した際に、役所の人に確認したところ、未納はないと言われた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、当該期間前後の国民年金保険料は納付済みであり、当該期間は3か月と短期間である上、当該期間前後の期間を通じて申立人夫婦の生活状況に大きな変化が見られないなど、当該期間の保険料のみが未納とされているのは不自然である。

しかしながら、申立期間②については、申立人の夫が申立人の当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、申立人は当該期間の納付額、納付状況等に関する記憶が曖昧であるなど、申立人の夫が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち昭和55年10月から同年12月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年6月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和15年生  
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和42年6月から43年3月まで

私は、会社の事務担当者から退職後直ぐに国民年金の加入手続を取るよういわれ、母親に依頼して国民年金保険料を納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付している上、申立期間は10か月と短期間であり、また、申立人の申立期間の保険料と一緒に納付したとする申立人の母親自身の保険料は、納付済みになっているなど、申立人の申立期間の保険料が未納になっているのは不自然である。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和43年4月ころに払い出されており、申立期間の保険料を納付することが可能であったなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和38年3月から39年3月までの期間及び61年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年3月から39年3月まで  
② 昭和61年1月から同年3月まで

母は、私の申立期間①の国民年金保険料を納付してくれていたはずである。また、私は、申立期間②の保険料を郵便局又は銀行で納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、60歳に達するまでの国民年金保険料をすべて納付している。また、申立期間①については、当該期間の保険料を納付していたとする母親及び同じく同居していた父親は、当該期間の自身の保険料が納付済みとなっている上、母親が申立人の保険料を集金人に印紙検認により納付していたとする納付方法は、申立人が居住していた区の当該期間当時の納付方法と合致すること、申立期間②については、当該期間前後の期間の保険料は納付済みであり、当該期間は3か月と短期間であるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年12月から44年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年12月から44年12月まで  
私は、結婚後、国民年金保険料を夫の分と一緒に納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間直後から60歳になるまで国民年金保険料をおおむね納付している上、一緒に納付したとする夫は、申立期間の自身の保険料が納付済みとなっている。また、区役所の窓口で保険料を納付し、国民年金手帳に検認印を押してもらったとする保険料の納付方法は、申立人が居住していた区の申立期間当時の納付方法と合致している上、申立人が納付したとする保険料額は申立期間の保険料額とおおむね一致しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和58年10月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和15年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和58年10月から61年3月まで

私は、昭和61年4月に第3号被保険者となるまで、市役所で納付書により国民年金保険料を納付したことを憶えているので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和54年5月に国民年金に任意加入して以降、申立期間を除いて国民年金保険料をすべて納付している。また、申立人の年金記録は、申立期間途中の昭和59年12月に被保険者資格を喪失し、61年3月まで未加入期間とされているが、申立人は、保険料を納付できなかったことはなく、資格喪失の手続をしたこともないと説明している上、申立人夫婦は申立期間当時住所を変更していないこと及び申立人の夫は60歳到達まで勤務先会社を変更していないことが確認でき、夫の長期の海外出張はあったが、その間の給与は国内の金融機関口座に振り込まれたとしているなど、申立期間を通じて申立人の経済的事情を含む生活状況に特に変化はなく、申立人に保険料納付の休止や被保険者資格喪失の申出をしなければならない事情はうかがわれず、申立人は昭和54年5月から引き続き保険料を納付していたと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和58年4月から59年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和18年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和56年9月から57年3月まで  
② 昭和58年4月から59年6月まで

私は、将来のことを考えて国民年金に加入した。昭和57年に結婚し、結婚後の国民年金保険料は、私が夫婦二人分を納めてきたのに、夫婦の納付記録に不一致がある。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間②のうち昭和58年4月から59年3月までの期間については、申立人は、国民年金の加入手続をした後、国民年金保険料の未納の通知が届いて区役所3階の担当課へ相談に行ったこと、区役所2階にあった銀行の出張所で納付書により保険料を納付したことなどを具体的に説明している上、申立人の国民年金手帳の記号番号は57年6月に払い出されており、当該期間の保険料を納付することが可能であったこと、当該期間に近接する59年7月から60年3月までの夫婦二人分の保険料が同一日に納付されていることが確認できることなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、上記の手帳記号番号払出時点では、当該期間の保険料は過年度分となるが、申立人は保険料を過年度納付した記憶が無く、申立人の妻は、納付済みとなっている当該期間の自身の保険料を結婚前に納付したと説明しているなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。また、申立期間②のうち、昭和59年4月から同年6月の期間については、妻の保険料も未納となっていることなど、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和58年4月から59年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和57年10月から58年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和57年10月から58年3月まで  
② 昭和59年4月から同年6月まで

私たち夫婦は、昭和57年に結婚し、結婚後の国民年金保険料は、夫が夫婦二人分を納めてきたのに、夫婦の納付記録に不一致がある。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人の当該期間前後の期間の国民年金保険料は納付済みとなっている上、夫婦二人の保険料を納付していたとする夫の保険料は納付済みであるなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間②については、申立人が保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の夫も当該期間の保険料が未納であるなど、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和57年10月から58年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和38年7月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和18年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和38年5月から41年3月まで

私は、20歳を過ぎてから通知を受け、区役所出張所で国民年金に加入した。加入時に区の職員から20歳から強制加入という説明を受け、20歳からの保険料をさかのぼって納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和38年7月から41年3月までの期間については、申立人は、申立期間後の国民年金保険料をすべて納付している上、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和40年8月に払い出されており、申立期間の保険料を過年度納付及び現年度納付することが可能であったなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間のうち、昭和38年5月及び6月については、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人の手帳記号番号が払い出された時点では当該期間は、時効により保険料を納付することができない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和38年7月から41年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和37年10月から38年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年10月から38年2月まで  
② 昭和39年8月

私の母は、国民年金が発足する際に、私の国民年金の加入手続をしてくれ、私が結婚するまで国民年金の保険料を納付してくれた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和36年2月に払い出されていることが確認でき、当該期間直前の期間の国民年金保険料は納付済みであり、母親との同居が継続されていたことから、引き続き保険料を納付することが可能であったと考えられる上、当該期間は5か月と短期間であるなど申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間②については、申立人の母親が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、当該期間は、平成5年に記録の整備を行ったことにより、未加入期間から未納期間に変更されたものであり、当該変更時点では、当該期間は時効により保険料を納付できない期間であるなど、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和37年10月から38年2月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和50年4月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年4月から48年9月まで  
② 昭和50年4月から51年3月まで

私は、昭和50年12月頃に国民年金への加入手続を行った際、過去の未納期間の国民年金保険料を含めて夫婦二人分の保険料として3万円を超える保険料額を納付したはずである。申立期間が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、申立人が一緒に納付したとする申立人の夫の当該期間の保険料は納付済みとなっている上、12か月と短期間であり、納付したとする金額は納付したとする昭和50年12月時点で過年度納付が可能であった48年10月から51年3月までの期間の夫婦二人分の保険料額とおおむね一致することなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①については、当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）がなく、保険料の納付時期、納付方法等に関する申立人の記憶は曖昧であり、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、保険料を納付したとする昭和50年12月時点は、第2回特例納付実施期間中であり、申立人夫婦は第2回特例納付により昭和36年度分の保険料をそれぞれ納付していることが確認できるが、納付したとする金額は、当該期間の保険料をも第2回特例納付で納付した場合の額と大きく異なっており、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和50年4月から51年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和58年10月から同年12月までの期間及び59年10月から60年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和22年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和58年10月から同年12月まで  
② 昭和59年10月から60年3月まで

私の申立期間の国民年金保険料は、会社退職後の昭和57年6月ごろに、妻が私の国民年金の加入手続きをした後は、妻が自身の保険料と一緒に区役所等で、納付してくれていた。妻が納付済みになっているのに、私の申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和57年6月以降は、申立期間を除き国民年金保険料をおおむね納付しており、申立期間は合わせて9か月と短期間である。

また、夫婦の保険料の納付日が確認できる平成9年4月から10年3月までの期間は、納付日が同一日であり、基本的に夫婦一緒に保険料を納付していたものと認められ、夫婦の保険料を納付していたとする申立人の妻は、申立期間の保険料が納付済みとなっており、納付したとする金額は申立期間の保険料額とおおむね一致している上、申立期間前後を通じて申立人の職業や住所に変更はなく、申立人の生活状況に大きな変化は認められないなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和52年4月から54年3月までの期間及び61年4月の国民年金の付加保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

また、申立人の昭和59年11月分の国民年金保険料については、還付されていないと認められることから、還付についての記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年2月から49年9月まで  
② 昭和49年10月から51年2月まで  
③ 昭和52年4月から54年3月まで  
④ 昭和59年11月  
⑤ 昭和60年4月  
⑥ 昭和61年4月  
⑦ 平成4年4月から同年6月まで

私の国民年金保険料は、申立期間①については、当時大学生だったが、社会保険事務所に勤めていた父が納付してくれていた。申立期間②については、昭和51年春ごろ、区役所で加入手続を行った際、保険料を結婚の時までさかのぼって納付した。保険料が未納とされていることに納付できない。申立期間③については、前後の期間と同様に付加保険料も納付した。申立期間④については、還付された記憶が無い。申立期間⑤については、60年4月に国民年金の再加入手続をし、付加保険料も含め、保険料を納付していた。申立期間⑥及び⑦については、いずれも定額保険料と付加保険料を納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間の保険料をすべて納付しており、申立期間③及び⑥については、当該期間前後の期間は、いずれも付加保険料を納付済みとなっており、納付方法についての申立人の記憶は具体的であるなど、申立内容に不自然さは見られない。

また、申立期間④については、当該期間直前の期間が当初は未納であった

が、社会保険事務所において納付記録が納付済みに訂正されており、行政側の記録管理に不備があったことがうかがわれ、社会保険事務所のオンライン記録に記載されている口座番号は、申立人が所持している銀行の口座番号と異なっていることが確認できるなど、申立人の保険料が還付されていることをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

しかしながら、申立期間①については、申立人の父親が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、父親は国民年金手帳及び納付方法に関する記憶が不明確であるなど、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和51年3月時点では、当該期間は時効により保険料を納付することができない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

申立期間②、⑤及び⑦については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立期間②については昭和51年3月に、申立期間⑤については昭和60年5月にそれぞれ国民年金の任意加入の手続を行っており、任意加入の場合には制度上、当該期間の保険料をさかのぼって納付することはできない。

申立期間⑦については、国民年金の再加入の<sup>あいまい</sup>手続及び付加保険料の納付状況に関する申立人の記憶が曖昧であり、申立期間の付加保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和52年4月から54年3月までの期間及び61年4月の国民年金付加保険料については、納付していたものと認められる。

また、申立人は、昭和59年11月分の国民年金保険料を、還付されていないものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和48年4月から50年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和19年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和39年1月から41年3月まで  
② 昭和48年4月から51年6月まで

私の申立期間のうち、申立期間①について、当時学生だったが、母が国民年金の加入手続をしてくれ、国民年金保険料も納めてくれていたはずである。

また、申立期間②については、当時居住していた町の集金人に保険料を納めていた記憶がある。このことは当時近所に住んでいた知人も証言してくれている。

申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間②のうち昭和48年4月から50年3月までの期間については、申立人は、当時転居してきた町の町役場で転入届と一緒に国民年金への加入手続をしたことを鮮明に記憶しており、当該町役場の職員が「当時原則的には納付書方式に切り替わっていたが、昭和48年度、49年度については、従来どおり婦人会組織による納付制度が並行して行われていた」としており、集金人に国民年金保険料を納付したとする申立人の説明は当該地域の納付制度と一致している。また、申立人の近隣に住む知人は「申立人は当時、印紙検認方式で保険料を納付していた」と証言しており、さらに、納付したとする金額は当該期間当時の保険料額とおおむね一致しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間②のうち昭和50年4月から51年6月までの期間については、申立人が保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は当該期間の保険料を集金人に納付していたとしているが、当該期間以後は納付組織による保険料の集金制度が実施されていなかったことが確認できる。また、申立人の国民年金手帳が2度目に払い出された昭和51年11月時点では、当該期間の一部について、さかのぼって保険料を納付することは可能であるが、申立人は、さかのぼって保険料を納付したことはないと説明しているなど、申立人が申立期間の保険料を納付

していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間①については、申立人が保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人自身は、保険料の納付に直接関与しておらず、保険料を納付していたとされる母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確であるなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、昭和48年4月から50年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和39年2月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和19年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和39年2月から50年3月まで  
私は、昭和50年3月ごろ、夫と二人で国民年金に加入し、満額の年金を受給できるよう夫婦二人分の保険料を特例納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦は、申立期間後の国民年金加入期間について、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人がまとめて保険料を納付したとする時期は、第2回特例納付が実施されていた時期であり、申立期間の保険料を納付することは可能である上、保険料の納付に至った経緯、納付方法に関する説明は具体的であり、申立人が納付したとする金額は、申立期間の保険料を第2回特例納付で納付した場合の額とおおむね一致しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年8月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和18年生  
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和38年8月から50年3月まで

私は、昭和50年3月ごろ、妻と二人で国民年金に加入し、満額の年金を受給できるよう夫婦二人分の保険料を妻がまとめて納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦は、申立期間後の国民年金加入期間について、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人の妻が保険料をまとめて納付したとする時期は、第2回特例納付が実施されていた時期であり、申立期間の保険料を納付することは可能である上、保険料の納付に至った経緯、納付方法に関する説明は具体的であり、妻が納付したとする金額は、申立期間の保険料を第2回特例納付で納付した場合の額とおおむね一致しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 1 月から平成 2 年 8 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 31 年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 1 月から平成 2 年 8 月まで

私は、昭和 60 年 2 月に国民健康保険と一緒に国民年金に加入し、申立期間の国民年金保険料は、母親が納付してくれていたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金に加入した経緯及び国民年金保険料額に関する記憶が具体的である上、保険料を納付していたとする申立人の母親は、保険料の納付方法や納付場所に関する記憶が具体的で、その内容は当時の状況と一致しているほか、申立人の母親は、国民年金加入期間の自身の保険料を完納しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正14年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年1月から同年3月まで  
私は、会社退職後、国民年金に加入して国民年金保険料を納付してきたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付している上、申立期間は3か月と短期間である。

また、申立人は、申立期間前後の期間の保険料を第2回特例納付で納付しており、申立期間の保険料のみを納付しなかったとすることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和43年5月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和11年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和43年5月から47年3月まで  
私は、国民年金保険料の未納分をさかのぼって納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入期間について、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、申立人の夫も申立期間を含め加入期間のすべての保険料を納付している。

また、申立人が保険料を特例納付したとする時期は、第2回特例納付が実施されている時期であり、一緒に特例納付したとする申立人の夫は、自身の未納期間の保険料を第2回特例納付により納付していることが確認できる上、申立人が特例納付したとする金額は、申立期間当時の保険料額とおおむね合致していることが確認できるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和44年4月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年5月から49年3月

私は、会社を退職し事業を開始したが、厚生年金保険の加入資格が無かったため、妻に依頼して国民年金の加入手続をし、以後妻が私の国民年金保険料を納付してきた。また、社員に対しても国民年金への加入を勧めた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和44年4月から49年3月までの期間については、申立人は、当該期間後の国民年金保険料をすべて納付しており、国民年金に加入した契機について具体的に説明している上、申立期間当時、申立人の会社に勤務していた元社員二人は、申立人から勧奨されて国民年金に加入したと説明し、44年4月から自身の保険料を納付している。また、申立人の申立期間の保険料を納付していたとする妻は、保険料を印紙検認により納付していたことを記憶しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間のうち、昭和43年5月から44年3月までの期間については、申立人の妻が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、妻は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関する記憶が不明確であるなど、妻が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和44年4月から49年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和45年4月から同年6月までの期間、47年1月から同年3月までの期間及び49年10月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和9年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和45年4月から同年6月まで  
② 昭和47年1月から同年3月まで  
③ 昭和49年10月から同年12月まで

私は、兄と共同で店を営み、私の国民年金の加入手続は、兄夫婦が行い、国民年金保険料も当初は兄夫婦が納付してきた。妻が昭和43年に国民年金に加入後は、妻が私の保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間はそれぞれ3か月と短期間である上、申立期間前後の期間の保険料は納付済みである。また、申立人の保険料を納付していたとする妻も、国民年金に加入した昭和43年4月以降、申立期間を含め自身の保険料をすべて納付しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和46年4月から47年3月までの期間、48年4月から51年3月までの期間、54年4月から同年6月までの期間、55年4月から同年6月までの期間及び58年4月から60年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年10月から47年3月まで  
② 昭和48年4月から51年3月まで  
③ 昭和54年4月から同年6月まで  
④ 昭和55年4月から同年6月まで  
⑤ 昭和58年4月から61年3月まで

私たち夫婦の国民年金保険料は、免除期間を除き一緒に納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①のうち、昭和46年4月から47年3月までの期間については、申立人が居住する市が保管する国民年金被保険者名簿の検認記録欄に、納付済期間と同様の処理がされていることが確認できる。申立期間②及び⑤のうち、58年4月から60年3月までの期間については、申立人が所持している確定申告書(控)の社会保険料控除欄に記載されている保険料額は、当該期間の保険料額とおおむね一致している。また、申立期間③及び④については、当該期間前後の期間の保険料は納付済みであり、期間はそれぞれ3か月と短期間であるなど、当該期間の保険料が未納となっていることは不自然である。

しかしながら、申立期間①のうち、昭和42年10月から46年3月までの期間については、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、当該期間の保険料を印紙検認により納付した記憶が無いと説明しており、申立期間⑤のうち、60年4月から61年3月までの期間については、申立人が所持している確定申告書(控)の社会保険料控除欄に保険料額の記載が無い上、申立人は、保険料の納付状況に関する記憶が曖昧であるなど、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和46年4月から47年3月までの期間、48年4月から51年3月までの期間、54年4月から同年6月までの期間、55年4月から同年6月までの期間及び58年4月から60年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和46年4月から47年3月までの期間、48年4月から49年3月までの期間及び57年4月から58年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年10月から47年3月まで  
② 昭和48年4月から51年3月まで  
③ 昭和54年4月から61年3月まで

私たち夫婦の国民年金保険料は、免除期間を除き一緒に納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①のうち、昭和46年4月から47年3月までの期間については、申立人が居住する市が保管する国民年金被保険者名簿の検認記録欄に、納付済期間と同様の処理がされていることが確認できる。申立期間②のうち、48年4月から49年3月までの期間及び申立期間③のうち、57年4月から58年3月までの期間については、申立人の夫が所持する確定申告書(控)の社会保険料控除欄に記載されている保険料額は、申立人及び夫の二人分の当該期間の保険料額とおおむね一致している。

しかしながら、申立期間①のうち、昭和42年10月から46年3月までの期間については、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、当該期間の保険料を印紙検認により納付した記憶が無いと説明しており、申立期間②のうち、49年4月から51年3月までの期間及び申立期間③のうち、58年4月から60年3月までの期間については、申立人の夫が所持する確定申告書(控)の社会保険料控除欄に記載されている保険料額は、夫の一人分の保険料額である。申立期間③のうち、54年4月から57年3月までの期間及び60年4月から61年3月までの期間については、当該確定申告書(控)の社会保険控除欄に保険料額の記載が無く、申立人は、保険料の納付状況に関する記憶が曖昧であるなど、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらず

ない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和46年4月から47年3月までの期間、48年4月から49年3月までの期間及び57年4月から58年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和37年4月から39年3月までの期間及び55年7月から同年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年4月から39年3月まで  
② 昭和55年7月から同年9月まで

私は、国民年金に加入後、しばらく国民年金保険料を納付していない時期があったが、その期間の保険料をさかのぼってすべて納付したはずであり、申立期間①については、領収書も所持している。申立期間②についても、区役所窓口及び金融機関で納付していたはずなので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、当該期間前後の期間の保険料は、納付済み又は申請免除期間であり、申立人は、当該期間を含む昭和37年4月から44年6月までの期間が明記された領収書を所持しており、当該領収書には一部記載内容に誤りが見受けられるものの、申立人が作成したものではないことから、行政側の事務処理に過誤があったものと考えられる。

申立期間②については、当該期間前後の期間の保険料は納付されており、当該期間は3か月と短期間である上、申立人は国民年金加入期間について、申立期間を除き保険料をすべて納付しているなど、申立人が当該期間の保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和38年4月から39年3月までの期間及び39年7月から40年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年4月から39年3月まで  
② 昭和39年7月から40年3月まで

私は、区役所から未納分の国民年金保険料があるので、納付してくださいとの通知があったので、保険料を区役所出張所で納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付している上、申立期間前後の期間の保険料は納付済みであり、申立期間は12か月及び9か月と短期間である。また、申立期間及びその前後の期間を通じて夫の職業及び住所に変更はなく、申立人の生活状況に大きな変化は見られないなど、申立期間の保険料が未納となっていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和49年4月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和16年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和47年9月から50年3月まで

私は、昭和50年4月ごろに、さかのぼって申立期間の国民年金保険料を納付し、その後は3か月ごとに保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和49年4月から50年3月までの期間については、申立人は、当該期間直後の昭和50年4月から52年3月までの国民年金保険料を3か月ごと納期限内に納付しており、60歳になるまで保険料をすべて納付している上、申立人が納付したとする金額は、当時の保険料額とおおむね一致しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間のうち、昭和47年9月から49年3月までの期間については、申立人が保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、納付状況に関する記憶が曖昧であり、納付したとする金額は、49年4月から50年3月までの保険料に加えて、当該期間の保険料をも納付した場合の金額と大きく異なるなど、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和49年4月から50年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年4月から41年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和11年生  
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和40年4月から41年3月まで

私は、これまできちんと国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付している。また、国民年金手帳に検認印が押されていたとの説明は、申立期間当時申立人が居住していた区の納付方式に合致し、保険料を納付したとする区の出張所は、申立期間当時開設され、現年度保険料の収納を行っている上、納付したとする保険料額は申立期間当時の保険料額におおむね一致しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和38年4月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和10年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年4月から40年3月まで

私は、申立期間の国民年金保険料を住込みで働いていた飲食店に来た集金人に納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和38年4月から40年3月までの期間については、申立人は、当該期間直後から60歳になるまで国民年金保険料をすべて納付しており、国民年金に加入した時にまとめて保険料を集金人に納付したとする説明は、当時、国民年金部職員が被保険者を個別に訪問して過年度保険料を徴収していた取組と合致し、納付したとする金額は、申立期間の保険料額と一致している。

しかしながら、申立期間のうち、昭和36年4月から38年3月までの期間については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人は納付時期に関する記憶が曖昧であるなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す周辺事情も見当たらない。さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された40年7月時点では、当該期間は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和38年4月から40年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年10月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年10月から61年3月まで

私は、申立期間の国民年金保険料を平成7年に追納したはずであり、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、平成7年9月に追納申出を行っていることが確認できる上、追納申出を行ったときに、納付期間、納付金額等を書き留めたとする資料を所持しており、その内容は、追納が可能であった期間及び必要とされる金額と合致し、申立人の追納の経緯等に関する説明は具体的であるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和48年6月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和28年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和48年6月から49年3月まで

私は、結婚するまでの間に、20歳当初からの国民年金保険料をさかのぼってすべて納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間は10か月と短期間であり、申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付している。また、申立人の保険料の納付の経緯等に関する記憶は具体的である上、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された時点で、申立期間の保険料は過年度納付することが可能であるなど、申立内容に不自然さは見当たらない。

さらに、昭和48年6月分の保険料200円が過誤納により還付されていること確認できるが、過誤納とされた理由や経緯が不明であるなど、申立期間の記録管理に不備があった可能性も考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和49年1月から同年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和18年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和46年7月から53年6月まで  
② 昭和54年4月から56年3月まで

私は、夫の分と一緒に国民年金保険料を納付してきたはずであり、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①のうち、昭和49年1月から同年5月までの期間については、5か月と短期間であり、申立人が自身の国民年金保険料と一緒に納付したとする夫の保険料は納付済みとなっており、申立人の当該期間の保険料のみが未納とされていることは不自然である。

しかしながら、申立期間①のうち、昭和46年7月から48年12月までの期間、49年6月から53年6月までの期間及び申立期間②については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、保険料の納付方法、納付場所等に関する記憶が曖昧である上、当該期間の夫の保険料は未納となっているなど、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和49年1月から同年5月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 1 月から同年 3 月まで

私は、国民年金に加入して以来、国民年金保険料を滞りなく納付してきた。以前、納付記録が見つかり記録が訂正されたことがあるが、申立期間についても保険料を納付しているはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 3 か月と短期間であり、申立人は、国民年金に任意加入し、申立期間前後の期間の国民年金保険料を納付済みであり、申立期間直後の 1 年間の保険料については前納していることが確認できる上、申立期間及びその前後の期間を通じて申立人の住所や夫の職業に変更はなく、生活状況に大きな変化は見られないことなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和54年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和9年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和54年1月から同年3月まで

私たち夫婦は、昭和53年8月に国民年金に加入し、過去の未納の国民年金保険料を納付するとともに、加入後は申立期間を含め、保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦は、申立期間を除き国民年金保険料をおおむね納付している上、申立期間は3か月と短期間であり、その前後の期間の保険料を納付している。また、申立人夫婦が納付書により保険料を納付していたとする方法は、申立人夫婦が申立期間当時に居住していた市の収納方法と合致しており、申立期間の前後を通じて申立人夫婦の仕事や住所に変更はなく、申立人夫婦の生活状況に大きな変化は認められないなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和54年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和10年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和54年1月から同年3月まで

私たち夫婦は、昭和53年8月に国民年金に加入し、過去の未納の国民年金保険料を納付するとともに、加入後は申立期間を含め、保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦は、申立期間を除き国民年金保険料をおおむね納付している上、申立期間は3か月と短期間であり、その前後の期間の保険料を納付している。また、申立人夫婦が納付書により保険料を納付していたとする方法は、申立人夫婦が申立期間当時に居住していた市の収納方法と合致しており、申立期間の前後を通じて申立人夫婦の仕事や住所に変更はなく、申立人夫婦の生活状況に大きな変化は認められないなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年6月から61年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和18年生  
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和59年6月から61年1月まで

私は、昭和59年4月に厚生年金保険の未適用事業所に就職し、国民健康保険と国民年金の加入手続を行い、同年6月から国民年金保険料を納付書により金融機関で納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、厚生年金保険の未適用事業所に就職した昭和59年4月に、区役所で、従前に交付されていた国民年金手帳を持参し、国民年金の再加入手続を行ったと具体的に説明しており、国民年金保険料を納付書により納付していたとする方法は、申立人が居住していた区の納付方法と合致する上、納付したとする金融機関は当時開設されており、保険料の収納業務を行っていたことが確認できるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和7年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年4月から41年3月まで  
私たち夫婦は、第1回特例納付及び第2回特例納付で、夫婦二人の申立期間の国民年金保険料をすべて納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦は、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付している上、申立期間は強制加入期間である。また、申立人夫婦は当時所属していた業界団体で特例納付が話題になったので、夫婦一緒に特例納付したといういきさつについて具体的に記憶しており、昭和45年以降に行われた特例納付により、第1回特例納付で手元にあった資金で納付を行い、その際に納付していなかった期間を、第2回特例納付によって一括納付したという説明は具体的であるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和11年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年4月から41年3月まで  
私たち夫婦は、第1回特例納付及び第2回特例納付で、夫婦二人の申立期間の国民年金保険料をすべて納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦は、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付している上、申立期間は強制加入期間である。また、申立人夫婦は当時所属していた業界団体で特例納付が話題になったので、夫婦一緒に特例納付したといういきさつについて具体的に記憶しており、昭和45年以降に行われた特例納付により、第1回特例納付で手元にあった資金で納付を行い、その際に納付していなかった期間を、第2回特例納付によって一括納付したという説明は具体的であるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和40年12月から42年3月までの期間、同年10月から43年3月までの期間及び44年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年12月から42年3月まで  
② 昭和42年10月から43年3月まで  
③ 昭和44年1月から同年3月まで

私たち夫婦は、一緒に国民年金に加入し、夫婦一緒に申立期間の国民年金保険料を特例納付したにもかかわらず、夫の保険料だけが納付済みとされている。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付している上、申立期間の保険料を特例納付したとする昭和50年11月は、第2回特例納付の実施期間である。また、申立人が夫婦二人分の保険料を特例納付したとする金額は、申立期間の保険料及び第2回特例納付により納付済みとなっている夫の保険料を第2回特例納付により納付した場合の保険料額とおおむね一致しており、申立期間の夫の保険料は、第2回特例納付により納付済みとなっている。さらに、申立人と夫は42年4月から同年9月までの期間及び43年4月から同年12月までの期間の保険料を同一日に納付していることが確認でき、基本的に夫婦一緒に保険料を納付していたものと認められるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和42年7月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和17年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和42年7月から44年3月まで

私は、母から私の申立期間の国民年金保険料を納付書によりさかのぼって一括で納付したと聞いており、社会保険事務所から保険料の未納の連絡は一度ももらったことがない。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和44年4月以降の国民年金保険料をすべて納付しており、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された44年9月又は最初に保険料を納付したことが確認できる同年10月のいずれの時点においても申立期間の保険料を過年度納付することが可能であったこと、申立人が申立期間当時居住していた市では、国民年金担当窓口で過年度保険料の納付書を用意しており、その納付書に金額を記入して金融機関で納付するよう案内していたことが確認できること、申立人の国民年金の加入手続及び申立期間の保険料を納付したとする母親は、申立人の国民年金への加入時期と同時期の44年8月に任意加入し、自身の保険料をすべて納付していることなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和44年4月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年4月から45年3月まで

私たち夫婦は、昭和40年4月に国民年金に加入し、将来のために掛け忘れがないように気をつけながら、国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和40年4月の国民年金への加入以降、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間前後の期間の保険料は納付済みであり、申立期間は12か月と短期間である。

また、申立人夫婦が居住していた区では、集金人が過年度保険料の納付書を所持し、未納期間のある者に渡していたことが確認でき、申立人の国民年金手帳に検認印がある申立期間直後の昭和45年5月時点で申立期間の過年度保険料の納付書を集金人から入手し、納付することも可能であったなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和44年4月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年4月から45年3月まで

私たち夫婦は、昭和40年4月に国民年金に加入し、将来のために掛け忘れがないように気をつけながら、国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和40年4月の国民年金への加入以降、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間前後の期間の保険料は納付済みであり、申立期間は12か月と短期間である。

また、申立人夫婦が居住していた区では、集金人が過年度保険料の納付書を所持し、未納期間のある者に渡していたことが確認でき、申立人の国民年金手帳に検認印がある申立期間直後の昭和45年5月時点で申立期間の過年度保険料の納付書を集金人から入手し、納付することも可能であったなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 5 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の指名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 5 月

私は、国民年金制度発足時に国民年金の加入手続を行い、昭和 38 年 6 月に私の経営する会社が厚生年金保険に加入するまでの間、国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 36 年 4 月に国民年金に加入以降、厚生年金保険被保険者の資格を取得するまで、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間は1か月と短期間である。また、申立人は、申立期間及びその前後の期間を通じて住所の変更もなく、事業の経営状況も順調であり、申立人の生活状況に大きな変化は見られないなど、申立内容に不自然な点は見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和56年1月から58年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和25年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和47年4月から58年12月まで

私は、結婚した後は夫が国民年金保険料を納付していたはずであり、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和56年1月から58年12月までの期間については、申立人の所持する所得税源泉徴収簿（控）の「社会保険料控除」欄に、社会保険料の納付額が記載されており、その金額は、当該期間の国民年金保険料を納付した場合の保険料額と一致し、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間のうち、昭和47年4月から55年12月までの期間については、申立人は、当該期間の保険料の納付等に関与しておらず、当該期間の保険料を納付していたとする夫は、保険料の納付方法等の記憶が不明確であるなど、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和56年1月から58年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和40年12月から41年4月までの期間及び41年6月から42年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和16年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和40年12月から41年4月まで  
② 昭和41年6月から49年12月まで

私の国民年金保険料は、学生時代以降、父が実家のある市で納付してくれていた。また、私自身も、上京後に国民年金に加入し、保険料を納付書により区役所で納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び申立期間②のうち昭和41年6月から42年12月までの期間については、申立人の実家のある市で払い出された国民年金手帳の記号番号により36年8月から42年12月までの国民年金保険料が納付されていたことが、特殊台帳から確認できる。また、同台帳には43年3月に、当該期間を含む40年4月から42年12月までの保険料が還付されていることが確認できるが、申立人は、厚生年金保険の被保険者であった40年4月から同年11月までの期間及び41年5月以外は、社会保険庁の記録上、強制加入期間であり、保険料が還付される前は納付済期間となっていたことから、申立期間については納付済期間とする必要がある。

しかしながら、申立期間②のうち、昭和43年1月から49年12月までの期間については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、上京後、居住していた区において自身で国民年金に加入したとする時期、保険料額、納付方法等の記憶が曖昧であるなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。さらに、申立人は上京後に新たに手帳記号番号の払い出しを受けていると説明しているが、当該手帳記号番号が払い出された50年2月時点では、当該期間の大部分は時効により保険料を納付

できない期間である上、当該区で別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和40年12月から41年4月までの期間及び41年6月から42年12月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年7月及び同年8月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年7月及び同年8月  
私の申立期間の国民年金保険料は、妻の分と一緒に金融機関で納付していたはずである。私の申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和52年6月以降は、申立期間を除き国民年金保険料を納付しており、厚生年金保険から国民年金への2回の切替手続をいずれも適切に行っている。

また、申立期間は2か月と短期間であり、申立期間直前の保険料を現年度納付している上、一緒に保険料を納付していたとされる申立人の妻は申立期間の自身の保険料が納付済みとなっているなど、申立期間の保険料が未納となっていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年5月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年5月から同年9月まで  
私の申立期間の国民年金保険料は、金融機関で納付していたはずである。  
申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和52年6月以降は、申立期間直前までの国民年金保険料を納付している。

また、申立期間は5か月と短期間であり、申立期間直前の保険料を現年度納付している上、申立期間及びその前後の期間を通じて申立人の夫の職業に変更はなく、申立人の生活状況に大きな変化は認められないなど、申立期間の保険料が未納となっていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年9月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年9月から42年3月まで

私は、国民年金に加入してからは、夫婦二人分の国民年金保険料を納付してきた。夫の保険料だけが納付済みで、私の保険料のみが未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、厚生年金保険から国民年金への切替手続を適切に行っているほか、申立期間は7か月と短期間である。また、申立人が一緒に保険料を納付していたとする夫は、申立期間の自身の保険料を、申立人が国民年金に加入手続した後に過年度納付している上、夫婦二人の納付日を確認できる昭和42年4月から46年12月までの期間及び47年4月から58年6月までの期間の保険料は、すべて夫婦同一日に納付されているなど、申立人の保険料のみが未納となっていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成6年5月及び同年6月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年5月及び同年6月

私は、転職する際に2か月間無職であり、国民年金保険料を納付していなかったが、次の就職が決まったところに、妻に国民年金の加入手続を行ってもらい、その後に送付されてきた納付書で私の保険料を妻が納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間の国民年金保険料を納付したとする申立人の妻は、申立期間の国民年金の加入手続及び保険料の納付状況を具体的に記憶している上、申立期間は2か月と短期間である。また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立期間中に払い出されていることが確認できる上、妻は、申立人の加入手続をした時期に自身の第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更を行い、申立期間の自身の保険料を納付しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和11年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年4月から42年3月まで

私は、昭和47年6月ごろに市役所出張所で過去の国民年金保険料を納付すれば満額の年金を受給できると聞き、保険料をまとめて納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間は記録上強制加入期間である上、申立人が申立期間の保険料をまとめて納付したとする昭和47年6月は、第1回特例納付の実施期間であり、申立人が納付したとする金額は、申立期間の保険料を第1回特例納付により納付した場合の保険料額とおおむね一致している。

また、申立人が申立期間当時に居住していた市の昭和47年6月の市報に、特例納付による保険料の納付を勧奨する記事が掲載されており、申立人が保険料を納付したと説明する市役所出張所において納付するよう記載されていることが確認できるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和15年生  
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和45年4月から同年6月まで  
私の妻は、婚姻後の私の国民年金保険料をきちんと納付してくれていたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和41年4月以降、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間前後の期間の保険料は納付済みで、申立期間は3か月と短期間である上、納付日を確認できる期間の保険料はすべて納付期限内に納付されているなど、申立期間の保険料が未納となっていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和42年1月から同年3月までの期間及び42年7月から同年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和5年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ①昭和36年4月から37年3月まで  
②昭和42年1月から同年3月まで  
③昭和42年7月から同年9月まで

私は、母と一緒に国民年金に加入し、昭和36年4月から集金人に国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間②及び③については、いずれも3か月と短期間であり、当該期間当時、申立人と同居し、一緒に国民年金保険料を納付していたとする申立人の妹は、当該期間のうち、厚生年金に加入するまでの昭和42年1月及び2月の保険料を納付している。また、当該期間当時、申立人が居住していた区では、区役所の専任徴収員が保険料の集金を行っていたことが確認できるなど、申立内容に不自然さはみられない。

しかしながら、申立期間①については、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人は、昭和36年から集金人に保険料を納付していたと説明しているが、申立人が居住していた区では、徴収員による集金が始まったのは37年4月からであること、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出されたのは38年4月であることなど、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和42年1月から同年3月までの期間及び42年7月から同年9月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和57年4月から59年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和15年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ①昭和51年11月から52年3月まで  
②昭和52年6月から54年3月まで  
③昭和54年4月から55年3月まで  
④昭和57年4月から59年10月まで

私は、申立期間当時、国民年金保険料を納められない状態ではなく、老後の生活資金と考え保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納及び申請免除とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間④については、申立人は、当該期間前年の昭和56年5月に年金手帳の再交付を受けており、当該期間直前の55年4月から57年3月までの2年間の国民年金保険料を納付しているなど、その当時保険料の納付意欲があったものと考えられ、また、当該期間の保険料の納付書を継続して受け取っていたと考えられることから、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①、②及び③については、申立人が保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、当時の納付場所、保険料額など保険料の納付状況に関する記憶が曖昧であるなど、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和57年4月から59年10月までの国民年金保険料については納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和42年5月から同年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名：女  
基礎年金番号：  
生年月日：大正13年生  
住所：

#### 2 申立内容の要旨

申立期間：昭和42年5月から同年8月まで

私は、昭和44年6月まで国民年金保険料を納付していた。42年9月に厚生年金保険に加入したため、申立期間を含めて還付済みと言われたが還付された記憶がない。申立期間が未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間を含む昭和42年5月から44年6月までの国民年金保険料は、申立人が所持する国民年金手帳及び領収書により納付されたことが確認できる。

また、納付された当該期間の保険料は昭和45年4月に還付されていることが国民年金手帳及び特殊台帳により確認でき、社会保険庁の記録上、申立期間は国民年金未加入期間となっているが、申立人が厚生年金保険に加入したのは42年9月であるため、その前の申立期間は任意加入被保険者として国民年金の被保険者となる期間であり、保険料が還付される前は納付済期間となっていたことから、申立期間については納付済期間とする必要がある。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年7月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年7月から同年9月まで

私は、国民年金に加入してからは、未納なく国民年金保険料を郵便局で3か月分ずつ納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和44年4月以降、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間前後の期間の保険料はいずれも納付期限内に納付していることが確認でき、申立期間は3か月と短期間である。また、申立期間及びその前後の期間を通じて申立人の仕事や住所に変更はなく、生活状況に大きな変化は認められないなど、申立期間の保険料が未納となっていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和41年8月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和14年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和41年8月から45年3月まで

私は、国民年金の加入手続を行った際、今ならば国民年金保険料をさかのぼって納付することができると思ったので、未納となっていた期間の保険料をすべて納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間後の国民年金保険料をすべて納付しており、昭和49年度を除き前納している。また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された45年11月は第1回特例納付実施期間中である上、申立人がさかのぼって納付したとする金額は、申立期間の保険料を第1回特例納付及び過年度納付し、45年度分の保険料を現年度納付した場合の合計金額におおむね一致しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和49年5月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年5月から50年3月まで  
② 昭和51年3月  
③ 昭和53年5月から同年9月まで

私は、厚生年金保険の資格喪失後、国民年金に加入し、申立期間①については、昭和50年11月に当該年分の国民年金保険料とあわせて納付した。申立期間②及び③については、厚生年金保険との重複期間で国民年金保険料を還付済みとのことだが、いずれも家計簿に還付された記載がない。

申立期間①の保険料が未納とされていること及び申立期間②及び③の保険料が還付されていないことに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、当該期間を除き国民年金保険料をすべて納付している。また、申立人から提出された当該期間に係る家計簿では、当時申立人が納付すべき保険料額に一致する金額が記載されていること、及び記録上納付済みとなっている期間について、納付月、納付金額が一致していることなど、申立人の申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間②及び③については、当該期間の国民年金保険料が厚生年金保険との重複加入により重複納付されたことが確認できるが、当該重複納付にかかる還付の事務処理は、還付・充当・死亡一時金リスト等により、還付金額、還付対象月、還付金支払日、還付決議日等が明確に確認できるなど、申立人に対する還付を疑わせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和49年5月から50年3月までの国民年金保険料は納付していたものと認められる。

## 東京国民年金 事案 3717

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 大正6年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年4月から37年3月まで

私は、厚生年金保険適用事業所を退職した後、国民年金に加入し、住宅併用店舗に来た区役所の集金人に、妻の分と一緒に国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和38年4月時点で、前年の37年度分の保険料を納付している上、申立人は、昭和38年度以降60歳到達までの保険料をすべて納付している。

また、申立人は、集金人に保険料を納付したと説明しており、申立人の手帳記号番号が払い出された時点において、集金人に過年度分の保険料を納付することが可能であったなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成15年4月について、26万円の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、同月の標準報酬月額に係る記録を26万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和37年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年2月1日から同年5月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した申立期間の標準報酬月額が20万円となっているとの回答をもらった。しかし、同社との契約では、月額45万円の報酬となっており、申立期間は給与から標準報酬月額44万円に相当する厚生年金保険料が控除されているので、当該期間の標準報酬月額を44万円に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に勤務していた平成15年2月1日から同年4月末日までの申立期間は、社会保険事務所の記録では、厚生年金保険の標準報酬月額が20万円となっているが、実際は月額45万円の報酬を得ていたと申し立てている。

一方、A社から提出のあった同社と申立人との役務提供覚書及び当該覚書に基づく支払内訳表によれば、申立人の社会保険料については、申立人がその全額を負担する旨が記載されており、申立人は、給与から控除される厚生年金保険料の半額に相当する標準報酬月額が、申立人の申立期間に係る標準報酬月額であることを当該覚書により了解していることが確認できる。

そして、申立期間のうち、平成15年4月については、申立人から提出の

あった同月の給与明細書により申立人の給与から控除されている厚生年金保険料は、3万4,700円であり、この厚生年金保険料の半額が対応する標準報酬月額は26万円であると認められる。

したがって、申立人の平成15年4月に係る標準報酬月額の記録については、26万円に訂正することが妥当である。

なお、申立人に係る平成15年4月の厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人と締結した役務提供覚書により20万円の標準報酬月額に相当する報酬月額の届出を社会保険事務所に行ったことを認めており、その結果、社会保険事務所は、26万円の標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、平成15年2月及び同年3月については、申立人から提出のあった給与明細書における厚生年金保険料の控除額の半額を基に算定した標準報酬月額と社会保険庁の記録における申立人の標準報酬月額は、20万円と一致している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料を総合的に判断すると、申立人は、事業主が、上記覚書により申立人の給与から控除した厚生年金保険料の半額に見合う報酬月額を社会保険事務所に届出したことを了解しており、特例法第1条第1項ただし書に規定される「事業主が保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められることから、平成15年2月及び同年3月については、同法に基づく記録の訂正を認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち昭和45年2月1日から同年4月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を同年3月1日に、B社における取得日に係る記録を同年3月1日に訂正し、同年2月の標準報酬月額を6万4,000円、同年3月の標準報酬月額を7万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人の当該期間に係る厚生年金保険料を控除する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年7月8日から同年12月1日まで  
② 昭和45年2月1日から同年4月1日まで

厚生年金保険の加入記録を社会保険事務所に照会したところ、B社で勤務した期間のうちの申立期間①及びB社又はA社で勤務した申立期間②の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間もB社又はA社で勤務していた記憶があるので、それぞれの申立期間も厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、給与明細書及び雇用保険の加入記録により、申立人が当該期間②のうち昭和45年2月1日から同年2月28日までA社に勤務し、同年2月に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、給料支払明細書における厚生年金保険料の控除額から、6万4,000円とすることが妥当である。

一方、申立期間②のうち、昭和45年3月1日から同年4月1日までについては、B社において雇用保険の加入記録があり、また、当該期間は、同社における再雇用期間であることから、社会保険事務所の同社に係る厚生年金

保険被保険者名簿から、同社において被保険者資格を再取得した者に厚生年金保険の加入時期を照会したところ、再取得時は試用期間がなく被保険者資格を取得していることが確認できたことから、同年3月に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、昭和45年4月の社会保険事務所の記録から、7万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料のB社又はA社の事業主による納付義務の履行については、事業主は、不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日及び喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

申立期間①については、申立人は、B社で申立期間①も継続して勤務していたと申し立てている。

しかし、雇用保険の記録では、申立期間①にはB社をすでに離職しており、申立人が同社で勤務していたことが確認できない。

また、B社は、既に全喪し、事業主及び役員も連絡先が不明であり、同社及びこれらの者から、申立人の申立期間①当時の同社における勤務状況や厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

さらに、申立人は、B社での同僚を記憶していないことから、社会保険事務所の同社に係る厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間当時に同社で勤務したことが確認できる従業員に、申立人の同社における退職日等を確認したが、申立人を記憶していたものの、勤務していた時期までは不明としている。

加えて、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、申立人に明確な記憶が無く、これを確認できる関連資料や周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の被保険者種別については、事業主が、第三種被保険者として届出を行ったと認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の被保険者種別に係る記録を第三種被保険者と訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年5月6日から同年8月1日まで

厚生年金保険の加入記録を社会保険事務所に照会したところ、昭和20年5月6日から同年8月1日までの記録が見つかったが、第一種被保険者であるとの回答をもらった。当該期間は、坑内夫として勤務していたので、坑内員（第三種被保険者）であったと認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について坑内夫としてA社に勤務し、坑内員（第三種被保険者）だったと申し立てしているところ、申立人は、坑内で一緒に働いた同僚が落盤事故で死亡した事情を供述するなど、その記憶は具体的であり、申立人は、申立期間当時、同社で坑内労働に従事していたと推認される。

一方、社会保険庁のオンライン記録では、申立人の種別は、第一種被保険者となっているが、社会保険事務所のA社の被保険者名簿に落丁がみられ、申立人の記録を確認することができない。そこで、社会保険庁が保管するA社の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）を確認すると、申立人の資格取得日の記載はあるものの、坑内夫該否欄には何も記載されておらず、資格喪失日の記載も無く、被保険者名簿等の焼失により照合調査不能との記載が見受けられる。

また、当該旧台帳には、申立人の標準報酬等級が10等級と記載されているが、この申立人の標準報酬等級は、残存している社会保険事務所のA社の被保険者名簿から確認できる、第一種被保険者の標準報酬等級より5等級から7等級高く、第三種被保険者の標準報酬等級とほぼ同等であることが確認

できることから、申立期間当時、申立人は同社において第3種被保険者である坑内員として勤務していたことが認められる。

さらに、現存する被保険者名簿におけるこのような記録上の不備は、当初の名簿が火災で焼失したという事情から、事業主又は申立人のいずれの責にも帰することができないものであると考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の被保険者種別については、第三種被保険者として、事業主が社会保険事務所に届出を行ったと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険の資格喪失日は、平成10年11月25日であると認められることから、当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、平成10年5月から同年10月までの標準報酬月額については、36万円とすることが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年5月31日から11年3月1日まで  
社会保険事務所に照会を行ったところ、A社における厚生年金保険の資格喪失日が平成10年5月31日との回答をもらった。実際は11年2月28日まで勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録により、申立人が、平成11年2月28日までA社に継続して勤務していたことが確認できるが、社会保険事務所の記録では、10年5月31日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失している。

そして、社会保険事務所の記録では、A社の適用事業所でなくなった(平成10年5月31日)旨の処理が同年11月25日にさかのぼって行われているところ、同社の事業主は、厚生年金保険料等の滞納があり、経営も苦しくなったので社会保険事務所の指導を受けて、同社の全被保険者3名の資格喪失日を10年5月31日にしたと供述している。

このことは、上記事業主の平成8年4月の標準報酬月額が、9年11月14日にさかのぼって59万円から9万2,000円に処理されていることから裏付けられ、また、10年11月25日において、A社が適用事業所としての要件を満たしていたと認められることから、当該適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所に申立人について、平成

10年5月31日に資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は無く、当該資格喪失処理は有効なものと認められず、申立人の資格喪失日は、社会保険事務所が申立人に係るさかのぼった資格喪失の処理を行った同年11月25日であると認められる。

また、平成10年5月から同年10月までの標準報酬月額については、10年4月の社会保険事務所の記録から、36万円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、平成10年11月25日から11年3月1日までの期間については、雇用保険の記録によりA社に勤務していたことは確認できる。

しかし、A社の事業主は、当該期間に係る申立人の厚生年金保険料を控除した記憶は無いと供述している上、社会保険事務所に同社が平成10年5月31日全喪した旨の届出を同年11月25日に行っており、同日以降は当然適用事業所でないことを認識していたと考えられることから、同日以降の厚生年金保険料を控除していたとは考え難い。

また、社会保険事務所の記録では、申立人は、当該期間の国民年金に加入し、その保険料を平成11年2月に納付していることが確認できる。

さらに、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除については、申立人に明確な記憶が無く、これを確認できる関連資料や周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間のうち平成10年11月25日から11年3月1日に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和22年3月16日から同年12月1日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和22年12月1日に訂正し、上記申立期間の標準報酬月額を昭和22年3月から同年5月までは420円、同年6月から同年11月までは500円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和17年6月1日から19年3月31日まで  
②昭和22年3月16日から同年12月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社B工場に勤務した申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間もA社B工場に勤務していたのは間違いないので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間②の昭和22年3月16日から同年12月1日までの期間については、申立人は、A社の社員台帳及び在職証明書から、A社B工場に継続して勤務し（昭和22年12月1日に同社B工場から同社C工場へ異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、昭和22年2月の社会保険事務所の記録から、昭和22年3月から同年5月までは420円、同年6月から同年11月までは500円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、このほかに確認できる関連資料及び

周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

申立期間①の昭和17年6月1日から19年3月31日までの期間について、申立人は、A社の社員台帳及び在職証明書から、A社B工場に継続して勤務していたことが確認できる。

しかし、昭和17年6月施行の労働者年金保険法は、19年10月に厚生年金保険法が施行されるまで、工場や炭坑で働く男性の肉体労働者のみを対象としていたところ、申立人は、申立期間①において、他の社員の給士、集金または出荷係をしていたとしており、労働者年金保険制度の適用対象の肉体労働者ではなかったものと認められる。

さらに、申立人の申立期間①に係る労働者年金保険料の事業主による控除については、申立人に明確な記憶が無く、これを確認できる関連資料や周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和 34 年 5 月 23 日から同年 10 月 12 日まで  
②昭和 35 年 8 月 23 日から 36 年 8 月 23 日まで  
③昭和 36 年 11 月 21 日から 39 年 12 月 21 日まで

65 歳ころに、社会保険事務所で厚生年金保険の加入記録を確認している時、申立期間について、脱退手当金が支給されていることが分かった。

しかし、それまで脱退手当金の制度があることを知らなかったし、会社退職時に厚生年金保険から脱退する意思は無かったので、納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 1 年 2 か月後の昭和 41 年 3 月 2 日に支給されたこととなっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間①と②との間にある被保険者期間については、その計算の基礎とされておらず、未請求となっているが、これを失念するとは考え難い上、未請求となっている被保険者期間と申立期間である 3 回の被保険者期間は同一番号で管理されているにもかかわらず、支給されていない期間が存在することは事務処理上不自然である。

さらに、申立人は、脱退手当金の支給決定がなされたとされる日から約 4 か月後に別の事業所に再就職していることから、その当時、継続して厚生年金保険に加入する意思があったことがうかがえ、脱退手当金を請求するというのは不自然である。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 15 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 21 年 9 月 20 日から 23 年 7 月 19 日まで  
平成 19 年 7 月ころ、年金問題の報道を受けて、社会保険事務所に年金記録を照会したところ、独身時代の加入記録が見つかったが、その一部期間について脱退手当金が支給されていることが分かった。

しかし、結婚により会社を退職する場合を除き、厚生年金保険を脱退できないと思っていたので、東京に戻るため、会社を退職した私は、脱退手当金を受け取っていない。よく調査をして厚生年金保険の加入記録を回復してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が脱退手当金の支給対象となる最終事業所に係る被保険者資格を喪失した日（昭和 23 年 7 月 19 日）の前後 1 年以内に同社で被保険者資格を喪失した女性従業員の中で脱退手当金の受給要件を満たす者 5 名のうち、社会保険庁オンライン記録に脱退手当金の支給記録がある者は、申立人のみとなっていること及び申立人が上記の被保険者資格を喪失した日の前後（21 年 11 月～24 年 10 月）に同社に係る被保険者資格を喪失した女性従業員の中で回答のあった者 8 名のうち、脱退手当金の支給記録がある者 1 名を含む 7 名が、上記の事業所を退職する際、脱退手当金の説明を受けていないことから、事業主が申立人の委任を受けて脱退手当金を代理請求したとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間の前にある 2 回の被保険者期間については、その計算の基礎とされておらず、未請求と

なっている。

しかしながら、申立人が、脱退手当金の支給対象となる3回の被保険者期間のうち、申立期間のみを請求し、計1年6か月となる2回の被保険者期間を失念するとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年3月1日から37年12月6日まで  
60歳の時、厚生年金保険の裁定請求をした際、申立期間について脱退手当金が支給されていると言われた。

しかし、社会保険庁の記録にある脱退手当金支給額は、会社に勤務していた当時の給与よりも高いため、記憶に残るはずであるが、脱退手当金を支給された記憶はないので、申立期間に係る厚生年金加入記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から1年10か月後の昭和39年10月30日に支給決定されたこととなっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、申立人は、脱退手当金が支給されたとされる日の約1年10か月前（昭和37年12月18日）に婚姻し、改姓しているにもかかわらず、申立人の厚生年金保険被保険者名簿の氏名は、平成12年9月1日に変更処理がなされるまで、旧姓となっていることから、申立期間に係る脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられ、申立人が脱退手当金を請求したものとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和20年9月20日から23年3月25日までの厚生年金保険被保険者記録については、申立人の記録として未統合のA社における被保険者記録が社会保険事務所に存在することが判明したので、当該記録を申立人の厚生年金保険被保険者記録として訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年9月から23年3月25日まで  
社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務していた申立期間が未加入である旨の回答をもらった。  
しかし、A社に勤務したことは間違いないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であることを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所のA社に係る厚生年金保険被保険者名簿では、申立人と氏名及び生年月日が酷似し、申立人と一緒に同社に入社したとされる申立人の従兄と厚生年金保険記号番号が連番で払い出されている上、被保険者資格取得時期が昭和20年9月20日と、申立期間の始期と一致する被保険者記録（「資格喪失年月日」欄は、空欄となっており、不明。）が存在し、また、当該被保険者記録は、基礎年金番号に未統合となっている。

また、申立人の従兄は、申立期間当時、申立人と氏名が酷似する従業員は他にいなかったと供述しており、上記の申立人と氏名及び生年月日が酷似している者の被保険者記録は、申立人の未統合の厚生年金保険被保険者記録であると認められる。

さらに、社会保険事務所のA社に係る厚生年金保険被保険者名簿では、上記の申立人と氏名及び生年月日が酷似している者の「資格喪失年月日」欄は空欄となっているが、「標準報酬等級表」欄には、被保険者資格取得時における等級が7等級、初回及び2回目の改定時における等級が14等級と記載されているところ、申立期間当時は、毎年8月に標準報酬の改定が行

われていたため、申立人は、少なくとも、2回目の改定が行われた昭和22年8月まで同社で勤務していたことが推認できること、23年5月ころに書き換えられた同社に係る被保険者名簿には、申立人の氏名が無く、その当時には、申立人は、同社を退職していたことが推認できること及び申立人は、年度末の3月下旬に同社を退職したと供述していることから、申立人は、23年3月25日まで同社に勤務していたことを認めることができる。

このため、当該期間の標準報酬月額については、社会保険事務所の被保険者名簿に記載されている未統合の申立人と推認される者の記録から、昭和20年9月から21年3月までは70円、同年4月から同年7月まで210円、同年8月から22年5月まで420円、同年6月から23年2月までは400円であると認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和41年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年7月1日から同年11月1日まで  
社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、B社（現在は、C社。）に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には昭和41年7月1日から勤務していたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B社の事業主及び同僚の供述により、申立人が昭和41年7月1日にA社から関連会社であるB社に異動し、申立期間にA社に勤務していたことが認められる。

一方、社会保険事務所の記録では、B社は、昭和41年11月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間において、適用事業所としての記録は無い。

しかし、B社の事業主は、申立人等と同時にA社から関連会社であるB社の社長としてB社に異動したとしているが、当該事業主には、社会保険事務所のA社に係る厚生年金保険被保険者名簿では、申立期間において、A社における厚生年金保険の加入記録がある。そして、当該事業主は、申立期間当時、B社については、A社の関連会社として設立され、設立後間もなかったため、両社の給与計算はB社において一括して行っていたとしており、このことから、申立人は、申立期間には、A社で厚生年金保険の被保険者であつ

たと認めるのが相当である。

このため、申立人のA社における厚生年金保険の被保険者資格喪失日は、昭和41年11月1日とする必要がある。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和41年6月の社会保険事務所の記録から、1万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、不明としているが、申立人のB社への異動日である7月1日は社会保険事務所では知り得ない日付であることから、同事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和41年7月から10月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、同事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B出張所における資格取得日に係る記録を昭和26年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正14年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和26年9月1日から同年10月1日まで  
社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社B出張所に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間も同社出張所に継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

C社本社及びA社(C社の子会社)B出張所の複数の従業員の供述から、申立人が、申立期間においてもA社B出張所に継続して勤務し(昭和26年9月1日にC社本社からA社B出張所に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和26年10月の社会保険事務所の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料、周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立てに係るA県B局における資格取得日は昭和22年9月5日、また、資格喪失日は25年12月12日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和22年9月から23年7月までを600円、同年8月並びに同年9月を4,200円、同年10月から24年4月までを5,400円、同年5月から同年12月までを7,000円及び25年1月から同年11月までを8,000円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年9月5日から25年12月12日まで

昭和22年9月5日から25年12月11日までA県B局に勤務していたのに、同期間の厚生年金保険の加入記録が無い。電車車掌として確かに勤務していたので、同期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A県B局作成の在職証明書並びに同局が作成し保管している厚生年金被保険者台帳正本には申立人に係る厚生年金保険の資格取得日（昭和22年9月5日）及び資格喪失日（昭和25年12月12日）の記載があることから、申立人が申立期間に同局に勤務していたことが認められる。

さらに、A県B局は、同局が保管する厚生年金被保険者台帳正本の記載内容の正確性を根拠に、申立期間当時の雇傭員の全員を厚生年金保険に加入させていたことを主張しているところ、同局において申立人と同様の業務に従事していた複数の同僚には厚生年金保険の加入記録があり、また、申立人が入局した翌年から電車運転手として勤務していた申立人の実兄にも厚生年金保険の加入記録があることが確認できる。

加えて、A県B局が保管する厚生年金被保険者台帳正本について、その

内容の<sup>しんぴようせい</sup>信憑性を確認するため、申立人の名前が記載されている頁に記載されている申立人以外の15名に係る記載内容について、社会保険事務所が保管する被保険者名簿の記録と照らし合わせたところ、これら全員の厚生年金保険加入記録が確認できるとともに、その記載内容についても、資格取得日については全て一致している上、資格喪失日については、社会保険事務所が保管する厚生年金保険被保険者名簿に記載が無いものについても厚生年金被保険者台帳正本には記載があるものがあり、同局が保管する厚生年金被保険者台帳正本の記載内容については、その<sup>しんぴようせい</sup>信憑性は極めて高いことが認められる。

これらを総合的に判断すると、A県B局が、その保管する厚生年金被保険者台帳正本に記載されている雇傭員の中で、申立人に係る資格の得喪のみを届け出なかったとは考え難いことから、A県B局は、社会保険事務所に対し、申立人が昭和22年9月5日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、25年12月12日に資格を喪失した旨の届出を行ったものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人と同時期に厚生年金保険の被保険者資格を取得している同世代の同僚の社会保険事務所の記録から、昭和22年9月から23年7月までを600円、同年8月並びに同年9月を4,200円、同年10月から24年4月までを5,400円、同年5月から同年12月までを7,000円及び25年1月から同年11月までを8,000円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立てに係るA社における資格喪失日は、平成5年12月24日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、平成5年3月から同年11月までの標準報酬月額については53万円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年3月31日から6年4月15日まで

A社に取締役として勤務し、実際の業務は他社に派遣されて設計業務を行っていた。申立期間には国民年金保険料と国民健康保険料を納付しているが、これは、申立期間中にA社における自分の厚生年金保険がさかのぼって資格喪失されていることを知ったためである。申立期間中には厚生年金保険料が控除されているので、当該期間を被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社における申立期間当時の同僚及び申立人の供述により、申立人が、申立期間に同社に勤務していたことが確認できるが、社会保険事務所の記録では、申立人は平成5年3月31日に同社における厚生年金保険の被保険者資格を喪失している。

一方、社会保険事務所の記録では、A社は、平成5年11月30日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなった旨の処理が行われているが、申立人が同年3月31日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した旨の処理は、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日以降の同年12月24日に行われており、この間には、申立人に係る同年10月の標準報酬月額の定時決定及び同定時決定の取り消しも行われている。

また、同社の被保険者の中には、平成5年12月24日に、申立人と同じように、同年10月に標準報酬月額の定時決定が行われているにもかかわらず

ず、同年3月31日にさかのぼって資格喪失している者が複数名存在している。

なお、申立人は申立期間にA社の取締役として勤務していたが、申立人は、同社に入社する前に勤務していた他社の在籍時に、友人であるA社の代表取締役から、「役員として名前を貸してほしい。」と言われ、名前だけを貸していた期間を経た後、同社に勤務することとなったもので、同社入社後は、他社に派遣されて従業員として日々の業務を行っており、同社における社会保険事務手続には全く関与していなかったと供述している。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所が、申立人について、平成5年3月31日に資格を喪失した旨の処理を行う合理的理由は無く、当該資格喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、A社における申立人の被保険者資格喪失に係る処理が行われた同年12月24日であると認められる。

また、平成5年3月から同年11月までの標準報酬月額については、社会保険事務所の記録から、53万円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、平成5年12月24日から6年4月15日までについては、申立人は、5年12月末に、自身の厚生年金保険被保険者資格がさかのぼって喪失されていることを知ったので、6年1月からは国民健康保険に加入したと供述しており、また、平成6年の確定申告書からも厚生年金保険料が控除されていないことが確認できることから、申立人が厚生年金保険の被保険者として同期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の、申立期間に係るA社（現在は、B社。）における厚生年金保険被保険者資格の取得日は昭和59年7月13日、喪失日は63年5月16日であると認められることから、当該期間に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和59年7月から60年2月までは16万円、同年3月から61年6月までは22万円、同年7月から同年12月までは28万円、62年1月から同年9月までは38万円、同年10月から63年4月までは32万円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年7月から63年5月まで

申立期間には、事情があり、偽名で、また生年月日も変えてA社に入社した。その後、同社では、平成2年11月から3年3月まで本名でも勤務した。本名で勤務した期間は厚生年金保険の加入記録があり、偽名で勤務した期間は加入記録が無いが、同期間も厚生年金保険料を控除されていたので、同期間を被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に昭和59年7月から63年5月まで勤務していたと申し立てているところ、社会保険事務所が管理する同社の事業所別被保険者名簿及び社会保険庁の記録には、申立人が主張する偽名「C」名義の未統合の被保険者記録が確認できるとともに、当該被保険者の資格取得日は59年7月13日、資格喪失日は63年5月16日とされており、申立期間と概ね期間が一致している。また、同期間については、偽名「C」名義の雇用保険の加入記録もある。

さらに、申立人は、偽名でA社に勤務し、退職した後、数年後に再び同社に本名「D」で勤務しており、社会保険庁の記録には、同期間における平成2年11月16日から3年3月1日までの厚生年金保険の加入記録が存

在する。

このことについて、社会保険事務所の保管する被保険者名簿及び社会保険庁の記録から、申立期間当時に同社において厚生年金保険に加入していたことが確認できる複数の従業員に、書面において、また申立人が写っている申立期間当時の写真も使用して申立期間当時の申立人の状況について照会したところ、複数の同僚が、申立期間当時に、A社に「C」が勤務していたこと及び同人が後に「D」として再び同社に勤務している人物と同一であることを回答または供述しており、「C」は申立人である「D」と同一人物であることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、上記「C」名義の被保険者記録は、申立人の記録であると認められる。

なお、申立期間に係る標準報酬月額については、上記「C」の厚生年金保険被保険者記録から、昭和59年7月から60年2月までは16万円、同年3月から61年6月までは22万円、同年7月から同年12月までは28万円、62年1月から同年9月までは38万円、同年10月から63年4月までは32万円であると認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立てに係る事業所における資格取得日は昭和21年9月1日、資格喪失日は24年3月4日であると認められることから、申立期間に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額を、昭和21年9月から同年12月までの期間を270円、22年1月から同年6月までの期間を420円、22年7月から同年11月までの期間を240円、22年12月から23年4月までの期間を1,600円、23年5月から同年12月までの期間を2,200円、24年1月から同年3月までの期間を3,900円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和21年9月1日から24年3月4日まで  
社会保険事務所の記録では、申立期間の船員保険加入の記録が無いが、そのころ、A社に転属となり、主に特別輸送船B丸に乗船していたので、当該期間について船員保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

調査の結果、申立期間については、社会保険庁保管の「昭和21年4月1日書換A社・船員保険被保険者名簿」により申立期間当時の申立人と同姓同名で、生年月日を1日異にする船員保険被保険者記録が確認できる。

また、申立人の供述及び申立期間における申立人の同僚の厚生年金保険被保険者記録が確認できること等から、当該記録は申立人の記録であり、当該期間に係るA社の事業主は、申立人が同社において昭和21年9月1日に船員保険被保険者の資格を取得し、24年3月4日に喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額を、昭和21年9月から同年12月までの期間を270円、22年1月から同年6月までの期間を420円、22年7月から同年11月までの期間を240円、22年12月から23年4月までの期間を1,600円、23年5月から同年12月までの期間を2,200円、24年1月から同年3月までの期間を3,900円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を昭和48年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を48年5月から同年10月までの期間は9万2,000円とする必要がある。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年9月1日から48年11月25日まで  
厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務していた昭和47年9月1日から49年6月20日までの期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。申立期間も間違いなく同社に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人の同社における在籍期間、被保険者期間及び保険料徴収期間等が記載された厚生年金保険の加入履歴（申立期間のうち、昭和48年5月から10月までの厚生年金保険料を控除していたことを会社が認めた旨の記述等がある。）等により、申立人は、同社に47年9月1日から49年6月20日まで勤務し、申立期間のうち、昭和48年5月1日から同年11月1日までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間のうち、昭和48年5月1日から同年11月1日までの標準報酬月額については、昭和48年11月の社会保険事務所の記録から、9万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間のうち、昭和48年5月1日から同年11月1日までにつ

いて、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立てどおりの届出を行っていないことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る 48 年 5 月から同年 10 月までの保険料についての納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る昭和 48 年 5 月から同年 10 月までの保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和 47 年 9 月 1 日から 48 年 5 月 1 日までについては、上記厚生年金保険の加入履歴等により、申立人は、当該期間において、厚生年金保険料を給与から控除していないことが確認できる。また、昭和 47 年については、昭和 47 年所得税源泉徴収簿兼賃金台帳により、申立人は厚生年金保険料を給与から控除されていないことが確認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 47 年 9 月 1 日から 48 年 5 月 1 日において、申立人が厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和45年11月30日から46年3月31日までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA病院における資格喪失日に係る記録を46年4月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和42年9月5日から45年5月1日まで  
②昭和45年11月30日から47年12月28日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A病院で勤務した期間のうち、申立期間①及び②の加入記録が無い旨の回答をもらった。同病院には、それぞれの申立期間も勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

### 1 申立期間当時のA病院の複数の同僚の証言から、申立人が同病院に申立期間①及び②も含めて勤務していたことが認められる。

そして、申立期間②については、申立人は、A病院の寮に住み込み、定時制高校に通学しながら同病院に准看護師で勤務していたとしているところ、当該高校の卒業証明書から昭和46年3月まで当該高校に在学していたことが確認できる。また、上記同僚は、申立人については、当該期間には業務内容及び勤務形態の変更は無かったと供述している。

一方、社会保険事務所のA病院に係る厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の被保険者資格の喪失日は、昭和45年11月30日となっているところ、当該事務所の処理日は、46年7月22日と記録されている。また、同病院が厚生年金保険の適用事業所となった45年5月1日から申立人に

係る資格喪失日が処理された46年7月22日までの約1年2か月の間に、同病院において被保険者資格を喪失した14名すべての資格喪失処理日が、申立人に係る資格喪失を処理した同日の46年7月22日となっている。また、同病院において当該期間に被保険者資格を喪失した上記14名のうち、4名については、その後に勤務した事業所と重複した被保険者資格があることから、この者に同病院の退職日を確認したところ、そのうち2名から回答があり、社会保険事務所の同病院における資格喪失日の前日でないことが判明した。これらのことから、同病院では、当該期間の厚生年金保険の事務処理を適切に行われていなかったことがうかがわれる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間②のうちの昭和45年11月から46年3月までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、昭和45年10月の社会保険事務所の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A病院は、当該期間の資料を保有していないことから不明としているが、当該期間を含む昭和46年7月22日までの同病院における厚生年金保険の届出誤りが散見されることから、事業主が45年11月30日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年11月から46年3月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 他方、申立期間②のうち、昭和46年4月1日から47年12月28日までの期間については、同僚の証言から、勤務した期間までは明らかでないが、申立人がA病院で勤務していたことはうかがえる。

しかし、A病院は、当時の人事関係資料等を保有していないことなどから、申立人の同病院における当該期間の勤務状況や厚生年金保険料の控除等について不明としている。

また、A病院で当時社会保険の手続を担当していた従業員は、申立期間②当時は、給与の手取り額を多くするため、一部の従業員については、厚生年金保険に加入しない者もいたとしており、申立人は、46年4月以降に結婚し住居も変わったことから、この時点で、同病院との雇用関係等に変更があったものと考えるのが自然である。

このことは、申立人が昭和46年4月分から国民年金に加入し、その保険料を納付し、47年4月分からは免除申請を行っていることから裏

付けられる。

- 3 申立期間①については、A病院は、社会保険事務所の記録で、厚生年金保険の適用事業所となったのは、申立人が同病院において被保険者資格を取得した昭和45年5月1日であり、申立期間①においては、適用事業所になっていない。また、同病院では、適用事業所になるまでは、従業員の給与から厚生年金保険料を控除していないとしている。

また、申立人と同時期にA病院に採用となった同僚は、同病院が厚生年金保険の適用事業所となるまでは、給与から厚生年金保険料の控除はなかったと供述している。

- 4 これらに加え、申立人の申立期間①及び申立期間②のうちの46年4月1日から47年12月28日までの期間における厚生年金保険料の事業主による控除については、申立人に明確な記憶が無く、これを確認できる関連資料や周辺事情もない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①及び②のうちの46年4月1日から47年12月28日までの期間については、申立人が厚生年金保険被保険者として、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和36年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万6,000円とする必要がある。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和13年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年10月1日から37年2月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社で勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間は、申立期間前に勤務していたB社が、申立期間直前にA社に営業譲渡された時期であり、厚生年金保険料は控除されていたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B社からA社に異動した同僚の証言及びA社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和36年10月1日に同社で勤務していた複数の従業員の証言から、申立人が同年8月20日からA社に勤務していたことが確認できる。

そして、A社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和36年10月1日に、申立人を除くB社からA社に異動した従業員のすべてがA社において被保険者資格を取得していることから判断すると、申立人も同日に厚生年金保険の被保険者となり、同月から厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和37年2月の社会保険事務所の記録から、1万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、すでに全喪し不明であるが、申立人の雇用保険の資格取得日は昭和

37年2月9日と確認でき、厚生年金保険の資格取得日（同年2月1日）とほぼ一致することから、事業主は同年2月1日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る36年10月から37年1月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち昭和41年3月21日から同年7月5日までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を41年3月21日に、資格喪失日を同年7月5日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を2万6,000円とする必要がある。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年3月21日から同年7月5日まで  
② 昭和51年4月21日から同年6月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社で勤務した申立期間①及びB社で勤務していた期間のうちの申立期間②の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間①については、A社の関連会社であるC社からの異動で、厚生年金保険料は控除されていた。申立期間②については、D社の一部を分社化したB社への異動であるので、それぞれの申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、C社が保管する申立人に係る雇用保険の離職票の写し、同社の関連会社であるA社の事業主及びC社からA社に異動した従業員の厚生年金保険の被保険者記録から判断すると、申立人は、申立期間①にA社で継続的に勤務し、(昭和41年3月21日にC社からA社へ異動)、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社異動前のC社における昭和41年2月の社会保険事務所の記録から、2万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、資格取得及び資格喪失のいずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る記録の処理を誤るとは考え難いことから、当該届出は行われていないと考えられ、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和41年3月から同年6月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②については、申立人は、B社には申立期間②の前に勤務していたD社の一部事業が分社化され、申立期間②にB社で勤務していたと申し立てている。

しかし、社会保険事務所の記録では、B社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、申立人が同社において被保険者資格を取得した同日の昭和51年6月1日となっており、申立期間②は適用事業所となっていない。

また、B社は、既に全喪し、同社の事業主も死亡していることから、同社及び同事業主から申立人の勤務状況や厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

さらに、同僚は、申立人と一緒にD社からB社に異動したが、B社が厚生年金保険の適用事業所となるまでの間は、給与から、その保険料の控除はなかったとしている。

加えて、申立人が申立期間②における厚生年金保険料の控除については、申立人には具体的な記憶は無く、これを確認できる関連資料及び周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格喪失日に係る記録を昭和26年11月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和2年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和23年1月から24年4月1日まで  
② 昭和26年9月20日から同年11月16日まで  
③ 昭和27年4月29日から28年9月28日まで  
④ 昭和31年1月20日から同年4月まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A事業所に勤務した期間のうちの申立期間①及び②、B大使館に勤務した期間のうちの申立期間③、C社に勤務した期間のうちの申立期間④の記録が無いという旨の回答をもらった。いずれも当該期間に勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②については、申立人から提出のあったB大使館が作成した解雇通知の記載内容及びDが作成した運転技能証明書により、申立人が申立期間も継続してA事業所において運転手として勤務していたことが確認できる。

また、上記解雇通知では、申立人は、昭和26年11月16日までDに勤務し、同日からB大使館で勤務していたとしているところ、両期間とも運転手として誠実に勤務していたと記載されていることから、申立人に係る勤務状況の変更や26年9月20日をもって厚生年金保険の資格を喪

失すべき理由も見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、社会保険事務所の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、E法人から提出のあった厚生年金資格確認票の記録によると、申立人の同事業所に係る資格喪失日は昭和26年9月20日であり、社会保険事務所の同事業所に係る被保険者名簿における申立人の資格喪失日と一致していることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る26年9月から同年10月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間①については、申立人は、昭和23年1月からA事業所で勤務していたと申し立てている。

しかし、社会保険事務所の同事業所に係る被保険者名簿によると、同事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和24年4月1日であることから、同事業所は、申立期間①において、厚生年金保険の適用事業所となっていない。

また、申立人が記憶していた当時の同僚は、連絡先が不明であるため、申立人に係る勤務の状況や同事業所の厚生年金保険の加入状況等については確認できない。

さらに、上記被保険者名簿を見ると、昭和24年4月1日に1,000名を超える従業員が厚生年金保険に加入していることが確認でき、不自然な訂正の形跡等も無い。

申立期間③については、申立人から提出のあった上記解雇通知により、申立人が、当該期間にB大使館に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、社会保険事務所の同大使館に係る被保険者名簿を見ると、昭和27年2月以前に厚生年金保険に加入している申立人を含む全従業員が、同年4月29日に資格を喪失していることが確認できる。このことは、いわゆるサンフランシスコ平和条約が同年4月28日に発効したことにより、同大使館は、被保険者の資格を喪失させたものと考えられる。

また、上記被保険者名簿から申立人と同日に資格を喪失していることが確認できる複数の従業員に照会したものの、申立人についての記憶は無く、約60年前のことであり、当時の資料も保有していないことから、当時の勤務の状況や厚生年金保険の加入状況等については記憶に無いとしている。

申立期間④については、申立人は、C社に昭和31年4月まで勤務して

いたと申し立てている。

しかし、同社は、同社が保管していた申立期間当時の社会保険台帳を確認したが、申立人の記録は無く、申立期間当時のことを知る者がいないため、申立人の勤務の状況や厚生年金保険の加入状況等については確認できないとしている。

また、申立人が記憶している申立期間当時の同僚及び社会保険事務所の同社に係る被保険者名簿から厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員に照会したものの、申立人のことを記憶している者はおらず、申立人の申立期間に係る勤務の状況等を確認することはできなかった。

以上のことに加えて、申立人の申立期間①、③及び④に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、申立人に明確な記憶が無く、これを確認できる関連資料や周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①、③及び④に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年9月から40年3月までの期間並びに49年1月及び同年2月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女(死亡)  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和17年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和37年9月から40年3月まで  
② 昭和49年1月及び同年2月

私の母は、私の国民年金の加入手続を行い、私が20歳になった時から就職した昭和42年10月までの国民年金保険料を納付してくれていたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及び申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立期間①については、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、国民年金の加入手続及び申立期間の保険料を納付していたとされる申立人の母親から当時の納付状況等を聴取することが困難であるため、保険料の納付状況が不明確であるなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和40年4月時点では、申立期間①の一部は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立期間②については、申立人から当時の納付状況等を聴取することができないため、保険料の納付状況が不明確であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和39年12月から54年7月までの期間、平成10年3月、10年10月から11年2月までの期間及び16年7月から同年11月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和19年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和39年12月から54年7月まで  
② 平成10年3月  
③ 平成10年10月から11年2月まで  
④ 平成16年7月から同年11月まで

申立期間①の国民年金保険料は、私が郵便局か近隣の銀行で納付書を使用して納付し、申立期間②、③及び④の保険料は、夫が納付してくれていたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人及び申立人の夫が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立期間①については、申立人は、国民年金の加入手続、保険料の納付時期及び納付方法に関する記憶が曖昧であり、納付したとする毎月の保険料額も当時の保険料額と大きく異なっているなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和43年11月時点では、当該期間の一部は時効により保険料を納付することができない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立期間②、③及び④については、申立人の保険料を納付していたとされる申立人の夫は、納付額、納付時期及び納付方法に関する記憶が曖昧である上、申立期間②及び③については、夫も当該期間の自身の保険料が未納となっているなど、申立人の夫が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人及び申立人の夫が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年1月から51年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年1月から51年6月まで

私は、昭和51年春ごろに、区の特設相談仮設所で未納保険料の納付方法について相談し、申立期間の保険料をすべてまとめて納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、国民年金の加入時期や保険料の納付時期に関する記憶が曖昧である上、申立人が保険料をまとめて特例納付をしたと主張している昭和51年は特例納付制度の実施期間ではないなど、申立人が申立期間の保険料を一括して納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の年金手帳の記号番号は、第3回特例納付の実施期間である昭和53年8月25日に払い出されていることが確認できるが、申立人から提示された昭和53年、54年及び55年分の「給与所得者の保険料控除申告書」には、申立期間の特例納付保険料に相当する金額が計上されていないなど、申立人が申立期間の保険料を特例納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを認めることはできない。

## 東京国民年金 事案 3611

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年12月から38年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年12月から38年10月まで

私は、昭和36年4月に市役所で国民年金の加入手続をし、国民年金保険料を市役所で現金で納付していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人が当該期間に居住していた市では、当該期間には印紙検認方式による保険料収納を行っていたが、申立人は印紙検認による納付の記憶が無い上、当該期間に納付していたとする金額は、当時の保険料額と異なるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人が現在所持する国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和44年9月時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であり、当該手帳記号番号より前の40年1月に誤って別の手帳記号番号（後日削除）が払い出された時点においても、申立期間の過半は時効により保険料を納付することができない期間であり、これら2つの手帳記号番号のほかに別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 東京国民年金 事案 3614

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和56年8月から57年5月までの期間及び58年10月から59年11月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和31年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和56年8月から57年5月まで  
② 昭和58年10月から59年11月まで

私は、申立期間の国民年金保険料を納付している。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付場所、納付方法、納付金額等の納付状況等に関する記憶が不明確であり、また、申立期間②については、妻も当該期間の保険料は未納であるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和42年4月から43年3月までの期間及び43年4月から54年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年4月から43年3月まで  
② 昭和43年4月から54年3月まで

私は、昭和41年8月に勤めていた会社を退職後、区役所出張所で国民年金の加入手続をした。申立期間の国民年金保険料は、離婚するまでは元妻が納付してくれていたはずであり、離婚後は自分で納付していたと記憶している。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、自身で保険料を納付していたとする期間についての保険料の納付場所、納付方法、納付金額等の納付手続に関する記憶が曖昧であり、また、申立期間の大部分の保険料を納付していたとする元妻も、保険料の納付状況に関する記憶が不明確である上、当時は経済的に苦しく、保険料を納める余裕はなかったと説明するなど、申立人及び元妻が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年10月から42年3月までの期間、50年5月から51年3月までの期間、55年10月から56年3月までの期間及び58年1月から59年2月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年10月から42年3月まで  
② 昭和50年5月から51年3月まで  
③ 昭和55年10月から56年3月まで  
④ 昭和58年1月から59年2月まで

私は、国民年金保険料を未納のまま放置するようなことは、性格上していません。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できません。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）がなく、申立人から申立期間当時の国民年金の加入、切替手続及び保険料の納付状況等を聴取することが困難であるなど、当時の状況が不明確であり、他に当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年2月から40年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年2月から40年1月まで  
私の国民年金保険料は、私の母親が徴収員に納付していたはずである。  
申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行ったとする母親からは当時の納付状況等を聴取することが困難であり、加入手続及び納付状況等が不明確である。また、申立期間当時同居していた申立人の妹は申立期間当時は国民年金に未加入であるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和58年7月時点では、申立期間は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年7月から51年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年7月から51年6月まで  
私は、昭和51年ごろに、申立期間の国民年金保険料を一括して納付した。  
申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立期間の保険料を一括して納付したとする昭和51年は、特例納付の実施期間外であり、納付したとする保険料の金額は、申立期間の保険料を第1回、第2回及び第3回特例納付のいずれで納付した場合の金額とも大きく異なる上、夫も申立期間の自身の保険料が未納となっているなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和58年7月から61年3月までの期間及び62年4月から同年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和58年7月から61年3月まで  
② 昭和62年4月から同年9月まで

私の妻は、申立期間を含め、夫婦二人分の国民年金保険料を月ごとに複数の金融機関で納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人及び保険料を納付していたとする妻は、保険料の納付金額の記憶が曖昧であり、妻も申立期間の自身の保険料が未納となっているなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 東京国民年金 事案 3631

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和49年10月から53年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年10月から53年5月まで

私は、海外留学して間もない昭和53年か54年頃、母から電話があり、未納分の国民年金保険料を一括して納付することができる救済措置が実施されると知らされ、納付しなくてよいと答えたのに、後日母から未納分の保険料をすべて納付したという手紙をもらった。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人自身は申立期間の国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与していない上、加入手続及び保険料の納付をしたとする母親は、国民年金の加入手続及び保険料の金額、納付場所、納付時期等に関する記憶が曖昧であるなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された平成2年1月時点では、申立期間は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年1月から62年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年1月から62年12月まで  
私は、昭和57年に来日し区役所で国民年金の加入手続をし、申立期間の保険料は妻が納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人自身は、国民年金の保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付したとする妻は、当時の保険料の額その他の保険料の納付に関する記憶が曖昧である。また、申立期間の妻自身の保険料も未納又は未加入であるなど、申立人の妻が申立人の申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号は平成5年5月ころ払い出されており、この時点では、申立期間は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年10月から42年頃までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年10月から42年頃まで

私は、申立期間約6年間のうち何年間か定かでないが、父親から、私の国民年金保険料を役所に納付しに行っていたと聞いている。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人自身は、保険料納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする父親から当時の納付状況を聴取することができないため、当時の状況が不明確である。また、申立人は、申立期間中の昭和38年11月に実家所在市から別の市に住所変更しており、同月以降は父親が申立人の保険料を納付したとは考えられないこと、申立人は、実家に居住していた期間を含めその後も国民年金に加入した記録がなく、父親も国民年金に加入していないことなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から48年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年4月から48年9月まで

妻は、昭和50年12月に区役所で国民年金の加入手続を行った際、私の申立期間の国民年金保険料を含めて夫婦二人分の保険料として3万円を超える保険料額を納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人自身は保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする申立人の妻の保険料の納付時期、納付方法などの記憶は曖昧であり、申立人の妻が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、保険料を納付したとする昭和50年12月時点は、第2回特例納付実施期間中であり、申立人夫婦は第2回特例納付により昭和36年度分の保険料をそれぞれ納付していることが確認できるが、納付したとする金額は、当該期間の保険料をも第2回特例納付で納付した場合の額と大きく異なっており、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和50年1月から51年5月までの期間及び同年12月から55年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和50年1月から51年5月まで  
② 昭和51年12月から55年9月まで

私の夫は、昭和50年に区役所で私の国民年金の加入手続を行ってくれたが、国民年金保険料は55年まで納付していなかった。55年に夫が区役所に行き、50年1月から51年5月までと51年12月から55年3月までの保険料は一括して、また、55年4月から同年9月までの保険料は納付期限どおりに納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人の保険料をまとめて納付したとする申立人の夫は、金額等についての記憶が不明確であるなど、申立人の夫が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和57年11月時点は、特例納付実施期間ではない上、その時点で申立期間は時効により保険料を納付できない期間でもあり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 東京国民年金 事案 3640

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和50年1月から55年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年1月から55年9月まで

私は、結婚して昭和50年に区役所で国民年金の加入手続を行ったが、55年までは国民年金保険料を納付していなかった。55年3月に区役所に行き、50年1月から55年3月までの保険料は一括して、また、55年4月から同年9月までの保険料は納付期限どおりに納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、まとめて納付したとする金額等についての申立人の記憶が曖昧であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和57年11月時点は、特例納付実施期間ではない上、その時点で申立期間は時効により保険料を納付できない期間でもあり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 東京国民年金 事案 3641

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和47年7月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年7月から51年3月まで  
私の国民年金保険料は、昭和47年に会社を退職後、父の会社に再就職した際に、父が国民年金の加入手続を行い、納付してくれていたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は国民年金の加入手続及び申立期間の保険料の納付に関与していない上、保険料を納付していたとされる父親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確であるなど、申立人の父親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和51年7月時点では、申立期間の一部は、時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年10月から46年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和9年生  
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和43年10月から46年12月まで  
私の申立期間の国民年金保険料は、夫が特例納付してきたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の夫が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、夫は、納付した時期及び納付金額に関する記憶が曖昧である。また、申立人及び夫は、保険料の還付を受けた記憶は無いと説明しているが、昭和43年4月から46年3月までの36か月の保険料は、第2回特例納付の実施期間外での納付であったことを理由として、51年の決議により還付され、その後、申立期間の直前の期間に当たる43年4月から同年9月までの6か月の保険料が第3回特例納付により納付されていることが確認できるなど夫が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人の夫が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 東京国民年金 事案 3647

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和56年1月から58年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年1月から58年5月まで  
私の申立期間の国民年金保険料は、元夫が金融機関で納付してくれていたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の元夫が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、元夫は、申立期間当時の国民年金の任意加入手続及び保険料の納付に関する記憶が曖昧である。また、申立人が所持している年金手帳には昭和56年3月20日付けで国民年金の資格を喪失していることが記載されているなど、申立人の元夫が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものとみとめることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 5 月から平成元年 3 月までの期間及び元年 5 月から 4 年 1 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 42 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 63 年 5 月から平成元年 3 月まで  
② 平成元年 5 月から 4 年 1 月まで

私の申立期間の国民年金保険料は、両親が実家に集金に来る銀行員に預けて納付していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の両親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、母親は、申立人の国民年金の加入手続及び保険料額等の納付状況に関する記憶が曖昧で、父親から当時の納付状況等を聴取することができないなど、当時の状況が不明確である。また、当時、同居していた申立人の兄及び妹も、申立期間の自身の保険料が未納であるなど、両親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年3月までの期間、40年12月から42年3月までの期間、43年1月から44年3月までの期間、46年4月から49年3月までの期間、49年10月から同年12月までの期間、51年4月から52年3月までの期間、53年1月から57年3月までの期間及び57年7月から59年3月までの期間の国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和9年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和36年4月から37年3月まで  
② 昭和40年12月から42年3月まで  
③ 昭和43年1月から44年3月まで  
④ 昭和46年4月から49年3月まで  
⑤ 昭和49年10月から同年12月まで  
⑥ 昭和51年4月から52年3月まで  
⑦ 昭和53年1月から57年3月まで  
⑧ 昭和57年7月から59年3月まで

私は、集金人に「国民年金保険料を納付できない時は、免除にしておきましよう」と言われていたので、申立期間の保険料は免除されているはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料の免除申請を行ったことを示す関連資料が無く、申立人は、免除申請<sup>あいまい</sup>を行ったとする時期に関する記憶が曖昧である上、免除申請<sup>あいまい</sup>を行ったのは一度のみであると説明しているなど、申立人が申立期間の保険料を免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年3月から39年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年3月から39年3月まで

私の母は、私が20歳になった時から、家族の分と一緒に私の国民年金保険料を納付してきたはずである。申立期間の保険料は、母及び兄が納付済みとなっているのに、私の保険料のみが未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は自身の国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、国民年金の加入手続及び保険料を納付していたとされる母親は、申立期間当時の保険料の納付方法等に関する記憶が不明確である上、保険料をさかのぼって納付したことはないと説明しているなど、母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和37年9月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年9月から42年3月まで

私は、20歳になった昭和37年9月に自宅に来た区役所の職員に国民年金に加入するよう勧められて加入手続を行い、それ以降、国民年金保険料を集金人に納付していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、申立期間<sup>あいまい</sup>当時の国民年金の加入手続、保険料の納付方法及び納付金額等に関する記憶が曖昧である上、一緒に加入手続をしたとする母親は申立期間が未加入で、姉も申立期間の自身の保険料が未納となっているなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和42年11月時点では、申立期間の過半は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の平成2年2月から4年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年2月から4年6月まで

私は、少しでも年金額が増えるように、60歳以降も継続して国民年金に任意加入し国民年金保険料を納付してきたはずである。保険料は、私又は妻が夫婦二人分を自宅近くの郵便局から納付していた。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人及びその妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人及び妻は、申立期間当時の国民年金の任意加入手続に関する記憶が不明確である。

また、申立人は、申立期間直後の平成4年7月8日に国民年金に任意加入していることが社会保険庁のオンライン記録から確認でき、この年月日は妻の付加保険料の申出日と一致している上、申立期間は国民年金の任意加入期間であり当該任意加入時点では、申立期間の保険料をさかのぼって納付することはできないなど、妻が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 東京国民年金 事案 3660

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から38年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から38年3月まで

私は、区役所の職員や勤務先の事業主の勧めで、国民年金制度発足時に国民年金に加入し、国民年金保険料を忘れずに納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和38年7月時点では、申立期間は現年度で保険料を納付することができない期間である上、申立人は申立期間の保険料をさかのぼって納付したことは無いと説明しているなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和38年1月から41年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年1月から41年4月まで

私は、20歳になった時に、母と一緒に、実家近くの金融機関で国民年金に加入したと思う。国民年金保険料は母が金融機関で納付してくれていたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立期間の保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとされる母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確であるなど、母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和50年12月ごろの時点は、第2回特例納付の実施期間内であるものの、申立人は、まとめて保険料を納付した記憶は無い上、母親から年金手帳を見せられた記憶及び現在所持する年金手帳の前に別の手帳を所持していた記憶も無いと説明しているなど、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和38年7月から49年12月までの期間及び平成元年4月から2年10月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和15年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和38年7月から49年12月まで  
② 平成元年4月から2年10月まで

私は、申立期間①の国民年金保険料については3か月ごとに区役所で納付した。氏名変更の手続の際に当時所持していた国民年金手帳を社会保険事務所に提出してしまったため、今は所持していないが、その手帳には印紙が貼付されていたのをはっきりと覚えている。また、申立期間②の保険料については妻が区役所又は信用金庫で3か月ごとに納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人及び申立人の妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立期間①については、申立人は国民年金の加入手続の状況及び保険料の納付状況に関する記憶が曖昧である。また、申立期間②については、納付したとする保険料の金額は、当時の保険料額と相違しており、保険料を納付したとする申立人の妻も未納となっているなど、申立人及び申立人の妻が申立人の申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳が払い出された昭和43年5月の時点では、申立期間①の一部は、時効により納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和48年5月から51年4月までの期間及び51年5月から54年7月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年5月から51年4月まで  
② 昭和51年5月から54年7月まで

私は、20歳の時に国民年金に加入し、外国に渡航するまで国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人は、国民年金の加入手続の状況及び保険料の納付状況に関する記憶が曖昧であり、納付したとする郵便局は、当時申立人の居住する市の指定金融機関でないため、保険料の収納を取り扱っておらず、納付したとする保険料の金額は、当時の保険料額と一致しないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和56年10月時点では、申立期間は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 東京国民年金 事案 3671

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和43年4月から47年3月までの国民年金保険料については、納付記録を訂正する必要はない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年4月から47年3月まで

私は、昭和49年から50年にかけて、区役所で、第2回特例納付により、それまで未納であった国民年金保険料を分割で納付し、申立期間を含む領収書を所持している。申立期間の保険料を納付したことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する領収書によると、申立人は、申立期間を含む昭和41年4月から47年3月までの国民年金保険料を、第2回特例納付実施期間中の49年11月から50年10月にかけて6回にわたって納付しており、納付金額も当該期間の保険料を特例納付で納付した場合の保険料額と一致している。

一方、申立人は、所持している領収書に記載された期間のほかに、第2回特例納付で保険料を納付した記憶は無いと説明しており、申立人が納付した6年分の特例納付保険料は、特例納付は先に経過した月の分から順次に行うものとするとした法令上の規定により、36年4月から42年3月までの保険料として収納処理されたため、当該期間が第2回特例納付により納付済みとされ、申立期間の保険料が未納と記録されていると考えられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間の国民年金保険料の納付記録を訂正する必要はない。

## 東京国民年金 事案 3672

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和38年3月から40年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年3月から40年7月まで  
私の国民年金は、夫が加入手続をし、国民年金保険料を納付してくれていたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の夫が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとされる夫から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確である上、夫も申立期間当時の自身の保険料が未納であるなど、申立人の夫が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年3月から39年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年3月から39年1月まで

私は、会社を退職後、市役所事務所で、国民健康保険と国民年金の加入手続をし、その後、同事務所の窓口で国民年金保険料を納付してきたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、保険料の納付状況等に関する記憶が曖昧であり、申立人の妻も申立期間当時は国民年金に未加入であるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人が国民年金に加入した記録は確認できない上、国民年金手帳の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 東京国民年金 事案 3674

### 第1 委員会の結論

申立人の平成7年7月から14年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年7月から14年1月まで  
私の国民年金保険料は、夫が仕事の合間に銀行や郵便局で納付してくれたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の夫が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、保険料の納付に関与しておらず、申立人の保険料を納付していたとする夫は、申立人の保険料の納付方法、納付金額、納付場所等についての記憶が不明確であるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から37年3月まで

私は、自宅に来た役所の人に勧められ、その場で国民年金の加入手続をし、国民年金保険料は自宅に集金に来た役所の人に現金で納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関する記憶が曖昧である上、昭和37年8月に申立人の国民年金手帳の記号番号と連番で記号番号が払い出されている元夫も申立期間の保険料は未納となっているなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 東京国民年金 事案 3676 (事案 861 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和42年11月から43年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年11月から43年12月まで

私の国民年金保険料は、義母が、夫やほかの家族の分と一緒に区役所の集金人に納付してくれていたはずである。ほかの家族は納付済みとなっており、私の申立期間の保険料だけが未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人の義母が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、加入手続及び保険料の納付に関与していないため、当時の納付状況等が不明確である上、義母からもまとめて保険料を納付したことや納付書によって納付したことは聞いたことがないと説明しているなどとして、既に当委員会の決定に基づく平成20年8月27日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、義母は自分が家族全員の保険料を納付していたと説明していると主張するが、これは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から39年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から39年10月まで

私は、自分で国民年金に加入し、区役所の出張所で国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人から申立期間当時の保険料の納付状況等に関する説明について十分な協力が得られないため、保険料の納付状況等が不明であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和39年4月から43年3月までの期間、45年7月から50年6月までの期間及び51年4月から58年7月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年4月から43年3月まで  
② 昭和45年7月から50年6月まで  
③ 昭和51年4月から58年7月まで

私は、会社を退職した後、友人の勧めで国民年金に加入し、国民年金保険料を、申立期間①については区役所又は集金人に納付し、申立期間②については金融機関で納付し、申立期間③については申請免除期間の保険料の追納の勸奨状が送付されてきたので納付した。申立期間の保険料が未納及び申請免除とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立期間①については、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和42年10月ごろ夫婦連番で払い出されているが、この時点では申立期間の一部は時効により保険料を納付できない上、申立人は保険料をさかのぼって納付した記憶がなく、当該期間の夫の保険料も未納となっている。申立期間②については、申立人は、当時、生活が苦しく保険料を納付できなかった時期があったとしている上、当該期間中に転居をしているにもかかわらず、転居の際に国民年金関係の手続をした記憶がないと説明している。申立期間③については、申立人は、申請免除期間の追納勸奨状を受け取っているが、保険料の追納に関する諸手続についての記憶がないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 東京国民年金 事案 3691

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和37年9月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年9月から41年3月まで

私は、父が私の国民年金への加入手続及び国民年金保険料の納付をしてくれていたと聞いている。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとされる父親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確であるなど、申立人の父親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和41年10月時点では、申立期間の過半は時効により保険料を納付できない期間である上、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年6月から37年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年6月から37年10月まで

私たち夫婦は、国民年金保険料を、毎月、郵便局で納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人が国民年金保険料を納付していたとする郵便局では、申立期間当時、現年度の保険料を納付することはできず、納付したとする保険料額も当時の保険料額と大きく異なっている上、申立期間当時の保険料の納付方法である印紙検認についての記憶も曖昧であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年6月から37年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正14年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年6月から37年10月まで

私たち夫婦は、国民年金保険料を、毎月、郵便局で納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人が国民年金保険料を納付していたとする郵便局では、申立期間当時、現年度の保険料を納付することはできず、納付したとする保険料額も当時の保険料額と大きく異なっている上、申立期間当時の保険料の納付方法である印紙検認についての記憶も曖昧であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成8年4月から12年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和44年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年4月から12年3月まで  
私の申立期間の国民年金保険料は、私の両親が金融機関で納付していたはずである。私の申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとされる申立人の両親は、申立期間の保険料の納付時期、納付方法等に関する記憶が曖昧である上、金融機関の口座から申立期間の保険料を引き出し納付していたと説明しているが、金融機関から提出された口座の取引記録には、申立期間の保険料に相当する金額が引き出された記録が確認できないなど、申立人の両親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情が見当たらず、また、申立人の両親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無い。

さらに、申立期間直後の平成12年4月から13年3月までの期間の保険料は、14年5月13日に過年度納付されていることが確認できるが、その時点では、申立期間は時効により保険料を納付できない期間である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 東京国民年金 事案 3701

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和46年12月から49年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年12月から49年12月まで

私の父親は、「国の年金は将来間違いなく還元されるものだから、最初から加入して国民年金保険料を納付すべきだ。」と言って、市役所で私の国民年金の加入手続及び保険料の納付をしてきていた。結婚による氏名変更で年金手帳が新しいものに差し替えられたが、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関係資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、父親から当時の納付状況等を聴取することができないため、国民年金の加入手続及び納付状況が不明確である上、兄も20歳から厚生年金保険に加入するまでの約3年間は国民年金に未加入で保険料が未納となっているなど、父親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和47年2月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年2月から51年3月まで

私は、昭和47年2月に区役所で国民年金の加入手続をして以降、金融機関で国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立期間当時の保険料の納付金額等に関する記憶が曖昧である上、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和53年に申立期間直後の保険料を2年分さかのぼって納付していることが確認できるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の手帳記号番号が払い出された昭和53年4月時点では、申立期間の大部分は時効により保険料を納付することができない期間である上、申立人は上記手帳記号番号で払い出された年金手帳以前に別の手帳を所持していたことはないと説明しているなど、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 東京国民年金 事案 3703

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和47年2月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年2月から51年3月まで  
私の妻は、昭和47年2月に区役所で私の国民年金の加入手続をして以降、金融機関で私の国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、保険料を納付していたとする妻は、申立期間当時の保険料の納付金額等に関する記憶が不明確である上、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和53年に申立期間直後の保険料を2年分さかのぼって納付していることが確認できるなど、妻が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の手帳記号番号が払い出された昭和53年4月時点では、申立期間の大部分は時効により保険料を納付することができない期間である上、申立人は上記手帳記号番号で払い出された年金手帳以前に別の手帳を所持していたことはないと説明しているなど、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和44年4月から45年3月までの期間及び45年10月から49年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年4月から45年3月まで  
② 昭和45年10月から49年3月まで

私は、国民年金保険料の納付を元夫に任せていたが、区役所から未納期間の保険料を納付するよう言われたので、まとめて納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人及びその元夫が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立期間の保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとされる元夫は、申立人の保険料を納付していた時期に関する記憶が不明確であり、元夫も申立期間の自身の保険料が未納となっている上、申立人は、自身でまとめて保険料を納付したとする時期及び金額等の納付状況に関する記憶が曖昧であるなど、申立人及びその夫が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から同年9月までの期間、50年4月から61年9月までの期間及び62年4月から平成4年10月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年4月から同年9月まで  
② 昭和50年4月から61年9月まで  
③ 昭和62年4月から平成4年10月まで

私の夫は、結婚後に私の国民年金の加入手続きをし、昭和36年4月以降の私の国民年金保険料をさかのぼって一括納付し、その後は納付書で3か月又は6か月ごとに保険料を納付してくれていた。途中で2回ぐらい免除申請をした記憶もあるが、昭和61年ごろから私が60歳になるまで欠かさず保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の夫が申立期間の国民年金保険料を納付又は免除申請していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立期間①については、当該期間前後の期間の申立人の保険料は、第2回特例納付及び過年度納付により納付されていることが確認できるものの、当該期間は第2回特例納付により保険料を納付することができる期間ではない上、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和50年12月時点では、当該期間は時効により保険料を納付できない期間である。また、申立期間②及び③については、当該期間の保険料を納付又は免除申請していたとする夫は、当該期間当時の保険料額、免除申請の申請をしたとする時期等に関する記憶が不明確であるなど、夫が申立期間の保険料を納付又は免除申請していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付又は免除申請していたものと認めることはできない。

## 東京国民年金 事案 3711

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から42年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 明治41年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から42年9月まで

私は、娘と一緒に国民年金に加入し、昭和36年4月から集金人に国民年金保険料を納付していた。申立期間が未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

(注) 申立ては、死亡した申立人の子が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人からは、当時の加入手続及び納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確である。

また、明治44年4月1日までに生まれた者は、国民年金に任意加入となり、任意加入するためには昭和35年10月から36年3月31日までに申出を行う必要があるが、申立期間当時、申立人と同居し、一緒に加入手続をしたとする、申立人の娘の国民年金手帳の記号番号は、38年4月22日に払い出されていることが確認できることなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年4月から8年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年4月から8年1月まで  
私の申立期間の国民年金保険料は、私の義姉が納付してくれていたと思うので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の義姉が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人自身は申立期間の保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとされる義姉から当時の納付状況等を聴取することができないため、保険料の納付についての状況が不明確である。

また、申立期間の義姉及び兄の保険料は、その大部分が未納であるなど、義姉が申立人の申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人は、自身で保険料を納付するようになった平成 10 年 3 月に申立期間直後の 8 年 2 月の保険料を納付しているが、この時点では、申立期間は時効により保険料を納付できない期間であり、別の国民年金手帳の記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成9年12月から10年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年12月から10年3月まで

私は、会社を退職した後は厚生年金保険から国民年金に切り替えるのは当然と思っていたので、申立期間も国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人は、平成9年12月の会社退職後の国民年金の加入手続及び保険料の納付状況に関する記憶が曖昧であり、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、社会保険庁の記録では申立期間は国民年金に未加入とされており、厚生年金保険から国民年金への切替手続が行われたことが確認できない上、別の国民年金手帳の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和43年4月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和18年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和43年4月から47年3月まで

私は、国民年金に加入後、共済組合に加入するまでは国民年金保険料を納付しており、また、滞納があれば督促があったはずだが、その記憶も無い。申立期間が国民年金に未加入とされ、保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立期間当時の国民年金の加入手続及び保険料の納付状況に関する記憶が曖昧であるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された平成3年5月ごろの時点では、申立期間は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和48年2月から51年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年2月から51年9月まで

私は、会社を退職した後、国民年金の加入手続を行い納付書で4、5年分の国民年金保険料をさかのぼって納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、4、5年分の保険料をさかのぼって納付したと説明しているが、納付したとする保険料の金額及び納付時期に関する記憶が曖昧である。また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、昭和53年12月ごろに払い出されており、当該払出時点でさかのぼって納付することが可能であった申立期間後の51年10月から53年12月までの27か月分の保険料が納付済みとなっているほか、第3回特例納付により申立期間前の46年8月から48年1月までの18か月分の保険料を54年3月及び7月に納付していることが確認でき、合わせて45か月の保険料を当時さかのぼって納付していることから、4、5年分さかのぼって保険料を納付したとする申立人の説明とおおむね一致するなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和48年10月から49年3月までの期間及び平成11年8月から12年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年10月から49年3月まで  
② 平成11年8月から12年3月まで

私は、昭和48年ごろは、国民年金保険料を銀行で払っていた。平成11年ごろは、勤めている会社で国民年金保険料を申告して年末調整をしてもらった。申立期間が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立期間①については、申立人は、保険料の納付状況等に関する記憶が曖昧である。また、申立人の妻も当時の自身の保険料が未納であるなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間②については、申立人は、勤務する会社で年末調整をしてもらったと説明するが、当該事務を担当していた税理士事務所が保存している給与所得者の保険料控除申告書の社会保険料控除欄には、当該期間の保険料額を除いた額が記載されている上、申立人が被保険者資格を喪失した後の平成13年に納付書が発行されていたことが確認できるが、申立人には、保険料を後からまとめて納付したとする具体的な記憶がないこと、さらに、当該期間は妻の保険料も未納であるなど、申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年10月から50年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年10月から50年4月まで

私の国民年金保険料は、夫が納付していた。厚生年金保険と国民年金の加入期間が通算されることを知っていたので、途切れることなく継続して保険料を納付していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の夫が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人は、申立期間の保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする申立人の夫は、保険料の納付方法、納付額等の納付状況に関する記憶が曖昧であるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された平成5年9月時点では、申立期間は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から53年3月まで

私は、昭和56年ごろから勤務していた学校の職員に勧められて国民年金に加入した。その後、特例納付のことを知り、未納期間の国民年金保険料約100万円を郵便局で納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、また、申立人は、国民年金に加入した時期及び特例納付で保険料を納付したとする時期の記憶が曖昧であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和58年4月ごろに任意加入することで払い出されており、制度上、申立期間の保険料をさかのぼって納付することができない上、当該時期には既に第3回特例納付実施期間は終了しており、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 15 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 22 年 9 月 22 日から 23 年 9 月 25 日まで  
② 昭和 30 年 11 月 1 日から 31 年 11 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務していた期間のうちの申立期間①及びB社に勤務していた期間のうちの申立期間②の加入記録が無い旨の回答をもらった。両社には、申立期間①及び②もそれぞれ勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、A社に当該期間も勤務していたと申し立てている。

しかし、A社は昭和 24 年 8 月 25 日に全喪しており、また、同社の事業主及び経理担当者の所在は不明であり、さらに、申立人は、当時のA社における同僚の氏名を 7 名記憶しているが、そのうち 3 名は既に死亡しており、残り 4 名は所在が不明あるいは連絡が取れないため、同社及びこれらの者から、申立期間①における申立人の勤務の実態や当時の同社の厚生年金保険の取扱い等について確認することができない。

そこで、社会保険事務所のA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間①当時に厚生年金保険に加入し、連絡が取れた 2 名の従業員に、申立人の勤務の実態や当時厚生年金保険の加入状況を照会したところ、そのうち 1 名は、申立人についての記憶は無く、残りの 1 名は、申立人が同社に申立期間においても勤務していたか否か、また、申立人の厚生年金保険の加入状況及び同社における当時の厚生年金保険の取扱いについては、不明としている。

申立期間②については、申立人は、B社に当該期間も勤務していたと申し立

てている。

しかし、B社は、社会保険事務所の記録から、昭和31年11月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間②については、適用事業所となっていない。

そして、B社は昭和44年4月1日に全喪しており、また、同社の事業主及び経理担当者は既に死亡していることから、同社及びこれらの者から、申立期間②における申立人の勤務の実態や当時の同社の厚生年金保険の取扱い等について確認することができない。

また、申立人が記憶している4名の同僚に、申立人の申立期間における勤務の実態や当時厚生年金保険の加入状況を照会したところ、そのうち3名は、既に死亡あるいは連絡が取れず、残りの1名は、申立人が同社に申立期間においても勤務していたか否か、また、申立人の厚生年金保険の加入状況及び同社における当時の厚生年金保険の取扱いについては、不明としている。

以上のことに加えて、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、申立人に明確な記憶が無く、これを確認できる関連資料及び周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 2 月 10 日から 40 年 3 月まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務していた申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間については、同社に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA社に勤務していたと申し立てている。

しかし、A社は、申立期間当時の従業員や社会保険に関する資料等を保有していないことなどから、申立人の勤務の実態及び当時の同社の厚生年金保険の取扱い等について確認することはできないとしている。

また、申立人が記憶している1名の同僚に、申立人の申立期間における勤務の実態や当時厚生年金保険の加入状況を照会したところ、期間は明らかではないが、申立人がA社に勤務していたことを記憶しているものの、申立人の厚生年金保険の加入状況及び同社における当時の厚生年金保険の取扱いについては不明としている。

そこで、社会保険事務所のA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間当時に厚生年金保険に加入し、連絡が取れた7名の従業員に、申立人の勤務の実態や厚生年金保険の加入状況を照会したところ、そのうち5名は、申立人のことを記憶しておらず、残りの2名は、申立人が同社に申立期間においても勤務していたか否かを記憶していないほか、申立人の厚生年金保険の加入状況及び同社における当時の厚生年金保険の取扱いについては不明としている。

さらに、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除につい

ては、申立人に明確な記憶が無く、これを確認できる関連資料及び周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 4 月 1 日から 42 年 3 月 31 日まで  
② 昭和 44 年 4 月 1 日から 45 年 3 月 31 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、申立期間について加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間①はA社に、申立期間②はB校（現在は、C校。）に、それぞれ勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、A社の当時の事業主の証言から、申立人は、昭和41年4月から42年3月まで、同社に勤務していたことが推認できる。

しかし、A社は、社会保険事務所には、厚生年金保険の適用事業所としての記録が無い。

また、A社の当時の事業主は、申立期間①当時は、個人経営の事業所であったため、従業員を厚生年金保険に加入させず、厚生年金保険料を控除していなかったとしている。このことは、申立人が記憶している同僚2名が、いずれもA社での厚生年金保険の加入記録が無く、そのうち1名は、申立期間①を含む昭和40年4月から44年1月まで国民年金に加入し、その保険料を納付していることから裏付けられる。

申立期間②については、申立人から提出のあった写真及び申立人の具体的な勤務に関する説明等から、申立人が当時、B校に非常勤講師として勤務していたことが推認できる。

しかし、B校は、社会保険事務所の記録では、昭和42年1月1日に全喪しており、申立期間②には、厚生年金保険の適用事業所となっていない。

また、現在のC校では、申立期間当時のB校の非常勤職員に関する資料等を保有していないことから、申立人の申立期間における勤務の実態等については不明としている。

以上のことに加えて、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、申立人に明確な記憶が無く、これを確認できる関連資料及び周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 25 年 4 月から 28 年 4 月まで  
厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務していた申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間については、同社に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、中学卒業後の昭和 25 年 4 月から 28 年 4 月まで、A社に勤務していたと申し立てている。

しかし、申立人は、申立期間のうち、昭和 25 年 4 月から 26 年 3 月までは中学校就学期間に該当するため、同社に勤務していたとは考えられない。

そして、A社は、昭和 54 年 9 月 21 日に全喪しており、同社の事業主は既に死亡しており、経理担当者の所在は不明であるため、同社及びこれらの者から、申立期間における申立人の勤務の実態や当時の同社の厚生年金保険の取扱い等について確認することができない。

また、申立人は、当時のA社における同僚2名を記憶しているが、当該2名は既に死亡あるいは所在が不明であるため、両名から、申立期間における申立人の勤務の実態や厚生年金保険料の控除について確認することができない。

そこで、社会保険事務所のA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間当時に厚生年金保険に加入していることが確認できる2名の従業員に申立人の勤務の実態や厚生年金保険の加入状況を照会したところ、そのうち1名は、連絡が取れず、残りの1名は、申立人についての記憶は無く、申立人の同社における勤務の実態等について確認することができない。

さらに、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除につい

ては、申立人に明確な記憶が無く、これを確認できる関連資料及び周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 東京厚生年金 事案 1801

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 5 年 1 月 31 日から同年 7 月 1 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、代表取締役として勤務したA社での被保険者資格喪失日が平成 5 年 1 月 31 日となっているが、同社には同年 7 月 1 日まで勤務していた。平成 5 年 6 月に、小切手で社会保険事務所に厚生年金保険料を支払ったので、当該小切手の控え等はないが、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間についてA社の代表取締役として、当該期間も同社に勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されていたと申し立てている。

しかし、社会保険事務所の記録では、A社は、平成 5 年 1 月 31 日に全喪しており、申立期間は厚生年金保険の適用事業所となっておらず、また、申立人については、当該全喪日に被保険者資格を喪失した旨の処理が同年 6 月 3 日に行われている。

一方、申立人は、平成 5 年 6 月に社会保険事務所において同社の滞納した厚生年金保険料を小切手により納付した際に、同社の経営状況が思わしくなく、延滞金も発生していたことから、今後さらに滞納が続き同社の預金口座の差し押さえが行われることを回避するために、社会保険事務所に同社を全喪させることについて相談し、全喪処理のための手続を行ったとしている。

また、申立人は、滞納した厚生年金保険料の納付について、いつまで支払ったのか記憶していない上、小切手の控え等も残っていないこともあり、どの期間の滞納保険料を納付したのか記憶にないとしているが、当該小切手で納付した厚生年金保険料の期間は、同社が適用事業所であった平成 5 年 1 月 31 日ま

でと考えるのが自然である。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、代表取締役として自ら同社の全喪並びに自身及び従業員の厚生年金保険の資格喪失の手続を行っており、一旦同意しながら、これらの処理が有効なものでないと主張することは信義則上許されず、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年1月から同年4月まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社C事業所に勤務していた申立期間について、加入記録が無いとの回答をもらった。申立期間は、同社に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社C事業所に昭和21年1月から同年4月まで勤務していたと申し立てている。

しかし、A社C事業所の後継会社であるD社は、A社C事業所に申立人が勤務していたことを確認できる資料を保有していないこと等から、申立人が同社に勤務していたことを確認することはできないとしている。

そして、申立人が記憶していた当時のA社C事業所の上司は、既に死亡しており、また、申立人は、当時の同僚を記憶していないため、これらの者から申立人の勤務の実態や厚生年金保険料の控除について確認することができない。

そこで、社会保険事務所の保管しているA社C事業所に係る被保険者名簿から、申立期間当時、同社に勤務し、厚生年金保険に加入していた複数の従業員を確認したところ、申立人のことを記憶している従業員はおらず、当該従業員から申立人の申立期間に係る勤務状況等を確認することはできなかった。

さらに、社会保険業務センターが保有する申立人に係る厚生年金被保険者台帳には、A社C事業所における被保険者記録は無い。

加えて、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、申立人に明確な記憶が無く、これを確認できる関連資料及び周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 47 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 4 年 4 月 1 日から 4 年 11 月 2 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間について、加入記録が無いという回答があった。申立期間も同社に勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成 4 年 4 月 1 日にA社に入社し、申立期間も同社に勤務していたと申し立てている。

しかし、A社の申立期間当時の役員及び複数の従業員は、当時、同社では、試用期間として、入社後一定期間厚生年金保険等の社会保険に加入させない取扱いがあり、その間は、給与から厚生年金保険料は控除されていなかったと供述している。

そして、このことは、社会保険庁のA社に係るオンライン記録から申立期間当時に被保険者であったことが確認できる上記役員等を含む複数の従業員に照会し、同社に入社したとする時期を確認し、これと当該オンライン記録により、被保険者資格取得年月日を比較したところ、入社から厚生年金保険の資格取得日までの期間が短い者が2か月程度、長い者では8か月以上あることから確認できる。

また、A社が加入していたB健康保険組合及びC厚生年金基金の記録を確認したところ、申立人はいずれの記録においても平成 4 年 11 月 2 日に資格を取得しており、厚生年金保険の加入記録と一致している。

さらに、雇用保険の記録においても、申立人の申立期間における加入記録は存在しない。

加えて、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたとするが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者であったと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年2月26日から47年4月15日まで

社会保険事務所に船員保険の加入状況について照会したところ、A社（現在は、B社）に勤務した昭和30年4月から63年3月までの期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間においても、外国の企業が所有する「C」に乗船していたので、船員保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に「C」に乗船していたと申し立てている。

しかし、船員保険法は、船員法第1条に規定する船員として船舶所有者に使用される者を被保険者とするとしており、船員法第1条では、船員とは、日本船舶等に乗り組む船長及び海員並びに予備船員をいうと規定されているところ、申立人は、「C」の所有者は外国の企業であったとしている。そして、D省E局F課によれば、同省の保管している日本船名録の中に「C」の名前は無いことから、「C」は、船舶法に定める日本船舶等には該当せず、申立人は、申立期間当時は、船員法第1条に規定する船員ではなかったものと認められる。

また、B社が保管する船員社員名カードの記載事項から、申立人の申立期間における「C」への乗船に伴い、申立人が「特別休職員」として扱われていることが確認できるところ、同社から提出されたG組合とA社との間の労働協約によれば、「特別休職員」とは、申立期間当時においては「会社指示によって、会社以外の場所に派遣され、派遣先から給与を受ける者及び組合専従員」とされていることから、申立人は、申立期間において、外国船舶に派遣され、派遣先から給与が支払われており、A社からは支払われていなかったと認められる。

これらの事実から判断すると、申立人が、申立期間において、船員保険被保険者であったと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和 37 年 4 月から 38 年 5 月まで  
②昭和 44 年 3 月から 46 年 9 月まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、申立期間①及び②の記録が無いとの回答をもらった。申立期間①はA社に、申立期間②はB社に勤務していたので、これらの期間を厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、A社の従業員の供述により、勤務期間は特定できないものの、申立人は、申立期間当時、A社に勤務していたことがうかがえる。

しかし、A社は、既に全喪しており、また、当時の事業主や経理担当者とは連絡がとれないため、これらの者から申立人の勤務状況、厚生年金保険の加入状況等について確認することができない。

また、申立人は、当時の上司や同僚等の愛称しか記憶していないため、これらの者を特定できないことから、社会保険事務所のA社の被保険者名簿から申立期間当時に厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員に対し、同社における勤務の実態や厚生年金保険料の控除について照会したところ、7人から回答があったが、申立人の勤務の実態や厚生年金保険料の控除について確認することはできなかった。

申立期間②については、申立人は、B社で昭和 44 年 3 月から 46 年 9 月まで勤務しており、厚生年金保険に加入していたはずであると申し立てている。

しかし、B社は、同社が保管している申立期間当時の厚生年金保険加入者台帳及び雇用保険加入者台帳に、申立人の記録が無いため、申立人が同社に勤務していたこと及び厚生年金保険の加入状況等について確認することはできな

いとしている。

また、申立人は、上司、同僚等に照会することを強く拒否しているため、申立期間当時のこれらの者から申立人の勤務の状況や厚生年金保険の加入状況等に係る事実を確認することはできない。

さらに、申立人は、申立期間当時、夫の健康保険の被扶養者であったと供述しているところ、社会保険事務所の夫の勤務先の被保険者名簿の記録から、申立期間当時、夫が加入する政府管掌健康保険の被扶養者になっていたことが確認できることからB社における政府管掌健康保険及び厚生年金保険の被保険者ではなかったものと考えられる。

以上のことに加えて、申立人は、申立期間①及び②において、事業主により給与から厚生年金保険料が控除されていたとしているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和 36 年 4 月 21 日から同年 8 月 1 日まで  
②昭和 40 年 11 月 1 日から同年 12 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に昭和 36 年 4 月 21 日から 40 年 12 月 1 日まで勤務した期間のうち、申立期間①及び②の加入記録が無いとの回答をもらった。それぞれの期間も同社に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、A社の複数の同僚の供述から、申立人が入社した期間は明確ではないが、申立人は、申立期間①の後半には同社に勤務していたことが推認できる。

しかし、A社は、既に全喪し、当時の事業主は死亡していることから、同社及び事業主から申立人の申立期間①における勤務状況や同社における厚生年金保険の加入状況等について確認することはできない。

また、申立期間①当時の経理担当者は、申立人について、入社日から厚生年金保険に加入していたと思うが、具体的な入社時期や厚生年金保険の資格取得手続きについて明確な記憶は無いとしている。

さらに、申立人が記憶している同僚 1 人は、申立人がA社に勤務していたことを記憶しているが、入社時期ははっきり覚えておらず、また、厚生年金保険の適用状況については分からないとしている。

そこで、申立人が、B社を退社しA社に入社した後に、申立人と同様にB社からA社に入社したことが社会保険事務所の被保険者名簿から確認できる従業員 2 人について、B社における厚生年金保険の被保険者資格喪失日とA社における厚生年金保険の被保険者資格取得日を確認したところ、申立人と同様に

B社で被保険者資格を喪失してから約4か月後にA社で資格を取得しており、A社では、これら従業員については、入社から4か月程度経過後に厚生年金保険に加入させる取扱いがあったことがうかがえる。

申立期間②については、申立人は、申立期間②当時、A社は、既にその工場をB社に賃貸しており、自分が記憶しているA社の従業員は、自分より数か月前に同社を退社し、B社に入社しているが、自身は申立期間②当時もA社に残り、同社から給与をもらったと主張している。

そして、A社からB社へ申立人より早い昭和40年8月21日に移籍した従業員1人は、厚生年金被保険の加入状況は分からないが、申立人が申立期間②当時に、まだ、A社に勤務していたことを記憶していると供述している。

しかし、社会保険事務所のA社に係る被保険者名簿から、申立期間②当時被保険者であった者は事業主1人であったことが確認でき、前述のとおり当該事業主は、既に死亡していることから、当該事業主及び申立期間②当時の従業員から申立人の勤務実態や厚生年金保険料の控除等について確認することはできない。

このほか、申立人は、申立期間①及び②について、事業主により給与から厚生年金保険料が控除されていたとするが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 7 月から 43 年 6 月まで  
② 昭和 49 年 7 月から 51 年 12 月までの 2 か月程度

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社で勤務した申立期間①及びB社で勤務した申立期間②の加入記録が無い旨の回答をもらった。A社には、大学在学中に勤務し、B社には、申立期間に2か月程度勤務した記憶があるので、それぞれの申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、A社における同僚の証言から、勤務した期間までは特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社は、申立期間①当時の人事関係の資料等を保有していないことから、申立人の同社での勤務状況や厚生年金保険料の控除等について不明としている。

また、上記同僚は、申立人がA社に勤務していたことは記憶しているものの、申立人については、同社での業務内容が自分とは異なっており、勤務した期間や厚生年金保険の加入については不明としている。

そこで、社会保険事務所のA社に係る厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間①当時に厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員に申立人の勤務状況等を確認したところ、そのうち1名から、申立人は、同社では正社員でなくアルバイトで勤務していたため厚生年金保険には加入していなかったのではないかと回答があった。

このことを申立人に確認したところ、申立人は、申立期間①当時のA社での勤務形態は記憶していないとしており、また、大学在学中にA社に勤務してい

たとしているところ、当該大学での在学は確認できず、申立人の主張について確認等ができない。

申立期間②については、申立人は、昭和49年7月から51年12月までの期間にB社で2か月程度勤務したと申し立てている。

そして、B社は、申立人が入社時に記載した履歴書を保有しており、当該履歴書には「採用昭和51年4月1日」と記録されていることから、申立人が同日から同社に勤務していたとしている。しかし、申立人の同社の退職日については、同社では入社から3か月程度の試用期間を定め、この間に勤務の継続性を確認したのち厚生年金保険を含む社会保険に加入させており、申立人は同社をこの間に退職した可能性があるとしている。

また、申立人は、B社での同僚1名を記憶していたことから、当該同僚に申立人の同社での勤務状況を確認したが、申立人を記憶していなかった。さらに、当該同僚は、同社では入社から3か月程度の試用期間があり、この間は、給与から厚生年金保険料は控除されていなかった供述している。

以上のことに加えて、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和 42 年 4 月から 45 年ころまで  
②昭和 45 年ころから 48 年 4 月まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務していた昭和 42 年 4 月から 45 年ころまでの申立期間①及びB社に勤務していた 45 年ころから 48 年 4 月までの申立期間②の期間の加入記録が無いとの回答をもらった。社会保険事務所窓口で上記の記録が消されたことを目撃しているので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人の妻は、申立人が昭和 42 年から 45 年又は 46 年に、所在地がC県D区又はE区でF川沿いにあった業種も分からないA社という事業所に勤務していたと申し立てている。

しかし、このA社という名称の事業所は、これと類似する名称の事業所を含めて、申立ての事業所所在地において、社会保険事務所に適用事業所としての記録は無い。

一方、申立人は、社会保険事務所の記録では、昭和 48 年 5 月からG市に所在する同名のH社において被保険者記録があるが、商業登記簿では、同社の設立は 46 年 5 月となっており、同社では、設立以来、C県D区やE区に工場や支店を置いたことはなかったと説明している。

そこで、H社の複数の従業員に、申立人の同社における勤務の有無等について照会したところ、2人の従業員は、申立人について記憶があり、申立人は、同社に昭和 48 年に入社する前は、自前の機械で同社の下請け仕事をしていた

自営業の父親の手伝いをしていたため、その関係で同社に出入りしており、同年に同社に入社する前は、会社勤めの経験はないはずであると供述している。

申立期間②について、申立人の妻は、申立人が昭和 45 年ころから昭和 48 年 4 月まで B 社に勤務していたと申し立てている。

しかし、B 社は、同社が保管する申立期間②当時の従業員記録に申立人の勤務記録はないことから、申立人は同社では勤務していなかったとしている。

また、前述したとおり、申立期間①の調査において聴取した、H 社の複数の従業員は、申立期間②当時、申立人が H 社の下請けの仕事をしていたことを供述していることから、申立人は、申立期間②当時、B 社に勤務していなかったことが推認できる。

さらに、B 社が加入していた I 厚生年金基金の申立人の記録を企業年金連合会へ照会したところ、申立期間②当時の加入記録は確認できなかった。

なお、申立人の妻は、4 年ほど前、遺族年金の申請に関連して社会保険事務所窓口を訪れた際、窓口でモニターに表示された申立人の記録がモニター画面から消えたことをもって、社会保険事務所の担当者が申立人の申立てに係る加入記録を消した旨主張しているが、社会保険事務所によれば、窓口の画面の操作で、その記録そのものを消すことはできない仕組みであるとしている。

以上のことに加えて、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和 33 年 4 月から同年 9 月まで  
②昭和 51 年 4 月から 53 年 11 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社（現在は、B社。）で勤務していた申立期間①及びC社に勤務していた昭和 51 年 4 月から 62 年 7 月 3 日までの期間のうちの申立期間②について、厚生年金保険の記録が無いとの回答をもらった。これらの期間について勤務していたのは確かなので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、A社の社員として売店で勤務していたと申し立てている。

しかし、A社は、申立期間①当時の従業員や厚生年金保険に関する資料を保有していないことから、申立人が申立期間①当時に同社で勤務していたことを確認することはできないとしている。

また、申立人は、申立期間①当時の上司や同僚の氏名を記憶していないため、社会保険事務所のA社の被保険者名簿から、申立期間①当時、厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員に対し、申立人の勤務状況等を確認したものの、申立人のことを記憶している従業員はいなかった。

そして、当該複数の従業員は、当時、A社では、本採用された正社員についてのみ、厚生年金保険に加入させていたと供述しており、当該複数の従業員のうちの1人は、申立人が申立期間①当時 15 歳だったのであれば申立人を正社員として本採用し、厚生年金保険に加入させていたとは考えられないと供述している。このことは、申立期間当時の同社の厚生年金保険被保険者名簿において、被保険者の資格取得時の年齢が全員 18 歳以上であることから確認でき

る。

申立期間②について、申立人は、C社に昭和51年4月から勤務しており、申立期間②の同年同月から53年11月1日までの期間においても厚生年金保険に加入していたはずと申し立てている。

しかし、C社では、申立期間②当時の従業員や厚生年金保険に関する資料を保有していないことから、申立期間②における申立人の勤務の実態や同社における厚生年金保険の加入状況について確認することができないとしている。

また、申立人が記憶している複数の同僚に申立人の勤務の状況等について照会したところ、1人の同僚は、自分がC社に入社した昭和51年10月以降に申立人が入社したと供述しており、申立人の主張と異なっている。

さらに、当該複数の同僚は、申立人が、C社において短時間勤務のパートタイム労働者だったと供述しており、申立人も、自分はパートタイム労働者であったとしているところ、申立人と同様に同社でパートタイム労働者であった従業員1人は、昭和51年4月に採用されたと供述しているが、社会保険事務所の同社に係る被保険者名簿では、当該従業員の厚生年金保険の資格取得日は、入社2年半後の53年11月1日となっている。

以上のことに加えて、申立人は、申立期間①及び②について、事業主により給与から厚生年金保険料が控除されていたとしているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和28年3月2日から30年5月10日まで  
②昭和30年5月11日から32年9月4日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務していた申立期間①及びB社に勤務していた申立期間②について厚生年金保険の記録が無いとの回答をもらった。これらの期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、当時、A社に勤務していた従業員の証言から、申立人は、勤務期間は不明であるが、同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社は、既に全喪しており、また、申立期間当時の事業主等の連絡先は不明であることから、同社及びこれらの者から、申立人の勤務状況や厚生年金保険の加入状況等を確認することができない。

そこで、社会保険事務所のA社の被保険者名簿から、申立期間当時に、同社に在籍し、厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員に照会したところ、申立人の名前は記憶しているとする従業員が複数名いたものの、申立人の同社における勤務状況や厚生年金保険への加入の有無等について記憶している者はいなかった。

さらに、当該複数の従業員に、A社における従業員等の勤務状況について確認したところ、申立期間当時、同社に勤務していた従業員の氏名を記憶していたことから、これらの従業員の厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所の同社の被保険者名簿から確認したところ、申立人と同じ業種の従業員2人と工場長が厚生年金保険に加入していないことが確認できる。このため、同社では、同社に勤務する従業員のすべてを厚生年金保険に加入させていたわけではな

かったことが確認できる。

申立期間②について、申立人は、申立期間当時、B社に勤務しており、厚生年金保険に加入していたはずだと申し立てている。

しかし、同社は、社会保険事務所に厚生年金保険の適用事業所としての記録が無い。

また、申立人は、B社の事業主及び同僚の氏名を記憶していないため、同社の商業登記簿を確認したところ、申立期間当時、同社が存在したことは確認できるが、同登記簿に記載された有限責任社員等とは連絡がとれず、これらの者から、申立人の申立期間②における勤務状況や厚生年金保険料の控除等について確認できない。

以上のことに加えて、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の控除については、申立人に具体的な記憶は無く、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年から31年まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社においてB社から請け負った仕事をしていた昭和27年から31年ころまでの記録がないとの回答をもらった。また、現場に出勤すると印紙を買い手帳に貼った記憶があるので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和27年ころから31年ころまでの間にA社で勤務していたと申し立てている。

しかし、A社は、申立期間当時は、社会保険事務所に適用事業所としての記録は無い。

また、申立人は、A社がB社から請け負った仕事の現場に出勤すると印紙を買い、それを手帳に張ったとしており、そして、申立人が入院した際に、その手帳があったので医療費が無料であったとしていることから、申立人が当時、日雇労働者健康保険の適用対象者であることが推認できる。当該健康保険の適用対象者は、厚生年金保険の適用から除外されることとなることから、申立人は、申立期間において当該事業所に係る厚生年金保険の被保険者ではなかったものと認められる。

さらに、社会保険事務所のB社に係る被保険者名簿を確認したが、申立人の記録は無かった。

加えて、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、申立人に明確な記憶は無く、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立

人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和 32 年 5 月から 33 年 9 月まで  
②昭和 37 年 9 月から 38 年 9 月まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうちの申立期間①及びB社に勤務した申立期間②について、加入記録が無い旨の回答をもらった。それぞれの期間について、勤務していたのは確かなので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①の昭和 32 年 5 月から 33 年 9 月までの期間については、申立人は、A社に 32 年 5 月から当該期間を含め、34 年 3 月 16 日まで勤務していたと申し立てている。

しかしながら、A社は、既に全喪しており、事業主等とも連絡が取れないことから、同社及びこれらの者から申立人の申立期間①における勤務の実態や厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

そこで、社会保険事務所のA社に係る事業所別被保険者名簿における厚生年金保険の資格取得日が申立人と同日の昭和 33 年 10 月 3 日となっている複数の従業員に照会したところ、連絡の取れた従業員は、自分と申立人とは同期入社であり、入社日は 33 年 4 月 1 日であると供述している。当該供述を踏まえると、申立人は、申立期間①のうち、33 年 3 月 31 日までは同社に勤務していなかったことが推認できる。

また、上記複数の従業員は、A社では入社後に見習期間を 6 か月程度設け、当該期間は社会保険に加入させていなかった旨供述しており、また、これらの従業員が入社したとする日から社会保険事務所の同社に係る事業所別被保険者名簿における厚生年金保険の被保険者資格取得日までの期間を見ると、いず

れも6か月程度となっていることが確認できる。このため同社では、申立期間①当時、採用した従業員について、入社してから6か月程度経過後に厚生年金保険に加入させるという取扱いを行っていたことが認められる。

申立期間②の昭和37年9月から38年9月までの期間については、申立人は、B社に勤務していたと申し立てている。

しかし、社会保険庁の記録によると、B社は、厚生年金保険の適用事業所としての記録は無く、また、所在地を管轄する法務局には同社の商業登記の記録も無い。

そして、申立人は、申立期間②当時の事業主、経理や社会保険事務の担当者等を記憶しておらず、また、申立人が記憶していた同僚とも連絡が取れないことから、これらの者から、申立人の申立期間②における勤務の実態や厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

また、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除については、申立人は記憶があるとしているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 28 年から 31 年 1 月 20 日まで  
② 昭和 32 年 11 月 1 日から 33 年まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間①及び②の加入記録が無い旨の回答をもらった。昭和 28 年から 33 年まで同社に継続して勤務していたので、申立期間①及び②についても、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②において、A社に勤務していたと申し立てており、申立期間当時の社員旅行の写真を提出している。

しかしながら、申立人から提出のあった写真は、A社とB社の合同社員旅行であることから、申立人が申立期間当時、A社に勤務していたとは特定できない。

また、A社は、既に全喪しており、申立人が記憶していた申立期間当時の同社の社長や同僚は、死亡又は連絡先が不明で、これらの者から申立人の勤務の状況や厚生年金保険の取扱い等について確認することができない。

そこで、社会保険事務所が保管しているA社の厚生年金被保険者名簿から申立期間①又は②において、厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員に照会したが、連絡のとれた2名は、申立人のことを記憶していないとしている。

さらに、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除については、申立人は記憶があるとしているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立

人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 3 月 7 日から 35 年 2 月まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社（現在は、B社。）に勤務していた申立期間について加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には申立期間に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 32 年 3 月 7 日から 35 年 2 月までの期間にA社に勤務していたと申し立てているところ、退社時期については明確ではないと供述している。また、同社を退社後すぐにC社に入社したと供述している。

また、A社から名称変更したB社が保管している労働者名簿及び同社の複数の同僚の証言により、申立人が昭和 32 年 3 月 7 日にA社に入社し、その後同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、社会保険事務所の記録では、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 34 年 6 月 22 日であることから、申立期間のうち、同日以前は厚生年金保険の適用事業所となっておらず、また、B社では、A社が厚生年金保険の適用事業所となる以前に従業員の給与から厚生年金保険料を控除することはあり得ないとしている。

一方、昭和 34 年 6 月 22 日以後について、B社では、A社が厚生年金保険の適用事業所となった当時の健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書を保有しているが、同社では、同通知書に申立人の記録が無いことから、当時、申立人は厚生年金保険の被保険者となっておらず、給与から厚生年金保険料を控除していなかったはずであるとしている。

また、申立人が記憶していたA社の同僚及び社会保険事務所の同社に係る事

業所別被保険者名簿により同社が厚生年金保険の適用事業所となった時期に勤務していたことが確認できる複数の従業員に照会したところ、同社が厚生年金保険の適用事業所となった時期に申立人が勤務していたことを記憶している者はいなかった。

さらに、社会保険事務所のA社に係る事業所別被保険者名簿には、健康保険番号の欠番はなく、また、記録訂正等もなく、不自然な点は見当たらない。

加えて、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除については、申立人は記憶があるとしているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 11 月ころから 61 年 5 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、B社に派遣されていた申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。B社で勤務していた申立期間も厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 58 年 11 月ごろA社に入社し、自分 1 人がB社に派遣されB社で勤務していたものの、A社における厚生年金保険の被保険者資格の取得日が 61 年 5 月 1 日になっているが、申立期間はA社又はB社に勤務していたことは間違いないとしている。

しかし、A社は、既に全喪し、また、事業主及び役員は連絡先が不明であることから、同社及び事業主等から、申立人の同社における勤務状況や厚生年金保険の加入状況等について確認することができない。

また、申立人は、A社入社後B社に派遣され、A社での同僚を記憶していないとしていることから、社会保険事務所のA社に係る厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間当時に同社で勤務したことが確認できる従業員に、申立人の同社での勤務状況を照会したものの、申立人を記憶している者はいなかった。

一方、申立人は、申立期間にはB社で勤務していたとしている。しかし、同社は、既に全喪し、事業主も連絡先が不明であることから、同社及び事業主から、申立人の同社における勤務状況や厚生年金保険の加入状況等について確認することができない。

また、申立人は、B社での同僚を記憶していないことから、社会保険事務所の同社に係る厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間当時に被保険者となっ

ていることが確認できる従業員に、申立人の同社における勤務状況や厚生年金保険の加入状況等を確認したが、申立人を記憶している者はいたものの、申立人の同社における勤務期間まで記憶している者はおらず、さらに、同社における厚生年金保険の取扱いや保険料の控除については、いずれも記憶がないとしている。加えて、当該名簿に、申立人の加入記録は無かった。

そして、申立人は、A社に係る厚生年金基金、健康保険組合及び雇用保険の被保険者資格を取得しており、これらの被保険者資格取得は、申立人が同社において厚生年金保険の被保険者資格を取得した昭和61年5月1日と一致する。

加えて、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、申立人に明確な記憶が無く、これを確認できる関連資料や周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年6月30日から47年7月1日まで  
② 昭和49年12月1日から51年7月まで  
③ 昭和54年8月1日から55年9月まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、申立期間①、②及び③の加入期間がない旨の回答をもらった。申立期間①、②については、A社B支社に、申立期間③については、C社D支社に勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①、②について、申立人は、A社B支社に勤務していたと申し立てている。

しかし、本社のE社では、同社が保管していた申立人に係る厚生年金保険被保険者資格取得届（昭和47年7月1日取得）及び同資格喪失届（49年12月1日喪失）の事業主控があることから、申立人は申立期間①、②において厚生年金保険の被保険者となっておらず、厚生年金保険料を控除していなかったとしている。また、同社では、厚生年金保険の被保険者となった後でも、随時従業員の業績査定を行っており、その査定の結果により厚生年金保険の被保険者とならない取扱いをしていたため、申立期間②については、このような査定結果に基づき、厚生年金保険被保険者となっていないものと考えられるとしている。

そして、申立人は、A社B支社における上司や同僚を4名記憶していたが、社会保険事務所の同支社に係る厚生年金被保険者名簿では確認できない。

そこで、上記被保険者名簿から申立期間当時に厚生年金保険に加入している

ことが確認できる複数の従業員に、申立人の勤務の状況や同社における厚生年金保険の取扱い等について照会したところ、連絡が取れた同僚は、申立人の記憶はあるが、勤務していた期間は不明としており、申立期間当時、A社では、入社後約1年間は厚生年金保険に加入しない試補の期間があり、業績次第で厚生年金保険の加入となる制度があったと供述している。

さらに、申立人は、申立期間①において国民年金に加入し、その保険料を納付していたことが社会保険事務所の記録から確認できる。

申立期間③については、申立人は、C社D支社に勤務していたと申し立てている。

しかし、C社D支社を継承しているC社F支社では、C社D支社の職員原簿で、申立人が昭和54年8月7日付けで同社（D支社）を退職していることが確認できること、また、同社が保管していた申立人に係る厚生年金保険料徴収台帳からも、厚生年金保険の被保険者資格は51年10月1日に取得しており、54年8月1日に喪失していることから、申立人は申立期間③において厚生年金保険の被保険者となっておらず、厚生年金保険料を控除していなかったとしている。

また、申立人は、C社D支社における同僚を記憶していたが、社会保険事務所の同支社に係る厚生年金被保険者名簿では確認できない。そこで、社会保険事務所が保管している同社の被保険者名簿から申立期間当時に厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員に照会したところ、連絡がとれた1名の従業員は、申立人のことを記憶していなかった。

以上のほか、申立人の申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、申立人は記憶しているとしているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 11 月 1 日から 34 年 1 月 13 日まで  
厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社（現在は、B社。）に勤務した期間のうち、申立期間について加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間も同社に勤務していたのは間違いないので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 32 年 11 月 1 日から 34 年 1 月 13 日までの期間についてもA社に勤務していたと申し立てている。

しかし、申立人は、社員旅行には必ず参加していたと供述しているところ、B社から提出のあった、A社が昭和 33 年 7 月に実施した社員旅行の集合写真の中に申立人は確認できず、申立人も同社員旅行に参加した記憶が無い旨供述していることから、申立人の同社への入社時期は33年7月以降と考えられる。

一方、A社では、昭和 38 年に発生した火災により、申立期間当時の従業員に係る資料を焼失したため、申立人の申立期間に係る勤務の実態や厚生年金保険料の控除等について確認することができないとしている。

そこで、申立人が記憶していた複数の同僚に、申立人の勤務状況等を確認したが、申立人が申立期間に勤務していることを記憶している者はいなかった。

また、社会保険事務所のA社に係る事業所別被保険者名簿により申立期間当時に同社に勤務していたことが確認できる複数の従業員に照会したところ、申立人が申立期間に勤務していることを記憶している者はいなかった。

さらに、上記従業員のうち複数の者が、A社では入社後に試用期間があった旨供述しており、また、これらの従業員が入社したとする日から上記被保険者名簿における厚生年金保険の被保険者資格取得日までの期間を見ると、1か月

ないし6か月程度となっていることが確認できることから、同社では申立期間当時、採用した従業員について、入社してから相当期間経過後に厚生年金保険に加入させるという取扱いがあったものと考えられる。

加えて、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除については、申立人に明確な記憶が無く、また、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 14 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 25 年 10 月 1 日から同年 12 月 26 日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A組合（現在は、B組合。）に勤務した期間のうち、申立期間について加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間も同組合に勤務していた記憶があるので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A組合において厚生年金保険被保険者資格を喪失した昭和 25 年 10 月 1 日以降の申立期間も同組合に継続して勤務していたと申し立てている。また、同年 12 月末に賞与の支払いを受けたとしている。

しかしながら、現在のB組合は、A組合の申立期間当時の従業員に関する人事記録や社会保険加入記録等の資料が残っていないことから、申立人の申立期間の勤務実態や給与からの厚生年金保険料の控除等について確認することができないとしている。

また、申立人が記憶していたA組合の同僚に照会したところ、申立人が申立期間に同組合に勤務していたことを記憶している者はいなかった。

そこで、社会保険事務所の同組合に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により申立期間当時同組合に勤務していたことが確認できる複数の従業員に照会したところ、申立人が申立期間に同組合に勤務していたことを記憶している者はいなかった。

なお、上記従業員は、当時、給与等事務を担当しており、A組合における賞与支給日は、申立人が供述している 12 月末ではなく、12 月 4 日又は 5 日であったと供述している。

さらに、社会保険事務所が保管するA組合に係る厚生年金保険被保険者台帳

には、申立人の厚生年金保険の被保険者資格の喪失日として昭和25年10月1日、喪失原因として婚姻と記録されている。このような申立人の個人情報、事業所等からの届出がなければ、社会保険事務所では知り得ないものであることから、事業主は、社会保険事務所の記録どおり、申立人が同組合において25年10月1日に被保険者資格を喪失した旨の届出を行っていたことがうかがわれる。

加えて、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除については、申立人は記憶があるとしているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 5 月 31 日から 43 年 9 月 20 日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間について加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間も同社に勤務していたのは間違いないので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社において厚生年金保険の被保険者資格を取得した昭和 31 年 8 月 1 日以前から同社に住み込みで勤務しており、途中 38 年に同社を退社して他社に勤務したものの、1 か月程度で同社に復職し、その後 43 年 9 月まで継続して勤務していたと申し立てている。

しかしながら、A社は、既に全喪している上、当時の事業主及びその妻は既に死亡しているため、同社及び事業主等から申立人の申立期間の勤務実態や厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

そこで、申立人が記憶しているA社の同僚に照会したところ、複数の同僚が、申立人は申立期間当時、同社に勤務していたと記憶している旨供述していることから、申立人が申立期間についても勤務していたことは推認できる。

一方、社会保険事務所のA社に係る事業所別被保険者名簿を見ると、申立人の厚生年金保険の被保険者資格喪失日は、昭和 38 年 5 月 31 日となっているところ、申立人が同社を退社して他社に勤務したとする時期が 38 年であることから、事業主が、同日を厚生年金保険の被保険者資格喪失日とする届出を社会保険事務所に対し行ったものと考えられる。

また、申立期間当時のA社における給与計算等の担当者は、申立人の厚生年金保険の被保険者資格の得喪に係る届出について明確な記憶は無いものの、申

立期間当時、厚生年金保険の被保険者標準報酬月額算定基礎届に係る事務を担当しており、厚生年金保険に加入している従業員については全員分の届出を行っていた旨供述している。

上記供述を踏まえると、申立人の申立期間において、事業主が算定基礎届を行い、社会保険事務所が定時決定を行うべき5回の機会（昭和39年ないし43年）のいずれにおいても、申立人が厚生年金保険の被保険者であったことを事業主及び社会保険事務所双方が確認できなかったとは考え難い。したがって、申立人の厚生年金保険の被保険者資格喪失日である38年5月31日以降、事業主は、申立人に係る厚生年金保険の被保険者資格の取得の届出を行っていないものと考えられる。

さらに、上記給与計算等の担当者は、申立期間当時、厚生年金保険に加入していない従業員の給与から厚生年金保険料を控除したことは無い旨供述している。

加えて、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除については、申立人は記憶があるとしているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 12 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 25 年 3 月 31 日から 26 年 5 月 3 日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務していた申立期間について加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間に同社に勤務していたのは間違いないので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に、A社に通訳として勤務していたと申し立てている。

しかし、当時、A社などの駐留軍基地の従業員に対する労務管理を行っていた渉外労務管理事務所の業務を引き継いだB局は、当時のA社に係る資料が保存されていないため、申立人の勤務の実態及び厚生年金保険料の控除については、不明であるとしている。

また、申立人は、A社の同僚として4名の氏名を挙げているが、全員が死亡しているため、社会保険事務所のA社に係る被保険者名簿から、申立期間に厚生年金保険に加入していることが確認できる従業員8名に照会したところ、3名から回答があったものの、申立人のことを記憶している者はいなかった。

さらに、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、申立人に明確な記憶が無く、また、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和 33 年 6 月 1 日から 34 年 8 月 1 日まで  
②昭和 35 年 2 月 18 日から同年 7 月 12 日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務していた申立期間①及び②について厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答をもらった。いずれの期間もA社に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②について、A社に勤務していたと申し立てている。

しかし、A社は、既に解散しており、また、申立期間当時の事業主に照会したものの、回答が無かったことから、同社及び当該事業主から申立人の申立期間①及び②における勤務の実態や厚生年金保険の加入状況等について確認できない。

さらに、申立人が記憶している同僚7名のうち、4名はA社の申立期間に係る社会保険事務所の厚生年金保険被保険者名簿に名前が確認できず、厚生年金保険被保険者名簿の健康保険証整理番号に欠番が無いことから、同社では必ずしも従業員全員を厚生年金保険に加入させていたわけではないことが確認できる。

その上、A社に係る上記被保険者名簿から、申立期間当時に厚生年金保険に加入している従業員6名に照会したところ、そのうち4名から、当時A社では入社後4～9か月程度の試用期間をおいてから厚生年金保険への加入手続きをとっていたとの回答があった。

加えて、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除につい

ては、申立人に明確な記憶が無く、これを確認できる関連資料及び周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 2 月 5 日から 41 年 1 月 1 日まで  
② 昭和 46 年 4 月 17 日から 49 年 12 月 21 日まで  
③ 昭和 50 年 4 月 18 日から 51 年 6 月 2 日まで  
④ 昭和 54 年 1 月 10 日から同年 2 月 3 日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した申立期間①、B社に勤務した申立期間②並びにC社に勤務した申立期間③及び④について加入記録が無いとの回答をもらった。しかし、全期間とも勤務していたことは確かなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人はA社の同僚に誘われて、昭和 40 年 2 月 5 日から 41 年 1 月 1 日まで、同社に勤務していたと申し立てている。

しかし、社会保険事務所の記録によると、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、平成 9 年 8 月 1 日であることから、申立期間は、厚生年金保険の適用事業所となっていない。

また、申立期間当時のA社の元事業主は、すでに死亡している上、同社では、当時の資料を保有しておらず、申立人の勤務の実態や厚生年金保険料の控除等について確認することができないとしているほか、現在の同社の事業主は、申立期間当時の同社は従業員の給与が歩合制であり、会社自体が厚生年金保険に加入していなかったと思うと回答をしている。

さらに、A社の元事業主及び取締役は、社会保険事務所の記録によれば、申立期間当時、国民年金に加入し、その保険料を納付している。

加えて、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除については、申

立人に明確な記憶が無く、これを確認できる関連資料や周辺事情も無い。

- 2 申立期間②については、申立人の雇用保険の加入記録及び申立人の供述内容から、昭和46年4月17日から同年12月3日、47年4月17日から48年1月31日、48年6月1日から同年12月10日及び49年5月28日から同年12月20日までB社に勤務していたことが認められる。

しかし、B社は既に全喪しており、申立期間当時の従業員に係る勤務の実態や厚生年金保険の適用等に関する資料は無く、厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、B社の元事業主は、申立期間当時、季節労働者を除く正社員を社会保険に加入させ、季節労働者については厚生年金保険に加入させておらず、日雇健康保険のみ加入させていたと思うと回答している。

このことについて、B社の厚生年金保険の新規適用時である昭和42年4月2日から50年5月1日までに資格を取得した男性従業員16名について、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により加入記録を調べたところ、15名は12か月以上の加入記録となっていることからみても、短期雇用の者は厚生年金保険に加入させていなかったものと考えられる。

さらに、申立人は、B社における同僚5名の姓のみを記憶していることから、社会保険事務所の同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により当該同僚5名の氏名を確認したところ、その者たちの氏名は見当たらない上、これらの者から申立人の勤務の実態や厚生年金保険料の控除について確認することができない。

加えて、社会保険事務所のB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したところ、申立期間当時において、整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除については、申立人は控除されていたはずであるとするが、これを確認できる関連資料や周辺事情も無い。

- 3 申立期間③及び④については、雇用保険者資格取得届出確認照会回答書の被保険者区分に「短期」と記載されていることから、申立人は短期特例被保険者として昭和50年4月18日から同年12月10日、51年5月15日から同年6月1日及び54年1月10日から同年2月2日までC社に勤務していたことが確認できる。

しかし、C社は既に全喪しており、同社の元事業主は、申立期間当時の従業員に係る資料を保有していないことなどから、申立人が同社に勤務していたことを確認することができないとしている。

また、上記照会回答書の記載内容から、申立人が短期特例被保険者であることを知り得たC社の元事業主や取締役は、「申立人は東北地方の人が冬期のみ働きに出て来た季節労働者であると思う」、「季節労働者は社会保険に加入していなかった」旨それぞれ回答している。このほか、当時の現場所長は、

C社の場合、出稼ぎ者などの短期雇用者は、厚生年金保険に加入していないシステムであったと供述している。

さらに、申立人は、C社における同僚2名の姓のみを記憶していることから、これらの同僚について、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により氏名を確認したところ、その者たちの氏名は見当たらないことから、これらの者から申立人の勤務の実態や厚生年金保険料の控除について確認することができない。

そこで、社会保険事務所のC社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票から、申立期間当時に厚生年金に加入している7名の従業員に申立人の勤務実態や厚生年金保険料の控除等について照会したところ、1名の者は、申立人が同社に勤務していたことのみ記憶があるとしているが、その他の6名の者は、申立人のことを記憶しておらず、これらの者から申立人の勤務実態や厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

加えて、C社に係る厚生年金基金の加入記録に申立人の氏名は無く、また、社会保険事務所の同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したところ、申立期間③及び④当時において、整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間③及び④における厚生年金保険料の控除については、申立人は控除されていたはずであるとするが、これを確認できる関連資料や周辺事情は無い。

- 4 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①、②、③及び④について、申立人が厚生年金保険被保険者として、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 57 年 8 月から平成元年 2 月 6 日まで  
② 平成 15 年 3 月ごろから 16 年 6 月ごろまで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した申立期間①及びB社に勤務した申立期間②について加入記録が無いとの回答をもらった。しかし、いずれの期間もA社及びB社にそれぞれ勤務していたことは確かなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A社の元事業主の回答及び当時の課長から提出された請負者名簿により、退職時期は明らかでないが、申立人が昭和 57 年 8 月 24 日に入社し、同社に請負の従業員として勤務していたことが確認できる。

しかし、A社の元事業主は、正社員は厚生年金保険に加入させていたが、請負契約による請負者は厚生年金に加入させていなかったとしている。

また、A社の元課長は、同社では、正社員、パート及び請負者の3種に雇用形態が分かれており、このうち、請負者については厚生年金保険に加入しておらず、かつ、請負者からは保険料の控除もしていなかったと供述している。

さらに、申立人は、同僚3名の姓のみを記憶しているが、これらの者は、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿や同社の請負者名簿での確認ができず、このため、これらの者から申立人の勤務の実態や厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

そこで、社会保険事務所のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間当時に厚生年金保険に加入していると認められる10名の従

業員に、申立人の勤務の実態や厚生年金保険の取扱い状況について照会したところ、2名は申立人が請負者であったと供述している。また、他の8名は申立人について記憶が無いと回答しているが、当該8名のうち2名は、請負者は厚生年金に加入していなかったと述べている。

このほか、申立人は、申立期間①において厚生年金保険料を事業主により控除されていたと主張しているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情も認められない。

2 申立期間②について、申立人は、平成15年3月ごろから16年6月ごろまでB社に1年くらいの期間勤務していたと申し立てている。

そして、B社から提出された源泉徴収票には、申立人の入社日は平成16年3月17日、退社日は17年8月5日と記載されている。

しかし、申立人は、平成16年6月23日から17年1月12日までの期間については、社会保険事務所の記録では、他の事業所において厚生年金保険の加入記録があり、当該期間については、B社において厚生年金保険の被保険者であったとは認められない。

また、同社から提出された平成16年4月及び5月分の賃金台帳によれば、申立人は同期間、給与から厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

さらに、B社から提出された平成16年12月分から17年8月分の賃金台帳によれば、申立人が同社の賃金台帳上は、在職とされているものの、給与が支払われていないことが確認できるほか、これらの賃金台帳と併せて同社から提出された申立人に係る平成16、17及び18年度の源泉徴収票のいずれにおいても、社会保険料の金額が記載されていないことから、同社は、申立期間②において、申立人の給与から厚生年金保険料を控除していなかったものと認められる。

なお、申立人は、申立期間②において、C区の国民健康保険に加入していたことが確認できる。

加えて、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、申立人に明確な記憶が無く、また、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、上述の申立期間①及び②について、申立人が厚生年金保険被保険者として、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 10 月から 47 年まで  
② 昭和 47 年から 58 年まで  
③ 昭和 58 年から平成 2 年 4 月 16 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した申立期間①、B社に勤務した申立期間②及びC社又はD社に勤務した申立期間③について、すべて加入記録が無いとの回答をもらった。いずれも勤務していたことは確かなので、これらの期間について厚生年金の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①にA社、また、申立期間②にB社にそれぞれ勤務していたと申し立てている。

しかし、A社及びB社については、社会保険事務所に適用事業所としての記録が無く、所在地を管轄する法務局に商業登記の記録も無い。

また、公共職業安定所の記録において、雇用保険の適用事業所としての記録も無い。

さらに、申立人はA社及びB社の事業主や同僚の氏名や名字を挙げているが、いずれも所在が不明であるため連絡が取れず、これらの者から申立人の勤務の実態や厚生年金保険料の控除について確認することができない。

加えて、A社及びB社に勤務していた申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、申立人は控除されていたはずであるとするが、これを確認できる関連資料や周辺事情もない。

申立期間③については、申立人は当該期間において、C社又はD社に勤務していたはずであると申し立てている。

そこで、まず、C社における勤務等についてみると、C社では、申立人の申立期間当時の従業員に関する資料を保有しておらず、申立人に係る勤務の実態や厚生年金保険料の控除までは分からないとしている。

また、申立人が記憶しているC社の同僚2名に照会したところ、同僚1名から、期間は明らかではないが、申立人が同社に勤務していた記憶があるとの回答しか得られなかった。

そこで、社会保険事務所のC社に係る被保険者名簿から申立期間当時に、同社に在籍し、厚生年金保険に加入していることが確認できる従業員9名に照会したところ、従業員3名から、申立人が申立期間にC社に勤務していたことは覚えているが、正社員ではなかったとの回答が得られた。

加えて、申立人は、C社における雇用保険の加入記録が無い。

さらに、社会保険事務所のC社の事業所別被保険者名簿を確認したところ、申立期間当時において、健康保険証の番号に欠番も無い。

次に、D社における勤務等についてみると、D社も、申立人の申立期間当時の勤務状況等について確認できる資料を保有しておらず、申立人の勤務の実態や厚生年金保険料の控除までは分からないとしている。

そこで、申立人が記憶しているD社の同僚3名に照会したところ、同僚2名から期間は明らかではないが、申立人が同社に勤務していたことは覚えているとの回答しか得られなかった。

また、社会保険事務所のD社に係る被保険者名簿から申立期間当時に、同社に在籍し、厚生年金保険に加入していることが確認できる従業員6名に照会したところ、2名から期間は分からないが、申立人が同社に勤務していた記憶があるとの回答しか得られなかった。

そこで、申立人について、申立期間のD社における雇用保険の加入記録は無い。

加えて、社会保険事務所のD社の被保険者名簿等を確認したところ、申立期間当時において、健康保険番号等に欠番も無い。

さらに、C社またはD社に勤務していた申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、申立人は控除されていたはずであるとするが、これを確認できる関連資料及び周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年4月から38年3月31日まで

厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務していた申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間は、同社に間違いなく勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA社に勤務していたと申し立てている。

しかし、A社は既に解散していて、申立期間当時の従業員に係る資料は無く、申立期間当時の事業主は既に死亡している。

また、申立人が記憶しているA社の上司や同僚6名に照会したところ、申立人が期間ははっきりしないものの同社に勤務していたことは記憶しているが、申立人の厚生年金保険の加入状況等については不明であるとしている。

さらに、申立人と元同僚は、申立期間当時におけるA社の従業員は15名から20名程度であると供述しているが、社会保険事務所の厚生年金保険被保険者名簿に名前が確認できたのは8名にすぎず、当該名簿に欠番が無いことから、同社では、必ずしも従業員全員を厚生年金保険に加入させていたわけではないことが確認できる。

加えて、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除については、申立人には具体的な記憶が無く、申立てに係る事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 9 月 21 日から 60 年 6 月 30 日まで  
社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間に同社に勤務したことは確かなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA社に勤務していたと申し立てている。

しかし、申立人は、雇用保険の記録では、申立期間の一部である昭和 60 年 4 月から同年 6 月までの期間、他の事業所において勤務していることが確認できることから、当該期間は、A社に勤務していたとは認められない。

そして、A社は、平成 8 年 1 月に解散しており、また、同社の事業主及び役員に照会したものの、回答が得られず、同社及びこれらの者から申立人の勤務の実態や厚生年金保険料の控除等の状況について確認することができなかった。

また、申立人は、当時のA社における上司や同僚等の氏名を記憶していないことから、これらの者から申立人の勤務の実態や厚生年金保険料の控除について確認することができない。

そこで、社会保険事務所の同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間に被保険者となっており、かつ、所在が確認できた従業員 9 名に確認したところ、申立人のことを記憶している者はいなかった。

さらに、申立人は、当時A社には約 50 名の従業員が勤務していたと供述しているが、上記被保険者名簿では、被保険者記録が確認できる者は代表者、役員を含め 6 名にすぎないことから、同社では、従業員全員を厚生年金保険に加

入させていたわけではないと考えられる。

加えて、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除については、申立人には具体的な記憶が無く、また、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 4 月から 57 年 12 月まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社（現在は、C社。）に勤務した申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社に勤務したことは確かなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA社に勤務していたと申し立てている。

しかし、A社の後継会社は、申立期間当時の従業員に係る資料は保管しておらず、また、A社の当時の事業主も既に死亡しており、申立人の勤務の実態や厚生年金保険料の控除等の状況について確認することができないとしている。また、申立人は、公共職業安定所の記録では、申立期間当時、雇用保険にも加入していないことが確認できる。

さらに、申立人が、申立期間当時のA社の上司や同僚として記憶している34名のうち、所在が判明した10名に申立人の勤務の実態や厚生年金保険への加入状況等を照会したところ、7名から回答があり、1名は申立人について記憶が無く、他の6名は申立人が勤務していた記憶はあるが、勤務期間は覚えていないとの回答しか無く、同保険料の控除等については確認できなかった。

加えて、上記の上司や同僚34名については、社会保険事務所が保管する同社に係る厚生年金保険被保険者名簿では、そのうち、被保険者記録が確認できない者が13名もおり、かつ、同被保険者名簿には欠番が無いことから、同社では一部の従業員について、厚生年金保険に加入させないという取扱いをしていたものと考えられる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除については、申

立人には明確な記憶が無く、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 3 月 7 日から同年 10 月 1 日まで  
② 昭和 41 年 10 月 1 日から 42 年 3 月 1 日まで  
③ 昭和 44 年 9 月 2 日から 46 年 1 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務していた申立期間①、B社（現在C社。）に勤務していた申立期間②及びD社に勤務していた申立期間③について、すべて加入記録が無いとの回答をもらった。いずれも勤務していたのは確かなので、これらの期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

### 1 申立期間①の昭和 41 年 3 月 7 日から同年 10 月 1 日までの期間については、申立人はA社に勤務していたと申し立てている。

しかしながら、A社は社会保険庁の記録において、厚生年金保険の適用事業所としての記録が無い。

また、閉鎖商業登記簿謄本から、A社は昭和 49 年 12 月 3 日に会社を解散しており、申立期間当時の代表取締役及び取締役 6 名の所在はいずれも不明である上、申立人は、当時の上司や同僚の氏名を記憶しておらず、これらの者から申立人の勤務の実態や厚生年金保険料の控除について確認ができない。

さらに、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、申立人に明確な記憶が無く、また、これを確認できる関連資料や周辺事情も無い。

### 2 申立期間②の昭和 41 年 10 月 1 日から 42 年 3 月 1 日までの期間については、申立人は、B社に勤務していたと申し立てている。

しかしながら、B社は、同社が保有する申立期間当時の人事記録簿や厚生年金保険管理簿に申立人の記録が無いとしており、また、同社から、申立期間当時、勤務していた複数の社員に申立人の勤務の状況等について尋ねたものの、申立人を記憶している者はいなかったとの回答があった。なお、公共職業安定所の記録においても、申立人の申立期間当時の雇用保険の加入記録も無い。

また、申立人は、当時の上司や同僚の氏名を記憶していないため、社会保険事務所のB社に係る厚生年金被保険者名簿から、申立期間当時に厚生年金保険に加入している従業員9名に申立人の勤務の実態等について照会したものの、申立人を知っている者はいなかった。

その上、当該被保険者名簿には厚生年金保険の整理番号に欠番は無い。

加えて、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、申立人に明確な記憶が無く、これを確認できる関連資料や周辺事情も無い。

- 3 申立期間③の昭和44年9月2日から46年1月1日までの期間については、申立人は、D社に勤務していたと申し立てている。

しかし、D社の商業登記簿謄本によれば、申立人は取締役として、D社に勤務していたところ、昭和44年12月28日に取締役を辞任したことが記録されており、D社に45年2月に入社した経理担当者が「私が入社した時には、申立人は在籍していなかった。在籍していない人物の給与から厚生年金保険料の控除はあり得ない」と供述していることや、申立人が退職日についてあまり覚えていないと述べていることから、申立人は遅くとも45年1月にはD社を退職したものと考えられる。

また、D社は、厚生年金保険の適用事業所になったのが昭和45年7月22日であり、申立期間③のうち、同日以前の期間は適用事業所にはなっておらず、D社の取締役である申立人が、同保険料を控除されていたとは考え難い。

なお、D社は、既に解散しており、同社元役員は、申立期間③当時の社員に関する資料が無いことから、申立人の勤務の実態や厚生年金保険の適用等については確認できないとしている。

加えて、申立期間③に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、申立人に明確な記憶が無く、また、これを確認できる関連資料や周辺事情も無い。

これら、申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると上述の申立期間①、②及び③について、申立人が厚生年金被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間③について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 31 年 4 月 1 日から 35 年 9 月 28 日まで  
② 昭和 35 年 10 月 3 日から 38 年 1 月 1 日まで  
③ 昭和 38 年 10 月 1 日から 39 年 12 月 1 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、申立期間①及び②については、A社及びB社において、厚生年金保険に加入していた記録はあるが、脱退手当金が支給されたことになっており、また、C社に勤務していた申立期間③については、厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答をもらった。

しかし、申立期間①及び②については、脱退手当金が支給されたとされる当時、そのような制度があることを知らず、請求した覚えもないので、厚生年金保険の加入記録を回復してほしい。また、申立期間③については、C社で勤務したことは確かなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②については、A社及びB社に係る厚生年金保険被保険者名簿の申立人の記録においては、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示がされているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りが無いなど、脱退手当金の支給等に係る一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び②に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

申立期間③については、申立人が記憶しているC社の同僚1名及び同社の従業員2名は、いずれも、期間は不明であるが、申立人が同社で勤務していたと証言していることから、期間は特定できないものの、申立人が申立期間③当時、同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、C社は、既に全喪しており、申立期間③当時の事業主、役員等については、連絡先不明のため、同社及びこれらの者から、その当時における申立人の勤務形態、厚生年金保険の加入状況等について確認することはできない。

そして、申立人がC社で一緒に勤務していたと記憶している同僚1名及び上記の従業員2名は、申立人が同社に勤務していることを記憶しているが、その勤務期間や厚生年金保険の加入状況は、不明であるとしている。

また、社会保険事務所のC社に係る厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間③当時同社の被保険者であったことが確認できる複数の従業員に照会したところ、4名の従業員は、それぞれ、本人が入社したとする時期から、約8か月ないし3年1か月後に被保険者資格を取得した記録があることから、同社では、入社してから相当期間が経過した後に、従業員を厚生年金保険に加入させていたことがうかがえる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和17年6月1日から19年12月5日まで

平成19年に社会保険事務所において年金記録を確認した際、脱退手当金というものが自分に支給されていることを知ったが、それまで脱退手当金という制度を知らなかった。脱退手当金が支給されるとされる時期は農家に住込みで働いていたので、通知や書類などを受け取れる状態ではなかった。このため、よく調査して確認してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者台帳には脱退手当金の支給金額、支給年月日等が記載されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りが無いなど、脱退手当金の支給等に係る一連の事務処理に不自然さはいかたがえ無い。

また、申立人が年金の裁定請求を行ったとする昭和63年当時には、年金の裁定請求書に職歴を記載することとされ、社会保険事務所においても、当該職歴に基づき、請求者の厚生年金保険加入状況を確認していたことから、申立人も当該裁定請求の際に、本件脱退手当金の支給について認識したものと考えられるところ、申立人は、平成19年に、ねんきん特別便が送付されるまで、申立期間について、脱退手当金が支給されていることを知らなかったと供述している。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 26 年 5 月 2 日から 31 年 6 月 21 日まで  
社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について脱退手当金を支給済みとの回答をもらった。  
しかし、脱退手当金を受領した記憶は無いので申立期間について、厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人がA社に係る被保険者資格を喪失した昭和 31 年と同一年に同社に係る被保険者資格を喪失し脱退手当金を受給した記録のある女性従業員 25 名のうち、被保険者資格を喪失してから脱退手当金が支給決定されるまでの期間が 6 か月以下となっている者が 21 名と多いことから、申立人についてもその委任に基づき事業主が代理請求した可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には脱退手当金の支給年月日、支給金額等が記載されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りが無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 3 か月後の昭和 31 年 10 月 8 日に支給決定されているなど、脱退手当金の支給等に係る一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 5 月 29 日から 9 年 3 月 25 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には、平成 9 年 3 月 25 日まで勤務したので、申立期間も被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたA社の平成 8 年分給与支払報告書の退職日欄に「平成 8 年 7 月 15 日退職」の記載があることから、申立人は、申立期間のうち同日まで同社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、A社が加入するB健康保険組合の記録では、申立人の被保険者資格の喪失日は平成 8 年 5 月 28 日となっており、これは、社会保険事務所の記録上の申立人の資格喪失日と一致している。

また、申立人から提出のあった平成 8 年の確定申告書及び上記給与支払報告書に記載されている社会保険料の控除額は、申立人のA社における約 5 か月分の社会保険料にすぎない。そして、社会保険庁の記録から、申立期間当時、A社において厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員に照会したところ、1名の従業員が、同社における厚生年金保険料の控除は翌月控除方式であったと供述している。このことから、上記の約 5 か月分の社会保険料は、申立人の加入記録がある平成 7 年 12 月から 8 年 4 月までの分であり、A社は、申立人の給与から申立期間に係る厚生年金保険料を控除していなかったものと認められる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①については、労働者年金保険被保険者であったことを認めることはできず、また、申立期間②については、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 14 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和 17 年 7 月ころから 19 年 6 月ころまで  
②昭和 29 年 6 月 30 日から 30 年 6 月 1 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社のB本社に勤務した申立期間①及びC社（現在はD社）E出張所に勤務した期間のうち申立期間②について加入記録が無いとの回答をもらった。いずれの会社についても、勤務していたのは間違いないので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、A社のB本社に勤務していたと主張している。

しかしながら、労働者年金保険法（昭和 16 年法律第 60 号）の適用範囲は内地に限られており、外地であるBは同法の対象となっていない上、申立期間当時、A社は、国内においても労働者年金保険の適用事業所となっていない。

また、労働者年金保険法では、筋肉労働者の男子工員のみが労働者年金保険法の被保険者となるとされているところ、申立人は、主に木材の買付事務に従事していたとしていることから、労働者年金保険法の適用対象となる筋肉労働者ではなかったものと考えられる。

これらの事実を総合的に判断すると、申立人が、申立期間①において、労働者年金保険の被保険者であったことを認めることはできない。

申立期間②については、申立人は、当該期間においてもC社E出張所に勤務していたと主張している。

しかしながら、E社の事業主は、当時の資料が残っていないこと等から、申立人の勤務の状況等について、確認できないとしている。

また、申立人が記憶しているC社E出張所における一人の同僚は、既に死亡しており、当該同僚から申立人の勤務の実態や厚生年金保険料の控除について確認することができない。

そこで、社会保険事務所のC社E出張所に係る被保険者名簿から、申立期間当時、厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員に照会したが、申立人が申立期間においても勤務していたことを記憶している者はいなかった。

さらに、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除については、申立人には具体的な記憶が無く、また、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 38 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 10 年 6 月から同年 9 月 1 日まで  
② 平成 11 年 12 月 30 日から 12 年 1 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、申立期間について加入記録が無い旨の回答をもらった。平成 10 年 6 月から 11 年 12 月 31 日まで A 社に継続して勤務していたので、再調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成 10 年 6 月から 11 年 12 月 31 日まで A 社に勤務していたと申し立てているところ、同社に採用された日付については正確な記憶が無い旨の供述をしている。

また、A 社では、申立人の申立期間①及び②を含む当時の勤務状況等について確認できる資料を保有しておらず、申立人に係る勤務の実態や厚生年金保険料の控除については分からないとしている。

さらに、社会保険庁の記録から、申立期間①及び②当時に同社に勤務していたことが確認できた複数の従業員は、申立人のことを記憶しておらず、申立人の採用された時期及び退職した時期については分からないと供述している。

加えて、社会保険庁の記録から、申立人と同月に退職した従業員についても、申立人と同様に、月の途中で厚生年金保険被保険者資格を喪失していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①及び②に係る雇用保険の加入記録も確認できない上、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を

事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 13 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 17 年 6 月 1 日から 18 年 9 月まで

電機工業高校を 3 か月の繰り上げ卒業の後、昭和 17 年 1 月から 18 年 9 月まで A 社（現在は、B 社。）C 工場（本社）に勤務して、エンジンの試験場の技術職員として仕事をしていたが、労働者年金保険法が施行された 17 年 6 月 1 日から 18 年 9 月までの厚生年金保険の加入記録が無いので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、電機工業高校を卒業の後に勤務した A 社 C 工場（本社）において、技術職員として仕事をしていた期間について、厚生年金保険の被保険者であることを主張している。

しかしながら、申立期間については、労働者年金保険法が施行されている期間であるところ、同法では、筋肉労働者の男子工員のみが被保険者として対象とされている。

これについて、A 社 C 工場の事業所別被保険者名簿から連絡先を把握した元従業員 1 名に照会したところ、同従業員は、「同社の社員には、職員と工員の別があり、また、仕事は、事務、設計、検査及び工作の 4 つに分かれており、建物も別で、工作の仕事を工員が行っていた。」と供述しており、また、申立人が電機工業高校の D 科を卒業している学歴及び申立人が当時の毎日の仕事について、「毎朝本社に出社した後、他工場に出向いて検査部の検査の仕事を行い、夜には本社に戻ってデータの整理をしていた。」と供述している業務内容から判断し、申立人は、労働者年金保険法の適用対象の筋肉労働者ではなかったものと考えられる。

また、申立内容から、申立人の被保険者資格取得が考えられる期間を対象と

して、社会保険事務所が管理するA社C工場の事業所別被保険者名簿の内容を確認したが、申立人の名前は見当たらず、また、同じく、社会保険事務所が管理する同社の生年月日順索引簿の内容も確認したが、同索引簿にも申立人の名前は見当たらなかった。さらに、申立人が記憶している上司（係長）を含む同僚5名についても、同社の事業所別被保険者名簿に、その名前を確認することはできなかった。

加えて、A社が吸収合併等により社名変更となっている現在のB社に照会したが、同社には申立期間当時の社員名簿等の資料は保存されておらず、申立内容について確認することができない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が労働者年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金（労働者年金）保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 10 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 24 年 8 月 1 日から 25 年 8 月 1 日まで

昭和 24 年 8 月 1 日から 25 年 8 月 1 日までの間、A 社（B 社の子会社。いずれの社も、現在は、C 社。）に籍を置きながら、B 社 D 支店の開設業務に嘱託として従事していたが、同支店勤務時における厚生年金保険加入記録が無いので、同期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間当時の A 社及び B 社の複数の同僚の供述により、申立人が、申立期間に B 社から給与を支給され、B 社 D 支店の開設業務に従事していたことは認められる。

しかしながら、B 社の事業主は、申立人を昭和 25 年 10 月 1 日に職員として採用したこと、また、それまでの間については、24 年 8 月 12 日に D 支店の用務を嘱託するという形で業務を行わせていたことを回答しており、このことについては、B 社 D 支店の開設業務を一緒に行った同社の元同僚が、自身には 24 年 8 月頃に B 社 D 支店勤務の辞令が出されたが、申立人には同時期に辞令が出されていなかったことを、また、同社の別の同僚は、25 年 10 月 1 日付で B 社 D 支店に入社し発令を受けた際に、申立人も一緒に発令されたことを記憶している旨供述している。

さらに、B 社から提出された申立人に係る個人台帳には、申立人が職員として採用された昭和 25 年 10 月 1 日付で「本給」が支給されることとなった記載がある。

加えて、申立人の雇用保険の加入記録は、B 社 D 支店において職員として採用された昭和 25 年 10 月 1 日からとなっており、申立期間において、申立人の雇用保険の加入記録は無い。

そして、B社D支店の申立期間当時の支店長及び総務担当者は既に死亡しており、申立内容に係る事情を聴取することはできず、念のため、B社本社の被保険者名簿も確認したが、申立人の記録は見当たらなかった。

なお、社会保険事務所の記録によると、B社D支店が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和24年9月1日であり、申立期間のうち、同日以前の期間について同支店は適用事業所とはなっていない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和30年3月28日から同年9月28日まで  
② 昭和37年11月20日から40年8月8日まで  
③ 昭和40年10月1日から41年5月1日まで

昭和47年に個人タクシー資格申請をした際に発行された、A社、B社及びC社の勤務期間に係る在職証明書があり、28年10月から、これらの会社に継続して勤務していたことは明らかであるのに、①の期間についてはA社またはB社、②の期間についてはB社、また、③の期間についてはC社の、各厚生年金保険の未加入期間があるのはおかしいので、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B社及びC社が発行している在職証明書により、申立人が、これらの事業所に在籍していたことは認められる。

しかしながら、①の期間について、A社の事業所別被保険者名簿をみると、昭和30年3月28日に厚生年金保険の資格を喪失している者は14名おり、そのうちの1名は、これら14名は同社から独立することとなった者が、独立先は複数に分かれるものの、同日にまとまって資格を喪失したものであることを供述しており、この14名の中には、同社からB社が独立することにもなって、申立人と同じく資格喪失し、後にB社で資格を取得している者が申立人のほか2名いるところ、これら2名も申立期間の厚生年金保険加入記録は無い。なお、1名は申立人と同じく、30年9月28日にB社が厚生年金保険の適用事業所となった日に、同社において資格を取得しており、もう1名の同社事業主は、同社が法人となった後の31年2月16日に資格を取得している。

このことについては、申立人自身も、「A社に勤務していたが、会社の事情

により数名が独立することになり、自分もB社の独立とともにA社からB社に移った。」と、上記のことを裏付ける供述をしている。

また、申立人は、A社で社会保険事務手続きを行っていた税理士が、同社からB社が独立し昭和30年9月28日に厚生年金保険の適用事業所となる際の手続や保険料控除等を含む給与計算事務を行っていたと供述しており、これら一連の社会保険事務手続きを行っていた税理士が、申立人が厚生年金保険の資格を喪失している①の期間において、A社またはB社に係る申立人の厚生年金保険料を控除していたことは考え難い。

②の期間については、社会保険事務所が管理するB社の事業所別被保険者名簿をみると、申立人に係る記録は、昭和37年11月9日付けで資格喪失されたものが、その後、同喪失年月日が同年11月20日に訂正される処理が38年4月17日に行われており、この喪失日訂正処理の理由は不明ながらも、何らかの理由をもって、同月に、申立人の資格が喪失されていることが認められる。

また、B社の元同僚6名に照会し、このうち2名から、申立期間中に申立人が同社に在籍していたことについての供述は得られたものの、同社において申立人の厚生年金保険料控除があったことをうかがわせる供述までは得ることができなかった。

さらに、B社の事業主夫妻は死亡しており、申立内容について事情を聴取することはできない。

加えて、B社は従業員が数名の事業所であり、申立期間中には標準報酬月額の時決定に係る処理を行う機会が2回あるところ、同社が申立人に係る厚生年金保険の加入や保険料控除等を行う意思を有しながら、同社が、これらの機会を通じて、申立人の資格取得や保険料控除等を行っていないことに気が付かないことは考え難い。また、同社の事業所別被保険者名簿の整理番号に欠番は無く、同名簿の記載内容に不自然さは見られない。

③の期間については、申立人は、C社が申立期間に厚生年金保険の適用事業所ではなかったため事業主に働きかけて同社を厚生年金保険の適用事業所にしてもらったと供述しており、申立期間に同社は適用事業所ではないので、自身の厚生年金保険の加入記録が無いことは承知していると供述している。

また、C社の元同僚1名は、申立期間に同社は厚生年金保険の適用事業所となっていなかったため、国民年金保険料を納付していたと供述しており、これは、社会保険庁の記録でも確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の、申立期間に係る、厚生年金保険の標準報酬月額について記録訂正を認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 3 月 1 日から 9 年 3 月 11 日まで

社会保険事務所の記録では、代表取締役として勤務していたA社における申立期間の標準報酬月額が、実際は 59 万円を超えていたにもかかわらず同社全喪時(平成 9 年 3 月 11 日)に、9 万 2,000 円に訂正されていることが判明したので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間に代表取締役として勤務していたA社は、社会保険事務所の記録により平成 9 年 3 月 11 日に全喪しており、また、その 8 日後の同年 3 月 19 日に、申立人の 7 年 3 月から 9 年 2 月までの標準報酬月額は、59 万円から 9 万 2,000 円に訂正されたことが確認できる。

一方、申立人は、A社は、平成 8 年 12 月ころから、社会保険料の滞納が発生しており、9 年 3 月 5 日に不渡りが発生した後に、厚生年金保険料の滞納に関連して、同月中に社会保険事務所において滞納保険料の処理についての話し合いをした記憶があると供述している。

また、申立人は、昭和 60 年当時からA社の代表取締役に就任しているとしており、また、同社の商業登記簿により同社解散後は清算人に就任していることが確認できる。そして、上記標準報酬月額の訂正処理が行われた平成 9 年 3 月 19 日は、同社の解散決議(同年同月 10 日)が行われた後、解散の登記(同年同月 24 日。申立人は、同年同月 24 日に清算人に就任)が行われる前の時期であるところ、その間に、同社は全喪(同年同月 11 日)していることから、申立人は、同社の代表取締役として、同社の解散手続とともに、社会保険事務所に対する同社の全喪手続及び自らの標準報酬月額の減額訂正手続についても関与していたと考えることが自然である。また、当時、同社の社会保険関係

事務を行っていた従業員は、同社において平成9年3月5日に不渡りが発生した後、厚生年金保険料の滞納に関連して社会保険事務所において、滞納保険料の支払いについて話し合いをした記憶があるとしており、さらに、その後、社内において申立人が自らの標準報酬月額を訂正する旨の話をしていたことを記憶していることから、申立人は、申立期間における自らの標準報酬月額を減額訂正することについて承知していたはずであるとしている。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A社の代表取締役として、同社の行った申立てに係る厚生年金保険の標準報酬月額<sup>そきゅう</sup>の遡及訂正処理の手続について、知り、又は知り得る状態にあったと認められるところ、会社の業務としてなされた当該行為に責任を負うべきであり、当該処理は有効でないと主張することは信義則上許されず、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 25 年 4 月 5 日から 26 年 8 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務していた昭和 25 年 4 月 5 日から 32 年 4 月 1 日までの期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。申立期間も同社に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人のA社における同僚の証言から、申立人は、期間は明確でないものの、申立期間当時も同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社は、昭和 52 年 9 月 1 日に全喪しており、また、同社の所在地を管理する法務局には同社の商業登記の記録もないため、申立期間当時の事業主等の連絡先が不明であることから、同社及び事業主等から申立人の申立期間当時の勤務の実態や厚生年金保険の加入状況等について確認することができない。

また、申立人は、当時のA社における上司及び同僚を3名記憶しているところ、連絡がとれた2名の同僚のうち、1名の同僚は、申立人のことは記憶しているものの勤務期間については記憶しておらず、また、厚生年金保険の加入については会社が小さいため入社してすぐではなかったと記憶しているが、申立人の申立期間当時の厚生年金保険料の控除等については分からないと供述している。そして、もう1名の同僚は、申立人が中学を卒業して入社し、申立期間当時も勤務していたとしているほか、申立人と同時期に3名が同社に入社したことを記憶しているとしている。そして、申立人もこれら3名が同期入社であるとしている。しかし、これら3名の同僚は、社会保険事務所の同社に係る被保険者名簿により、厚生年金保険被保険者資格の取得日が、申立人と同様、

入社から約1年後の昭和26年8月1日となっていることが確認できる。

そして、社会保険事務所のA社に係る被保険者名簿から申立期間当時厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員に、申立人の申立期間における勤務状況や同社における厚生年金保険の適用状況等について照会したところ、連絡がとれた1名の従業員は、申立人のことは記憶にないものの、自分は昭和28年3月に中学を卒業してすぐ入社したとしているが、当該被保険者名簿では、当該従業員の厚生年金保険の被保険者資格の取得日は、入社から7か月後の28年11月1日であることが確認できる。これらのことから、当時、同社では、厚生年金保険には、入社してから相当期間経過後に加入させていたことが推認できる。

また、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除については、申立人に明確な記憶が無く、これを確認できる関連資料及び周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 7 月 31 日から 53 年 9 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務していた昭和 51 年 2 月 23 日から 54 年 12 月 23 日までの期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。当該期間についても間違いなく同社に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、A社の在籍証明書及び同僚の証言により、申立人が申立期間において、B国における同社の子会社であるC社に勤務していたことは確認できる。

しかし、A社は、申立期間当時の従業員に係る厚生年金保険の加入状況に関する資料等を保有していないことなどから、申立人の申立期間当時の同社における厚生年金保険の加入状況は分からないとしている。

また、当時のA社において申立人が記憶している4名の同僚に照会したところ、連絡のとれた3名の同僚のうち、2名の同僚は、申立人が申立期間当時にB国における同社の子会社であるB社に勤務していたことを記憶しているが、当時の勤務状況や同社における厚生年金保険の適用状況については分からないとしており、残り1名の同僚は、申立人については名前を記憶しているだけであり、同社における厚生年金保険の適用状況についても記憶にないとしている。

さらに、申立人は、A社が加入していた健康保険組合の記録においても、厚生年金保険の記録と同様に昭和 52 年 7 月 31 日にA社において健康保険の資格を喪失し、その後、同社において、53 年 9 月 1 日に再度資格を取得していた

ことが確認できるところ、申立人は、52年5月か6月頃には家族も出国したとしており、申立期間当時海外療養費制度がないことから、その後、健康保険は必要なくなったと考えられること、当該健康保険組合及び社会保険事務所の記録は一致しており、双方が同じ資格の取得日及び喪失日を誤って記録したとは考え難いことから、事業主は、申立人に係る厚生年金保険の資格喪失日を52年7月31日と、資格取得日を53年9月1日として社会保険事務所に届出を行ったと認められる。

加えて、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除については、申立人に明確な記憶が無く、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 4 月 21 日から同年 7 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務していた昭和 56 年 7 月 1 日から平成 7 年 9 月 1 日までの期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。申立期間も同社に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社に係る雇用保険の加入記録及び同僚の証言により、申立人は、申立期間も同社に勤務していたことが確認できる。

しかし、A社では、元事業主は死亡していること、申立期間当時の従業員に関する資料等を保有していないことなどから、申立人の申立期間当時の勤務の実態や厚生年金保険料の控除等については不明としている。

また、申立人は、当時のA社において上司及び同僚等を5名記憶しているところ、当該5名の同僚は、申立人が申立期間当時も勤務していたと記憶しているが、申立期間当時の申立人の同社における厚生年金保険の加入状況等については不明であるとしている。

そこで、社会保険事務所のA社に係る被保険者名簿から申立期間当時厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員に、申立人の申立期間における勤務状況や同社における厚生年金保険の適用状況等について照会したところ、連絡がとれた1名の従業員は、申立人が申立期間当時も勤務していたと記憶しているが、申立期間当時の申立人の厚生年金保険の適用状況等については分からないとしている。

一方、社会保険事務所のA社に係る厚生年金保険の被保険者名簿から申立人は、昭和 57 年 4 月 21 日に被保険者資格を喪失し、その後 57 年 7 月 1 日に資

格を再取得していることが確認できるところ、申立人に係る標準報酬月額については、被保険者資格の喪失時には28万円であったものが、被保険者資格の再取得時には19万円と大幅に減額されていることから申立人の申立期間における勤務の形態等が変化していることが推認でき、また、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届及び取得届が提出されないにもかかわらず、社会保険事務所にこれを記録するとは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの被保険者資格の喪失及び取得の届を行ったものと考えられる。

そして、事業主は、仮に申立人の申立期間に係る被保険者資格の喪失届を提出していなかったとすれば、その後の資格の再取得の届出の際に、社会保険事務所の記録において申立人が申立期間に被保険者となっていないことに気付いたはずであり、また、申立期間に申立人の給与から保険料を控除しておれば、毎月の社会保険事務所からの保険料納入告知額との差により、申立人が被保険者となっていないことに気付いたはずであると考えられる。

また、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除については、申立人に明確な記憶が無く、これを確認できる関連資料及び周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年8月から50年9月まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社の代表取締役社長として勤務していた昭和46年8月から50年9月までの標準報酬月額が3万円となっている回答をもらった。申立期間は3万円以上もらっていたので、50年10月以降の標準報酬月額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険庁の記録によれば、自らが代表取締役を務めていたA社において、厚生年金保険の被保険者資格を昭和39年9月1日に取得し、43年8月20日に喪失した後、46年8月1日に同社で被保険者資格を再取得しているところ、申立人は、同社における被保険者資格の再取得時である46年8月から50年9月までの標準報酬月額が3万円となっているが、当該期間については、給与明細書等の給与支給額や厚生年金保険料の控除額を証明できる資料はないが、3万円以上であったのは間違いないので、当該期間の記録は納得がいかないと申し立てている。

しかし、A社は、現在、申立内容を確認できる申立期間当時の賃金台帳等を保有していないことから、申立人の申立期間における報酬月額及び保険料控除額を確認できないとしている。

また、社会保険事務所のA社に係る厚生年金保険被保険者名簿の記録を確認しても、申立人の標準報酬月額等の記載内容に不備は無く、社会保険庁のオンライン記録とも一致しており、さらに、さかのぼって標準報酬月額の訂正が行われた形跡も見当たらない。

一方、社会保険事務所の記録では、申立人については、昭和46年8月の厚

生年金保険の被保険者資格の再取得時に標準報酬月額が決定されているが、この標準報酬月額を社会保険事務所が誤って記録したとすれば、申立期間は50か月あり、その間に事業主から社会保険事務所に申立人に係る標準報酬月額算定基礎届が少なくとも3回提出されており、社会保険事務所は、この3回の算定基礎届の際に、標準報酬月額の誤りに気付くはずであり、社会保険事務所が、いずれの機会においても事業所からの届出と異なる誤った標準報酬月額を決定し、記録したとは考え難い。

そして、仮に、社会保険事務所が申立人に係る標準報酬月額について誤った記録を行ったとすれば、上記3回の算定基礎届の機会があったこと、社会保険事務所からの保険料の納入告知書は社会保険事務所の標準報酬月額の記録に基づき算定された保険料額で行われたはずであること、さらには、申立期間当時のA社の被保険者数は3名程度と少ないことから、同社の代表取締役である申立人又は担当者が、社会保険事務所の誤った記録に気付かないとは考え難いことから、社会保険事務所の記録どおりの届出が行われたと考えるのが自然である。

また、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の給与からの控除については、申立人に明確な記憶が無く、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 29 年 5 月から 31 年 12 月 1 日まで  
② 昭和 36 年 11 月 1 日から 38 年 2 月 1 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した申立期間①及びB社に勤務した期間のうちの申立期間②の加入記録が無い旨の回答をもらった。A社に勤務した当時の社員旅行の写真があり、また、B社に勤務したことは確かなので、それぞれの申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①の昭和 29 年 5 月から 31 年 12 月 1 日までの期間については、申立人は、A社で運転手として勤務しており、このことは当時の社員旅行の写真で確認できると申し立てている。

しかし、A社は、申立期間当時の従業員の資料を保有していないことから、申立人の同社における勤務状況や厚生年金保険料の控除等について確認することができないとしている。

そして、申立人が記憶していた同僚及び社会保険事務所のA社に係る厚生年金保険被保険者名簿において申立期間当時厚生年金保険の加入記録がある複数の従業員は、いずれも申立人について記憶が無いとしている。

また、申立人から提出された、同僚 15 名と一緒に写った社員旅行の写真については、申立人は、A社で勤務した際と同僚であるとしているが、申立人が記憶している同僚等に照会したものの、いずれも自分や同社従業員は写っていないとしている。

申立期間②の昭和 36 年 11 月 1 日から 38 年 2 月 1 日までの期間については、B社における同僚の供述から、申立人が当該期間当時、同社に勤務していたこ

とは推認できる。

しかし、B社の人事管理を継承したC機構は、同機構が保管する厚生年金保険個人別台帳には、申立人のB社における厚生年金保険の最初の加入期間が昭和31年12月5日から36年11月1日まで、再取得後の加入期間が38年2月1日から39年8月1日までと記録されており、社会保険事務所のB社に係る厚生年金保険被保険者名簿の申立人の被保険者期間と一致しているとしている。また、同機構では、厚生年金保険に加入していない従業員の給与から、厚生年金保険料の控除は考え難いとしている。

また、当該被保険者名簿から、申立期間②当時にB社において、被保険者資格を再取得している複数の従業員に、同社における勤務状況等について照会したところ、連絡が取れた2名うちの1名は、同社において被保険者資格を喪失し、再取得するまでの間も同社で勤務していたが、その間の給与については歩合制であったことから、厚生年金保険に加入できず、上司から、その間は国民年金に加入するように薦められたとしており、当該従業員は、昭和42年5月に国民年金に加入し、同年同月分から48年10月分までその保険料を納付している。さらに、残りの1名についても、歩合制で同社に勤務した期間は、厚生年金保険に加入していなかったとしている。

そして、申立人は、B社において再取得した後に資格喪失した昭和39年8月以降は、歩合制であったことは記憶している。

以上のことに加え、申立人が申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除については、申立人には具体的な記憶は無く、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年から37年まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務していた期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社は、親族が経営する会社であり、申立期間に約2年程度は勤務し、冬の賞与をもらった後に退職したことを記憶しているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、入社日や退職日は記憶していないが、申立期間にA社で工員として勤務していたと申し立てている。

しかし、A社は、申立期間当時の従業員に関する資料を保有していないことなどから、申立人の同社における勤務状況や厚生年金保険料の控除等については不明であるとしている。

また、申立人は、A社での同僚を記憶していないことから、社会保険事務所の同社に係る厚生年金保険被保険者名簿から申立期間当時に同社で勤務していたことが確認できる複数の従業員に、申立人の同社における勤務状況等を照会したところ、そのうちの1名は、申立人については、勤務した期間までは覚えていないが、アルバイトとして同社に勤務していたことを記憶しているとしている。そして、当該従業員は、同社では、アルバイトの従業員については、厚生年金保険に加入させず、給与からは、その保険料を控除していなかったとしている。

なお、本件については、A社の元事業主から、当委員会における本件調査の終盤において、申立人が昭和36年1月1日から37年12月31日まで同社に在籍していたこと及び当該期間の厚生年金保険料を控除していた旨の文書が提

出された。しかし、当該事業主は、当初から、申立人が同社で勤務していた期間は不明であり、また、当時の人事関係書類、賃金台帳、厚生年金保険関係の各種届出書の控えを保有していないので、厚生年金保険料の控除を証明することはできないとしており、さらに、今回の文書についても、何らかの根拠資料があつて提出したものではないとしている。

そして、社会保険事務所のA社に係る厚生年金保険の被保険者名簿には申立人の記録が無いところ、事業主から申立人の昭和36年1月の資格取得届が提出されていたとすれば、その後、申立期間中2回の標準報酬月額算定基礎届のほか資格喪失届も提出されているはずであるが、これらの届出をすべて社会保険事務所が誤って記録していないとは考え難い。このため、社会保険事務所は申立人に係る厚生年金保険料の納入告知を行っていないと考えられるところ、仮に、申立期間に、事業主の親族である申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていた場合、25か月という期間にわたり、事業主は、申立人の納入告知が来ていないことに気づかず、申立人の給与から厚生年金保険料を控除し続けていたとは考え難い。

加えて、申立人が申立期間における厚生年金保険料の控除については、申立人には具体的な記憶は無く、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 28 年 12 月 16 日から 30 年 8 月中旬まで  
② 昭和 30 年 8 月中旬から同年 10 月ころまで  
③ 昭和 30 年 10 月ころから 31 年 2 月 1 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間のうちの申立期間①、B社に勤務した申立期間②及びC社に勤務した期間のうちの申立期間③の加入記録が無い旨の回答をもらった。いずれの期間もそれぞれの会社に勤務したのは確かなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①の昭和 28 年 12 月 16 日から 30 年 8 月中旬までの期間については、昭和 30 年 9 月 3 日に A 社を退職した従業員の証言から、申立人が申立期間①まで同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A 社は、申立期間当時の資料を保存していないことなどから、申立人が申立期間①においても同社に勤務していたことや厚生年金保険料の控除等について確認することができないとしている。

また、社会保険事務所の A 社に係る厚生年金保険被保険者名簿から申立期間に同社に勤務したことが確認できる複数の従業員に、同社での厚生年金保険の取扱い等について照会したところ、そのうち 1 名から、当時同社の従業員の中に、給与の手取り額を増やすために、厚生年金保険を脱退した者がいたことを記憶しているとしている。このため、同社では、従業員の希望により、厚生年金保険を脱退させていたと考えられる。

申立期間②の昭和 30 年 8 月中旬から同年 10 月ころまでの期間については、申立期間の約 2 か月間に B 社で勤務していたと申し立てている。

しかし、B社は、社会保険事務所の記録では、厚生年金保険の適用事業所となっておらず、所在地を管轄する法務局にも商業登記の記録が無い。

また、申立人は、B社における上司及び同僚等を名字しか記憶していないことから、これらの者を特定することが困難であり、申立人の同社における勤務状況や厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

申立期間③の昭和30年10月ころから31年2月1日までの期間については、申立人は、C社に勤務していたと申し立てている。

しかし、C社は、既に全喪し、また、事業主は死亡し、役員は連絡先が不明であることから、同社及びこれらの者から、申立人の同社における勤務状況や厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

そして、申立人が記憶しているC社の同僚及び社会保険事務所の同社に係る厚生年金保険被保険者名簿から、同社に勤務したことが確認できる複数の従業員に、同社での厚生年金保険の取扱いについて照会したところ、そのうち6名から、同社では入社から3か月程度は試用期間があり、当該期間は、厚生年金保険に加入しておらず、保険料の控除もなかったとしている。また、同被保険者名簿から同社入社日を照会したところ、いずれも2か月から3か月後に被保険者資格を取得していることが確認できた。

以上のことに加え、申立人の申立期間①、②及び③における厚生年金保険料の控除については、申立人には具体的な記憶が無く、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 1 月ころから同年 12 月ころまで  
② 昭和 49 年 12 月ころから 51 年 4 月ころまで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した申立期間①及びB社に勤務した申立期間②の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間にそれぞれの会社に勤務したことは確かなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、A社に勤務し自動車関連部品の製造業務に従事していたと申し立てている。

しかし、A社は、既に全喪し、事業主は連絡先が不明であることから、同社及び事業主から、申立人の同社における勤務状況や厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

また、申立人は、A社での同僚1名を記憶しているが、社会保険事務所の同社に係る厚生年金保険被保険者名簿には、当該同僚の加入記録は無い。

そして、上記被保険者名簿から、申立期間①にA社で勤務したことが確認できる複数の従業員に、申立人の勤務状況等を照会したが、いずれも申立人を記憶していなかった。

申立期間②については、申立人は、B社に勤務し商品の営業業務に従事していたと申し立てている。

しかし、B社は、既に全喪し、事業主は、連絡先が不明であることから、同社及び事業主から、申立人の同社における勤務状況や厚生年金保険の控除等について確認することができない。

また、申立人は、B社での同僚1名を記憶していることから、当該同僚に申

立人の同社における勤務状況等を照会したが、回答を得ることはできなかった。

そこで、社会保険事務所のB社に係る厚生年金保険被保険者名簿から申立期間当時に被保険者であったことが確認できる従業員に、申立人の同社での勤務状況等を照会したところ、申立期間当時、同社に営業次長として勤務した者から、同社では、営業業務に従事していた社員の給与については、固定給の者と商品の販売台数による歩合給の者がおり、歩合給の社員については、厚生年金保険に加入させておらず、その保険料も控除していなかったとしている。そして、申立人は、自分がもらっていた給与の種別までは覚えていないと供述している。

以上のことに加え、申立人が申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除については、申立人には具体的な記憶は無く、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年3月1日から同年12月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間に同社で勤務したのは確かなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が保有していたA社発行の身分証明書及び申立期間の終期に同社社長が申立人に送付した手紙から、期間までは特定できないが、申立人が同社で勤務していたことは推認できる。

しかし、A社は、申立期間当時の従業員に関する資料を保有していないことなどから、申立人が同社で勤務していた期間や厚生年金保険料の控除等について、確認できないとしている。

また、申立人が昭和34年3月1日に、A社に入社した時の上司及び同僚であったとする者は、社会保険事務所の同社に係る厚生年金保険被保険者名簿では、被保険者資格の取得日が、それぞれ昭和34年6月8日又は同年10月1日となっており、申立人の入社日より遅くなっている。

さらに、当該被保険者名簿から、申立期間同時に同社で勤務していたことが確認できる複数の従業員に、申立人のA社での勤務状況や厚生年金保険の加入状況等を照会したところ、申立人が在籍していたとする本社に勤務していた従業員1名は、同社では、入社後10か月程度経過してから被保険者資格を取得したとしており、それまでの期間は、厚生年金保険料の控除は無かったとしている。そして、このことは、当該従業員については、当該被保険者名簿において、入社したとする約10か月後に被保険者資格を取得していることから確認できる。

加えて、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、申立人に明確な記憶が無く、これを確認できる関連資料や周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年9月から25年12月まで

船員保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、B丸に乗船していた昭和24年9月頃から25年12月頃までの加入記録が無いという回答があった。申立期間も同社に勤務していたことは間違いないので、船員保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和24年9月頃からB丸に乗船し、A社に勤務していたと申し立てている。

しかし、同社は、当時の従業員に関する資料を保有していないことなどから、申立人の申立期間に係る勤務の状況や船員保険の加入状況等について確認することができないとしている。

また、申立人が記憶していた当時の船長はすでに亡くなっているため、また、申立人は、共に乗船していた同僚等の氏名を記憶していないため、これらの者から申立人に係る勤務の状況等を確認することができない。

そこで、社会保険事務所の同社に係る被保険者名簿により同社において船員保険に加入していることが確認できる複数の従業員に照会したところ、申立人のことは覚えているが、約60年も前の話であり申立人の勤務期間や同社の船員保険の取扱い等については記憶に無いとしている。

さらに、上記従業員のうち、当時の船員手帳を所持していた者は、当該船員手帳の記録では、同社に入社したのは昭和23年9月であるとしており、また、申立人は自分より後に同社に入社してきたと供述しているところ、上記被保険者名簿では、当該船員手帳保有者が船員保険に加入しているのは25年8月であり、入社から約2年程度経過後に船員保険に加入していることが確認できる。

このため、同社では、申立人を含め入社から一定期間経過後に船員保険の加入手続きを行ったものと考えられる。

加えて、申立人に係る申立期間の船員保険料の控除については、申立人に明確な記憶が無く、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 1 月下旬から 48 年 6 月 21 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社又はB社に勤務した期間のうち、昭和45年1月下旬から48年6月21日までの期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。しかし、当該期間もA社又はB社に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社及びB社の上司及び同僚の証言により、申立人が、A社に昭和45年1月から同年3月までの期間、また、B社に45年4月から48年6月までの期間、いずれも勤務していたことが推認できる。

そして、A社の厚生年金保険加入者は、事業主を除き、昭和45年4月9日に全員被保険者資格を喪失し、同日にB社において被保険者資格を取得していることから、申立人も、申立期間のうち、45年4月8日まではA社に、同年4月9日以降からはB社に勤務していたことが推認できる。

しかし、申立人は、申立期間においては、A社及びB社とも正社員ではなかったと説明しているところ、申立期間当時のA社及びB社の事業主は、当時、正社員は社会保険に加入させていたが、パートタイマー等正社員でない者は厚生年金保険に加入させておらず、正社員でない者の給与から厚生年金保険料を控除することはなかったとしている。

また、B社の事業主は、同社が作成した「健保年金明細表」(昭和49年9月1日現在)で申立人の厚生年金保険の被保険者資格の取得年月日が48年6月21日と記載されていることから、それ以前の期間において申立人は厚生年金保険の被保険者ではなかったと認められるとしている。

さらに、申立人の記憶している同僚2名については、社会保険事務所の記録では、1名はA社で昭和42年11月1日に厚生年金保険に加入し（45年4月9日以降はB社で加入）、もう1名がB社で46年10月3日に厚生年金保険に加入しているところ、2名とも、正社員になる前はパート社員として勤務していた期間があるとしており、うち1名は、正社員でない期間は厚生年金保険料が控除されていなかったと供述している。

加えて、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、申立人には具体的な記憶が無く、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 31 年 9 月ころから 34 年 12 月 31 日まで  
② 昭和 35 年 11 月ころから 36 年 4 月 1 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社B支局に勤務していた申立期間①及びA社本社に勤務していた期間のうちの申立期間②の厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答をもらった。しかし、これらの期間についても、A社に勤務していたので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①の昭和31年9月頃から34年12月31日までの期間については、A社から提出のあった人名表により、申立人は、32年2月1日から35年1月1日までの期間、同社B支局にアルバイトとして勤務していたことが確認できる。

しかし、同社B支局は、社会保険事務所の記録において、厚生年金保険の適用事業所としての記録は無い。

また、同社地方局に勤務する社員に係る社会保険手続については、A社本社が担当していたところ、昭和32年2月1日付のA社人名表に掲載されている同社18地方局におけるアルバイト18名の従業員の厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所の記録により調査したところ、そのうち17名が、申立期間当時、厚生年金保険に加入しておらず、このうち7名が昭和36年4月1日以降に本社において厚生年金保険被保険者資格を取得しており、10名は申立期間①以降も被保険者記録がない状況が見られた。

さらに、申立人の所持する昭和33年11月の給与計算書においては、社会保険料が控除されているものの、その控除額は、当時の厚生年金保険料より

はるかに少なく、当時の雇用保険料に一致することから、雇用保険料であり、厚生年金保険料の控除はなかったものと考えられる。

加えて、このほかに申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の事業主による控除を確認できる関連資料や周辺事情は見当たらない。

- 2 申立期間②の昭和35年11月頃から36年4月1日までの期間については、A社から提出のあった人名表により、申立人は、35年12月1日から36年4月1日までの期間、A社本社にアルバイトとして勤務していたことが確認できる。

しかし、昭和35年12月1日付のA社人名表に掲載されている同社のアルバイトで申立人と同職種の46名の従業員の厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所の記録により調査したところ、申立期間②当時全員が厚生年金保険に加入しておらず、このうち36名が申立人と同様に昭和36年4月1日に、1名が37年4月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得しており、9名は申立期間②以降も被保険者記録がない状況が見られた。

また、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、申立人に明確な記憶が無く、これを確認できる関連資料や周辺事情は見当たらない。

- 3 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 31 年 4 月 23 日から 33 年 1 月 10 日まで  
② 昭和 35 年 9 月 26 日から 36 年 2 月 1 日まで  
③ 昭和 40 年 8 月 1 日から 41 年 2 月 1 日まで  
④ 昭和 43 年 8 月 30 日から同年 10 月 1 日まで  
⑤ 昭和 43 年 10 月 1 日から 44 年 2 月 1 日まで  
⑥ 昭和 60 年 3 月 31 日から平成 4 年 2 月 16 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社（現在は、B社。）に勤務していた期間のうちの申立期間①及び②、C社に勤務していた期間のうちの申立期間③及び④並びに代表取締役としてD社（後に、E社。）に勤務していた期間のうちの申立期間⑤及び⑥の厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答をもらった。しかし、これらの期間についても、それぞれの会社に勤務していたので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①の昭和 31 年 4 月 23 日から 33 年 1 月 10 日までの期間については、A社の従業員 1 名の証言から、申立人が、申立期間の一部について同社に勤務していたことは、推認できる。

しかし、同社は、申立人が申立期間①に勤務していたか確認できず、また、同社の保管する申立人に係る「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」において、申立人の資格取得日が昭和 33 年 1 月 10 日となっていることから、仮に勤務していたとしても、当該資格取得等の届出を行う以前の申立期間①の厚生年金保険料を給与から控除していたとは考えられないと供述している。

また、申立人は、当時の同社における上司、同僚等を記憶していないため、社会保険事務所の同社に係る厚生年金保険被保険者名簿から申立期間①の当時被保険者であったことが確認できる複数の従業員に照会したところ、4名の回答があり、このうち3名が申立人のことを記憶しておらず、他の1名（昭和32年6月3日から同年11月29日まで同社で厚生年金保険に加入）が、申立人は休みがちであり、身分は分からないと供述しており、これらの者の供述から申立期間①における申立人の勤務の実態、厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

さらに、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、申立人は厚生年金保険料の控除があったと主張しているが、これを確認できる関連資料や周辺事情は見当たらない。

2 申立期間②の昭和35年9月26日から36年2月1日までの期間については、申立人は、当該期間もA社に勤務していたと申し立てている。

しかし、同社は、同社の保管する「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」において申立人の資格喪失年月日が昭和35年9月26日となっていることから、申立人が申立期間②に申立人が同社に勤務していたとは考えられないと供述している。

また、申立人は、当時の同社における上司、同僚等を記憶していないため、社会保険事務所の同社に係る厚生年金保険被保険者名簿から申立期間②の当時被保険者であったことが確認できる複数の従業員に照会したが、申立人のことを記憶している従業員はおらず、これらの者から申立期間②における申立人の勤務の実態、厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

さらに、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、申立人は厚生年金保険料の控除があったと主張しているが、これを確認できる関連資料や周辺事情は見当たらない。

3 申立期間③の昭和40年8月1日から41年2月1日までの期間については、C社及び同社の従業員の証言から、申立人が、当該期間の一部についても同社に勤務していたことが推認できる。

しかし、社会保険事務所の記録によると、同社は昭和41年2月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、それ以前の申立期間③は、適用事業所とはなっていない。

また、同社は、申立人は申立期間③の期間は同社の設立準備要員としてアルバイト的に勤務しており、厚生年金保険に加入させていないとしている。

さらに、申立人の申立期間③に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、申立人は厚生年金保険料の控除があったと主張しているが、これを確認できる関連資料や周辺事情は見当たらない。

4 申立期間④の昭和43年8月30日から同年10月1日までの期間について

は、申立人は、C社に当該期間も勤務していたと申し立てている。

しかし、同社の申立人に係る「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」では、申立人の資格喪失年月日が昭和43年8月30日となっており、現在当該書類を保管しているA社（C社の関連会社）は、申立人はその頃自分の会社を設立するために退職したと供述している。

また、申立人は、当時のC社における上司、同僚等を記憶していないため、社会保険事務所の同社に係る厚生年金保険被保険者名簿から申立期間④の当時被保険者であったことが確認できる複数の従業員に照会したところ申立人と同日の昭和43年8月30日に資格喪失していることが確認できる従業員1名が、申立人と同日日に退職したと供述し、別の従業員1名は、申立人は同日頃に退職したと供述している。

さらに、申立人の申立期間④に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、申立人は厚生年金保険料の控除があったと主張しているが、これを確認できる関連資料や周辺事情は見当たらない。

5 申立期間⑤の昭和43年10月1日から44年2月1日までの期間については、D社の複数の社員の証言及び同社の登記簿謄本により、申立人が、代表取締役として同社に勤務していたことが確認できる。

しかし、社会保険事務所の記録によると、同社は、昭和44年2月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、それ以前の申立期間⑤は適用事業所とはなっていない。

また、同社設立と同時に同社に勤務していた従業員1名は、申立期間⑤の期間は、国民健康保険に加入しており、会社が厚生年金保険の適用事業所になるまで厚生年金保険料は控除されていなかった、と供述している。

さらに、申立人の申立期間⑤に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、申立人は厚生年金保険料の控除があったと主張しているが、これを確認できる関連資料や周辺事情も見当たらない。

6 申立期間⑥の昭和60年3月31日から平成4年2月16日までの期間については、D社の社員の証言から、期間は明らかでないものの、申立人は、同社に代表取締役として勤務していたことが推認できる。

しかし、社会保険庁の記録によると、同社は、昭和60年3月31日に全喪しており、それ以後の申立期間⑥は厚生年金保険の適用事業所とはなっていない。

また、申立人は、同社の社会保険に係る各種手続については、担当社員に任せており、同社の全喪については、知らないと主張しているが、申立人は、同社の代表取締役であり、同社の全喪について知り得る立場にあったことから、その主張は認められず、全喪後も厚生年金保険料が控除されていたとは認め難い。

さらに、申立人の申立期間⑥に係る厚生年金保険料の事業主による控除に

については、申立人は厚生年金保険料の控除があったと主張しているが、これを確認できる関連資料や周辺事情は見当たらない。

- 7 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①、②、③、④、⑤及び⑥に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 29 年 9 月 10 日から 31 年 7 月 30 日まで  
② 昭和 31 年 9 月から 32 年 3 月 30 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務していた申立期間①及びB社又はC社に勤務していた申立期間②の加入記録が無い旨の回答をもらった。しかし、それぞれの会社に申立期間①及び②においても勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

### 1 申立期間①の昭和 29 年 9 月 10 日から 31 年 7 月 30 日までの期間については、申立人は、A社に勤務していたと申し立てている。

しかし、同社は、申立人が同社に勤務していたことを確認できる資料を保有していないことなどから、申立人が同社に勤務していたことは確認することはできないが、同社保管の「年金台帳」に申立人の氏名が無いことから、申立人が厚生年金保険の被保険者でなかったことは確認できるとしている。

また、申立人は、申立期間①当時の上司、同僚等については、一部の同僚の名字しか記憶が無く、当該同僚を特定することができないため、社会保険事務所の同社に係る厚生年金被保険者名簿から申立期間①当時被保険者であったことが確認できる複数の従業員に照会したものの、申立人のことを記憶している従業員はいなかった。

さらに、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、申立人に明確な記憶が無く、これを確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

### 2 申立期間②の昭和 31 年 9 月から 32 年 3 月 30 日までの期間については、申

立人は、B社又はC社に勤務していたと申し立てている。

しかし、B社及びC社は、申立期間②当時の正社員の名簿に申立人の氏名は無いことから、申立人が当時正社員として勤務していたとは考えられないと供述し、作業現場で直接雇用された従業員については、これらの者が勤務していたことを確認できる名簿等の資料を保有していないことなどから、申立人が両社の作業現場の従業員であったことも確認することはできないとしている。

また、申立人は、申立期間②当時の上司、同僚等については、一部の同僚の名字しか記憶が無く、当該同僚を特定することができないため、社会保険事務所のB社及びC社に係る厚生年金被保険者名簿から申立期間②当時被保険者であったことが確認できる複数の従業員に照会したものの、申立人のことを記憶している従業員はいなかった。

さらに、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、申立人に明確な記憶が無く、これを確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

- 3 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①及び②に係る保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 2 月 20 日から同年 4 月 1 日まで  
② 昭和 39 年 12 月 31 日から 40 年 4 月 1 日まで  
③ 昭和 56 年 3 月 30 日から同年 4 月 1 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、兄が事業主であったA社に勤務していた期間のうちの申立期間①、B社に勤務していた期間のうちの申立期間②及びC社に勤務していた期間のうちの申立期間③の加入記録が無い旨の回答をもらった。しかし、それぞれの期間についても、それぞれの会社に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人は、A社に当該期間を含む昭和 35 年 2 月 18 日から 39 年 3 月 31 日までの期間、勤務していたと申し立てている。

しかし、同社は既に全喪し、事業主（申立人の兄）は死亡しているため、同社及び事業主から申立期間における申立人の勤務の実態、厚生年金保険料の控除等を確認できない。

また、申立期間①当時、同社の経理担当の取締役であった申立人の姉は、申立人が申立期間①も同社に勤務していたものの、申立人の申立期間①の保険料控除については、不明であると供述している。

さらに、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、申立人に具体的な記憶が無く、これを確認できる関連資料や周辺事情は見当たらない。

2 申立期間②については、申立人は、B社に当該期間を含む昭和 39 年 12 月 31 日から 48 年 9 月 30 日までの期間、勤務していたと申し立てている。

しかし、同社は、申立期間②は40年前のことで当時の資料を保管していないため、申立期間②における申立人の勤務実態、厚生年金保険料の控除等については、不明であるとしている。

また、社会保険事務所の同社に係る厚生年金保険被保険者名簿から申立期間②当時被保険者であったことが確認できる複数の従業員に照会したところ、従業員1名は、申立人が申立期間に同社に勤務していたことを記憶していたが、他の従業員1名は、申立人のことを記憶していないものの、同社には約3か月の試用（見習い）期間があり、同社から採用辞令書をもってから厚生年金保険に加入したと供述している。申立人は、申立期間は試用（見習い）期間であり、昭和40年4月に採用辞令書を受け、正式採用されたと説明していることから、同社は、申立期間②において申立人を厚生年金保険に加入させていなかったものと推認できる。

さらに、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、申立人に具体的な記憶が無く、また、これを確認できる関連資料や周辺事情は見当たらない。

- 3 申立期間③については、申立人は、厚生年金保険の加入期間は昭和55年8月22日から56年3月30日までの期間となっているが、C社には56年3月31日まで勤務していたと申し立てている。

しかし、申立人は、申立期間③の期間中に同社の関係会社D社で雇用保険に加入しており、雇用保険加入の記録から、離職日が昭和56年3月30日となっており、厚生年金保険の資格喪失日と一致している。

また、C社の当時の事業主に申立期間③における申立人の勤務実態、厚生年金保険料の控除等を照会したところ、事業主からは回答が得られなかった。

さらに、社会保険事務所の同社に係る厚生年金保険被保険者名簿から申立期間③当時、被保険者であったことが確認できる複数の従業員に照会したところ、2名の従業員が勤務していたと供述しているものの、申立人の厚生年金保険料の控除等については、確認できない。

加えて、申立人の申立期間③に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、申立人に具体的な記憶が無く、これを確認できる関連資料や周辺事情は見当たらない。

- 4 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。